

# Hockey Handbook

競技運営規程	.....1
登録規程	.....36
ユニフォーム規程	.....40
公認競技役員規程	.....43
データ登録手順	.....52
アンチドーピング	.....70
施設用具関係	.....74



2016年4月版

公益社団法人 日本ホッケー協会 技術委員会



# ホッケー競技運営規程

2016年4月1日施行

公益社団法人 日本ホッケー協会

## 目 次

<b>序文 目的</b> .....	3
1 大会適用規則 .....	3
2 競技役員 .....	3
3 参加申込 .....	3
4 チーム代表者会議 .....	4
5 スターティングリスト（試合のチーム構成） .....	5
6 チームの服装、装具、カラー .....	5
7 試合時間 .....	6
8 プレイヤーの交代 .....	6
9 フィールドへの入場 .....	6
10 試合の中断 .....	7
11 公式試合記録 .....	8
12 棄権 .....	8
13 サジェスションアンパイア .....	8
14 行動規定と処罰 .....	8
15 抗議 .....	9
16 アンチ・ドーピング .....	9
17 想定外の事態 .....	9
18 アピールジュリー .....	10
19 アピールジュリー制度の運用 .....	10
20 その他 .....	10
<b>付属書</b>	
付属書 1 ホッケー競技規則に優先する項目 .....	11
付属書 2 リーグ戦での順位決定方法 .....	15
付属書 3 シュートアウト戦 .....	16
付属書 4 行動規範 .....	19
付属書 5 行動規範における違反と処罰レベルのガイドライン .....	21
付属書 6 サジェスションアンパイア .....	22
<b>補足資料</b> .....	25

## 序文 目的

本規程は、ホッケーの大会が公正かつ安全に滞りなく行われ、チーム関係者、観客、運営者、競技役員等の大会に関わるすべての人々がホッケー競技を通じて、心身の健全な発達、健康の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等を楽しみ、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進するものである。

## 1. 大会適用規則

- 1.1 試合は大会開始日に有効なホッケー競技規則と本競技運営規程に則って行われる。本規程の付属書による変更がある場合には、その変更を優先させ、本規程として扱う。
- 1.2 大会開催にあたり本規程を補完する大会運営規程を定めることができる。大会運営規程と本規程の定める内容が競合する場合は、大会運営規程を優先させるが、大会運営規程は、大会開始前までに主催者または共催者の承認を得なければならない。
- 1.3 チーム代表者会議でチーム代表者と TD で合意が得られた事項は本規程に優先する。
- 1.4 リーグ戦の場合の順位決定方式は付属書 2 に規定する。
- 1.5 本規程は、公益社団法人日本ホッケー協会（以下「JHA」という。）のウェブサイトに公表される。本規程の改定時には各都道府県協会および関係団体に通知される。
- 1.6 行動規範（付属書 4）は、競技に参加する者がホッケー競技への自覚と責任を持つために制定され、適用される。

## 2. 競技役員

- 2.1 全国大会および国民体育大会ブロック大会のトーナメントディレクター（以下、「TD」という）は JHA が指名する。TD は本規程の定める範囲における大会運営に関わる JHA としての全権限と決定権を有する。全国大会は JHA が主催または共催する大会を指す。
- 2.2 TD は大会の競技役員として指名された者の中から、各試合のアンパイア（サジェスションアンパイアを含む）、テクニカルオフィサー（以下、「TO」という）、ジャッジ（以下、「JG」という）を以下の条件に基づき指名する。
  - a TO、アンパイア、サジェスションアンパイアを出身チームが行う試合に指名できない（可能な限り他の競技役員についてもこの原則が適用される）。
  - b 参加チームのプレイヤー、役員を大会の競技役員に指名することはできない。
- 2.3 TD は、全参加者が行動規範を確実に遵守するようにしなければならない。そのための行動規範、関係する規程に基づく必要な措置を行う権限を有する。
- 2.4 TD は、JHA 技術委員長の同意のもと、必要に応じて TD 権限の全部または一部を必要な期間中 TO に委譲することができる。

## 3. 参加申込

- 3.1 参加チームは別途定められた期日までに大会参加申込書を JHA と大会実行組織委員会（大会主管者）の両方に提出しなければならない。
- 3.2 すべてのプレイヤーは、1 から 30 までの数字をつけた背番号により識別され、この数字は大会を通じて

同じでなくてはならない。

- 3.3 大会参加申込書には以下の項目が含まれていなくてはならない。
- a 最大30名までのプレイヤーの氏名とその背番号。プレイヤーの中からキャプテンを指名しなくてはならない。
  - b 監督の氏名。監督は、ヘッドコーチ等他のチーム役員とは兼務できない。チーム役員とは大会参加申込書に記載されている者のうちプレイヤーを除いた者を指す。
  - c プレイヤーおよびチーム役員全員のJHA登録番号。
  - d ベンチに入ることを希望するヘッドコーチ、アシスタントコーチ、フィジオセラピスト、ドクター、部長（各1名）がいればその氏名。フィジオセラピストまたはドクターの代わりに手当てする者として登録することができる。手当てする者は、大会開始日に20歳以上でなければならない。
  - e JHAユニフォーム規程に基づくフィールドプレイヤーのファーストおよびセカンドユニフォームの色。
  - f JHAユニフォーム規程に基づくゴールキーパーのファーストおよびセカンドユニフォームの色。
- 3.4 JHAは、参加申込書に記載されているプレイヤーの大会参加資格要件（所属、年齢等）の確認をいつでも行うことができる。正当な理由がなく確認を拒否もしくは受けなかったプレイヤーは、当該大会には参加できない。さらに、JHAは当該プレイヤー、所属チーム、関係機関に対する追加の制裁措置を行うことがある。参加申込書に記載されるプレイヤーおよびチーム役員は、大会開始時点で有効なJHAが発行する登録証を所持していなければならない。
- 3.5 同じ会場で別の大会が同時に開催される場合、監督は別のチームの監督を兼務することはできない。
- 3.6 大会主管者（実行委員会）はチーム代表者会議までに大会参加申込書のコピーをTDに提出しなければならない。
- 3.7 大会参加申込書の記載内容の変更は、大会最初の試合が行われる日の3日前の17時までに、監督が文書で大会主管者（実行委員会）に通知しなければならない。文書を電子メールで送信する場合は、大会主管者およびJHAの両方に通知しなければならない。この期限以後の変更は認められない。
- 3.8 参加チームが出場を辞退した場合、補欠チームの参加については、主催者が決定する権限を有する。決定後、速やかに他の参加チーム、メディアに通知されなければならない。

#### 4. チーム代表者会議

- 4.1 監督とチームの代表者の合計2名は、大会開始前にTDが開催するチーム代表者会議に出席しなければならない。2名は大会参加申込書に記載された者でなければならない。
- 4.2 監督はチーム代表者会議またはTDが指定した会議に以下のものを持参しなければならない。
- a フィールドプレイヤーとゴールキーパーのファーストとセカンドユニフォームのサンプル
  - b 試合に用いる用具（スティック、ゴールキーパーのヘッドギア、ハンドプロテクター、レガード、キッカーズ、フィールドプレイヤーが装着するフェースマスク、ハンドプロテクター等の防具）。TDにより用具の点検は試合前等の他の機会に行うと決定された場合を除く。
  - c 参加者全員のJHA登録証。TDにより登録証の確認を他の機会に行うと決定された場合を除く。
  - d JHA行動規範同意書。（TDの指示があった場合）
- 4.3 やむを得ず監督が出席できない場合は、TDの承認により代理者を出席させることができる。ただし、代理者は参加申込書に記載された者でなければならない。

4.4 正当な理由なく出席しなかったチームに対し、TD は制裁措置を行うことがある。

## 5. スターティングリスト（試合のチーム構成）

- 5.1 チームは試合毎に大会参加申込書にプレイヤーとして登録された最大 30 名の中から、最大 18 名までのプレイヤーを試合に出場させることができる。出場させるプレイヤーは試合毎に異なっていてよい。プレイヤーが TD によって 1 試合ないしそれ以上の試合の出場停止処分を受けた場合には、その試合での出場プレイヤー数は出場停止処分を受けた人数分だけ少なくなる。
- 5.2 チーム代表者会議で TD が指定した方法（6 人制の大会を除き、電子メールによる提出を原則とする）で指定された期限までに監督は以下を記載したスターティングリストを提出しなくてはならない。
- a 試合に先発する 11 名のプレイヤー。
  - b 試合開始時にチームベンチに座る 7 名までのプレイヤー（出場停止者がいる場合は、その氏名を記載し、「S」と印をつける）。
  - c 試合のキャプテンとゴールキーパー。
  - d 試合の監督。監督がやむを得ない理由により不在の場合は、監督を代行する者の氏名。その場合は、あらかじめ TD の許可を受けなければならない。
  - e 試合のコーチ（ヘッドコーチまたはアシスタントコーチから 1 名が指名される）。
  - f フィジオ（いる場合）。
  - g ドクター（いる場合）。
  - h フィジオまたはドクターが不在の場合に、それぞれの代わりにチームベンチに座る最大 2 名の手当てする者。手当てする者には、試合に出場する最大 18 名のプレイヤーと監督を除く者を指名できるが、大会開始日に 20 歳以上の者でなければならない。
  - i 試合で着用するユニフォームの色。
- 5.3 スターティングリストに記載される者は、大会参加申込書に名前が記載されている者の中からのみ行うことができる。
- 5.4 指名されたプレイヤーが試合開始前の練習中にプレイできない状態になった場合には、大会参加申込書記載のプレイヤーの中から変更することができる。監督は TO にこの旨を伝えなくてはならず、TO はこれを対戦相手の監督とメディアに伝える。

## 6. チームの服装、装具、カラー

- 6.1 TD は、各試合でのフィールドプレイヤーとゴールキーパーが着用するユニフォームを指定する権限を有する。
- 6.2 試合中にウオームアップする交代プレイヤーは、両チームのカラーとは異なる色のビブスなどの服装を身につけなくてはならない。
- 6.3 試合を行うチームは、試合会場にファーストおよびセカンドの両方のユニフォームを持参しなければならない。また、それぞれ 2 セットの背番号の付いていないフィールドプレイヤー用ユニフォームと、背番号として使える素材を準備しておき、血で汚れたユニフォームを着替えるなどの事態に備えなければならない。
- 6.4 試合の間、全プレイヤーのユニフォームは揃っていて、整然としていなくてはならない。

- 6.5 フィールドプレイヤーは、
- a 試合中は常にソックスの内側で膝より下にすねあてを着用しなければならない。
  - b マウスピースの着用を推奨する。
  - c TD の許可により、医学上の理由による装具を装着できる。
- 6.6 プレイヤーまたはチーム役員が使用するすべての服装、装具には、JHA ユニフォーム規程で認められている以外の広告の表示がないこと。
- 6.7 プレイヤーまたはチーム役員が着用する服装、プレイヤーが試合で使用する装具に表示される製造者識別標については、著しく大きくない限り認められる。
- 6.8 フィールド上のプレイヤーは受信装置を装着または使用してはならない。また、TO に危険と判断されるものを装着してはならない。
- 6.9 試合で使用するスティックは、競技規則に記載の仕様に適合し、JHA が認めるスティックシールが添付されていないなければならない。
- 6.10 PC 守備時に使用できる保護用手袋の大きさは、長さ 270mm、幅 160mm、厚さ 130mm 以内とする。

## 7. 試合時間

- 7.1 試合は、各 35 分間の前・後半と 5 分以上 10 分間以内のハーフタイムからなる。
- 7.2 アンパイアが試合を開始・再開し、中断・再開ごとに TO に合図をする。
- 7.3 試合時間の管理は TO が行う。前後半の終了の合図を行う責任がある。ただし、競技規則に規定された前後半終了時にペナルティコーナーの完遂のための試合時間の延長時は、アンパイアが前後半の終了の合図をする。
- 7.4 試合が引き分けで終了した場合に、勝者を決定する必要がある場合は、付属書 3 に規定するシュートアウト戦を行い、勝者を決定する。

## 8. プレイヤーの交代

- 8.1 交代は競技規則に従い、公式試合記録に記載されたプレイヤーの中から行う。
- 8.2 交代は TO が管理する。
- 8.3 交代でフィールドを退出したプレイヤーは直ちにチームベンチに戻らなければならない。
- 8.4 交代は監督の責任で行う。

## 9. フィールドへの入場

- 9.1 コーチは、試合の間はいかなる状況下でもフィールドに入場することはできない。ただしシュートアウト戦実施中は入場することができる。
- 9.2 ベンチに入る者は試合中断中も含め、ベンチに着席していなければならない。ただし交代時や TO またはアンパイアの指示があった場合は除く。交代プレイヤーは TO が指定した場所でウォームアップをするためにベンチを離れることができる。ドクター、フィジオ、手当とする者はチームベンチの端でプレイヤーを手当てするために席を離れることができる。
- 9.3 監督はベンチに座っている全員の行動に対して責任があり、テクニカルテーブルに最も近い席に座っていないとてはならないが、コーチングのために一時的に立ち上がるか、コーチングエリア（設定されてい

る場合)に入ることができる。ただし、監督代行がプレイヤーの場合は、プレイヤーとしてフィールドに出場している間を除く。

- 9.4 コーチは、コーチングのために一時的に立ち上がるか、コーチングエリア（設定されている場合）に入ることができる。ただし、監督と同時にコーチングエリアに入ることにはできない。
- 9.5 チームベンチにいるチーム役員、プレイヤーの言動は、競技役員、アンパイア、相手チームのプレイヤーに対するものであってはならない。
- 9.6 監督がTOから警告を受けてもなお、チームベンチでの行動に違反があった場合、TOは、この行為を行った人物に対し、一時的または残りの試合時間中ベンチから退場させる権限を持つ。試合後、TOはTDに経緯を報告し、TDは必要に応じてさらなる制裁措置を行う権限を持つ。
- 9.7 フィールド上での負傷者（GKを除く）の治療は許されない。もしプレイヤーがフィールド上でプレイ不能となった場合、アンパイアは試合を中断し、処置が必要かどうかを判断する。
  - a アンパイアにより処置が必要と判断された場合は、ドクター、フィジオセラピスト、手当てする者の中からの1名と監督の最大2名がフィールドに入場することを認める。フィールドに入場している間、コーチングを行ってはならない。
  - c 必要に応じてアンパイアはストレッチャーがフィールドに入場することを許可する。
  - d フィールドに入場することを許可された者は、医療上の理由で動かすことが適切でない場合を除き、当該プレイヤーをフィールドの外に出さなければならない。
- 9.8 チームベンチから誰か（ストレッチャーを含む）がプレイヤーの怪我の手当のためにフィールド内に入場した場合には、
  - a そのプレイヤーがフィールドプレイヤーである場合は、そのプレイヤーはフィールドを出てチームベンチに試合時間で2分以上留まらなくてはならない。
  - b 2分間の計測は、TOが行う。
  - c そのプレイヤーに対する交代は認められる。
- 9.9 フィールドが血液で汚れた場合には、抗生物質耐性菌に対して効果的な非酸性表面洗剤を使って直ちに洗淨を行う。これがない場合には、80%アルコール溶液を使用する。この洗淨作業中は試合を中断する。
- 9.10 フィールド内で給水および摂食してはならない。中断中を含め、試合中に摂食するプレイヤーはフィールドを出なくてはならない。ゴールキーパーはゴール直近のフィールドから出入りしてよい。
- 9.11 チーム役員とプレイヤーはハーフタイムの間、TOの許可によりフィールド周辺の競技エリアから離れることができる。
- 9.12 フィールドが見渡せるビデオタワー（撮影施設）に入る者は声を出してはならない。

## 10. 試合の中断

- 10.1 アンパイアまたはTOが天候、フィールドのコンディション等の理由により試合を中断した場合には、以下の条件に基づきできるだけ速やかに試合を再開するが、同じフィールド、同日とは限らない。
  - a 試合は規定の時間を完了させなくてはならない。再開時のスコアは中断した時点のものとする。
  - b 再開時には試合の中断はなかったもの見なし、8.に規定されるプレイヤー交代手順が適用される。

## 11. 公式試合記録

- 11.1 試合が終了した時点で公式試合記録がテクニカルテーブルで作成される。これは試合の要約であり、プレイヤー全員とチーム役員、試合に指名された競技役員全員の氏名と試合結果を含む主要な統計値が記録される。
- 11.2 両チームの監督は抗議を行う場合でも試合終了後 5 分以内に公式試合記録に署名しなくてはならない。
- 11.3 試合の競技役員は、両チームの監督が署名した公式試合記録に署名しなくてはならない。

## 12. 棄権

### 12.1 リーグ戦の場合

- a 公認される事由なく試合を棄権したチーム、試合拒否ないし試合を終了させることを拒否したチームは、大会を棄権したものと見なす。
- b チームが上記の理由により棄権となった場合、
  - i それまでにチームが行ったすべての試合、およびこれから行う予定だった試合について 0-5 の敗戦と記録される。
  - ii そのチームは失格とし、大会での順位は付与されない。
  - iii そのチームが所属するリーグ内の全チームの試合結果が修正されて、順位が決定される。
  - iv そのチームが行った試合のチーム成績とプレイヤーの得点は削除される。

### 12.2 トーナメント戦の場合

- a 公認される事由なく試合を棄権したチーム、試合拒否ないし試合を終了させることを拒否したチームは、大会を棄権したものと見なす。
- b チームが上記の理由により棄権となった場合
  - i チームはその試合において 0 対 5 で負けたものとする。
  - ii チームは失格とし、大会での順位は付与されない。
  - iii チームのその試合のそれまでのプレイヤーの得点は認められない。
  - iv チームのそれまでの試合のチーム成績は保持されるが、個々のプレイヤーの得点記録は削除される。

12.3 JHA は棄権したチームに対し更なる処罰を科す権限を有する。

## 13. サジェスションアンパイア

13.1 サジェスションアンパイア制度の運用方法については付属書 6 に規定する。

## 14. 行動規定と処罰

- 14.1 JHA 行動規範は JHA が主催または共催する大会の競技役員を含めたすべての参加者に適用される。TD は、大会期間中の競技役員の言動に責任を負う。監督は、大会期間中のチーム役員、プレイヤーの言動に責任を負う。
- 14.2 本規定の付属書 4 で行動規範およびこれに関連するガイドラインを規定する。
- 14.3 出場停止期間の決定については、大会終了までの残りの試合に限る必要はなく、大会終了後の試合を含

んだ出場停止処分を科すことができる。

- 14.4 出場停止処分を受けた者は、出場停止処分を受けた試合が終了するまで、フィールド、テクニカルエリア（チームベンチ、ビデオタワーを含む）に立ち入ることはできない。

## 15. 抗議

15.1 試合終了後またはシュートアウト戦の後に抗議を行う場合、監督は、

- a 公式試合記録ないしシュートアウト戦フォームに署名する際に、署名のすぐ下に抗議の意向を直ちに記入しなくてはならない。
- b 抗議理由を文書にして試合終了またはシュートアウト戦の後 15 分以内に TO に提出しなくてはならない。
- c 同時に 5 万円を TO に供託しなければならない。

15.2 抗議が行われた場合、TO は直ちに TD に報告しなくてはならない。

15.3 本規定の内容にかかわらず、試合中のアンパイアまたはサジェスションアンパイアの判定に関する抗議は行うべきではない。

15.4 チームは大会期間中の TD の決定ないし本規定の適用について TD に抗議を行うことができる。その場合、監督は、

- a 抗議理由を文書にしたものを抗議の対象となる通知や公表が行われてから 30 分以内に TD に提出しなくてはならない。
- b 抗議文書と同時に 5 万円を TD に供託しなければならない。

15.5 TD は抗議の提出から 2 時間以内に決定を下し、公表しなくてはならない。参加資格に関する疑義で調査が必要な場合は、決定を保留できる。可能であれば、TD は決定直後に、抗議を行った監督に直接決定内容を伝えることが望ましい。

15.6 監督は、TD が抗議に対する決定内容を伝える機会を作らなくてはならない。

15.7 本規定の抗議手順が完全に遵守されなかった場合、抗議は却下される。

15.8 抗議が認められない限り、供託金は返還されない。

## 16. アンチ・ドーピング

16.1 ドーピング検査は、大会開始時点で施行されている日本アンチ・ドーピング規程に基づいて行われる。

16.2 すべての試合がドーピング検査の対象となる。

16.3 すべてのプレイヤーは試合後、ドーピング検査の対象となりえる。これには試合時間を通じてチームベンチにいたプレイヤーも含まれる。大会で 1 名のプレイヤーが 2 回以上のドーピング検査の対象となることがある。

16.4 検査対象に選ばれたプレイヤーは、基準に合致する尿または血液検体を提出する前にシャワー、バス、アイスバス等に入ってはならない。

## 17. 想定外の事態

17.1 本規程に記載されていない事態が生じた場合、TD は必要な処置を決定する権限を有する。

17.2 TD が規定 17.1 にもとづく決定を行ったことによる影響を受けたチームが抗議をする場合には、規定

15.4 に決められた手順で行わなくてはならない。

## 18. アピールジュリー

18.1 アピールジュリーは設置しない。

## 19. アピールジュリー制度の運用

19.1 アピールジュリー制度は採用しない。

## 20. その他

20.1 大会会場には自動体外式除細動器（AED）を設置しなければならない。

20.2 TDの許可により、サイドラインから2m以上離れたチームベンチ前にコーチングエリアを設置することができる。

20.3 6人制の試合による大会の競技運営規定については、11人制に準じる。

20.4 1.2 で定める大会運営規程は本規定からの変更および追加事項のみを記載したものを大会運営規程として定めることを推奨する。

20.5 本規定は、国際ホッケー連盟の競技運営規程に沿って作成されたものである。国際ホッケー連盟が行う規程の変更や国内の状況を踏まえて JHA は本規程を適宜変更する。その際は、1.5 に基づき公表される。

20.6 本規程は、2016年4月1日から効力を有する。

## 付属書 1 ホッケー競技規則に優先する項目

付属書 1 に規定する以下の項目は、ホッケー競技規則に優先する。

### 1. ボールの色

- 2.1 ボールは JHA と合意された白色または黄色とする。（競技規則 4.8 に優先）

### 2. グリーンカード（2 分間の退場）

- 2.2 反則を犯したプレイヤーは警告され、さらに競技時間中に 2 分間の退場処分が科せられる（グリーンカードで指示される）
- a 退場の間、チームは 1 名少ないプレイヤー数で試合を行う。
  - b フィールドプレイヤーにグリーンカードを提示する場合、アンパイアは試合を止め（時間を止めなくてもよい）、カードを提示する。時間を止めた場合は、カード提示後直ちに再開する。
  - c ゴールキーパーないしゴールキーパー特権のあるプレイヤーにグリーンカードを提示する場合、アンパイアは時計を止め、そのプレイヤーがフィールドから出た直後に再開する。
  - d カードを提示されたプレイヤーは直ちにフィールドから退場しなければならない。指定された場所へ移動する途中でプレイを妨害した場合には、アンパイアは競技規定に沿って罰則を追加する。
  - e 退場時間は、プレイヤーが指定された場所に着席した時点から計時する。
  - f 退場時間の管理は TO が行う。
  - g プレイヤーは、TO が退場時間の完了を告げた時にプレイを再開することが許される。
  - h 退場者がゴールキーパーまたはゴールキーパーの特権を持つフィールドプレイヤーであった場合は、TO が一時出場停止時間の終了をアンパイアに伝達する。アンパイアはその直後のプレイが止まった時に時計を止め、当該プレイヤーがフィールドに戻る時間を与える。

### 3. イエローカード（一時退場）

- 3.1 反則を犯したプレイヤーは、競技時間中に最低 5 分間の退場処分が科せられる（イエローカードで指示される）
- a 退場時間の長さはカードを提示したアンパイアから TO に伝えられる。
  - b 退場の間、チームは 1 名少ないプレイヤー数で試合を行う。
  - c フィールドプレイヤーにイエローカード提示する場合、アンパイアは試合を止め（時間を止めなくてもよい）、カードを提示する。時間を止めた場合は、カード提示後直ちに再開する。
  - d ゴールキーパーないしゴールキーパー特権のあるプレイヤーにイエローカードを提示する

- 場合、アンパイアは時計を止め、そのプレイヤーがフィールドから出た直後に再開する。
- e カードを提示されたプレイヤーは直ちにフィールドから退場しなければならない。指定された場所に移動する途中でプレイを妨害した場合には、アンパイアは競技規定に沿って罰則を追加する。
  - f 退場時間は、プレイヤーが指定された場所に着席した時点から計時する。
  - g 退場時間の管理は TO が行う。
  - h プレイヤーは、TO が退場時間の完了を告げた時にプレイを再開することが許される。
  - i 退場者がゴールキーパーまたはゴールキーパーの特権を持つフィールドプレイヤーであった場合は、TO が一時出場停止時間の終了をアンパイアに伝達する。アンパイアはその直後のプレイが止まった時に時計を止め、当該プレイヤーがフィールドに戻る時間を与える。

#### 4. 試合時間

- 4.1 試合は35分間の前後半と5分以上10分間以内のハーフタイムからなる。大会運営規程でハーフタイムの時間を5分以上10分間以内で定めて良い。全日本ホッケー選手権およびホッケー日本リーグの試合は、15分間の4クォーターと10分間のハーフタイムからなる（クォーター制）。クォーター制の実施方法は下記のとおりとする。
  - a 試合は、15分間の4クォーターと10分間のハーフタイムからなる。
  - b 第1クォーターと第3クォーターの終了後に2分間のインターバルを設ける。その間は、チームはフィールドから離れてはならない。チームの準備ができていなくても、2分経過と同時に試合を再開する。プレイヤーから見える位置に時間の経過が明示される設備（タイマー）の設置が推奨される。
  - c 第2クォーター終了後に10分間のハーフタイムを設ける。その間、チームはTOの許可によりフィールドおよびテクニカルエリアを離れても良い。チームの準備ができていなくても、10分経過と同時に試合を再開する。プレイヤーから見える位置に時間の経過が明示される設備（タイマー）の設置が推奨される。
  - d 第1クォーターでセンターパスを行ったチームが第2クォーターのセンターパスを行う。第1クォーターでセンターパスを行わなかったチームが第3クォーターと第4クォーターのセンターパスを行う。
  - e ペナルティコーナーが与えられたとき、試合時間は40秒間停止される。ただし、連続して与えられたペナルティコーナーとチャレンジ権を行使した後のペナルティコーナーを除く。
  - f 連続して与えられたペナルティコーナー時には試合時間は停止されるが、チームに40秒間を与えられたものではなく、アンパイアはできるだけ速やかにペナルティコーナーを開始しなければならない。

- g 得点が認められた時には、試合時間は20秒間停止される。ただし、チャレンジ権の行使後およびペナルティストローク後を除く。両チームのプレイヤーの準備ができ次第試合は再開される。

## 5. ペナルティコーナークロック

### 5.1 クォーター制以外の試合の場合

- 5.1.1 ペナルティコーナーの判定が下された時点から40秒以内にペナルティコーナーを再開しなければならない。
- 5.1.2 ボールがサークルから5m以上離れる前に連続して与えられたペナルティコーナーの場合は、判定が下されてからすみやかに再開しなければならない。
- 5.1.3 時間の計測はアンパイアまたはサジェスションアンパイア（採用されている場合）が行い、アンパイアは両チームに40秒の経過が近づいていることを必要に応じて伝える。
- 5.1.4 遅延行為があった場合は、当該プレイヤーに個人的罰則を科す（グリーンカード）。たび重なる遅延行為には更に重い個人的罰則を科す（イエローカード）。その場合は、そのペナルティコーナーおよびその後の連続して実施されるペナルティコーナーは、1人少ない人数で守ることになる。もし当該プレイヤーが守備側のゴールキーパーかゴールキーパーの特権を持つフィールドプレイヤーの場合は、そのペナルティコーナーは1人少ない人数で守ることになるが、個人的罰則は、他の守備側プレイヤーに科す（守備側チームが罰則を受けるプレイヤーを守備についているフィールドプレイヤーの中から選択できる）。

### 5.2 クォーター制の試合の場合

- 5.2.1 ペナルティコーナーの判定が下された時点から40秒以内にペナルティコーナーを再開しなければならない。
- 5.2.2 PCが与えられたとき上記4項に基づき試合時間は40秒間停止される（守備側プレイヤーが防具を装着する時間として）。アンパイアは両チームに40秒の経過が近づいていることを必要に応じて伝える。40秒経過時にアンパイアは笛を吹いてペナルティの開始を合図する。両チームの準備ができていれば、40秒経過前であっても笛を吹いてペナルティコーナーの開始を合図する。笛の合図により試合時間の計測が再開される。
- 5.2.3 これはボールがサークルから5m以上離れる前に連続して与えられたペナルティコーナーには適用しない。
- 5.2.4 遅延行為があった場合は、当該プレイヤーに個人的罰則を科す（グリーンカード）。たび重なる遅延行為には更に重い個人的罰則を科す（イエローカード）。

その場合は、そのペナルティコーナーおよびその後の連続して実施されるペナルティコーナーは、1 人少ない人数で守ることになる。もし当該プレイヤーが守備側のゴールキーパーかゴールキーパーの特権を持つフィールドプレイヤーの場合は、そのペナルティコーナーは 1 人少ない人数で守ることになるが、個人的罰則は、他の守備側プレイヤーに科す（守備側チームが罰則を受けるプレイヤーを守備についているフィールドプレイヤーの中から選択できる）。

## 付属書 2 リーグ戦での順位決定方法

## 1. リーグ戦での順位決定方法

- 1.1 各試合について次のポイントが付与される。
  - ー 勝者に 3 ポイント
  - ー 引き分けた場合には両チームに 1 ポイント
  - ー 敗者に 0 ポイント
- 1.2 リーグ戦終了時に、獲得したポイント数が最も多いチームから順に上位とする。
- 1.3 2 チーム以上のチームのポイント数が同じ場合には、勝ち試合数が多い順に上位とする。
- 1.4 1.3 でも 2 チーム以上のチームが同位の場合には、得失点差の多い順に上位とする。
- 1.5 1.4 でも 2 チーム以上のチームが同位の場合には、得点数の多い順に上位とする。
- 1.6 1.5 でも 2 チームが同位の場合には、この同位チーム同士の試合の勝ちチームを上位とする。
- 1.7 1.5 でも 3 チーム以上が同位の場合には、同位チームだけの試合結果に基づき、1.1 から 1.6 までを適用して順位を決定する。
- 1.8 1.7 でも 2 チームが同位である場合には、これらチームによるシュートアウト戦により順位を決定する。
- 1.9 1.7 でも 3 チーム以上が同位の場合には、それらのチームによりリーグ戦の試合順序と同じ順序でシュートアウト戦を行う。ただし各チームのシュートアウト数は 5 回のみとする。
- 1.10 1.9により、シュートアウト戦の結果だけに基づいてランキングが決定される。1回の対戦において勝者に 3 ポイント、引き分けには両チームに 1 ポイント、敗者には 0 ポイントを付与する。
- 1.11 1.10 でも同位である場合には、シュートアウト戦で記録されたゴール数に 1.3 から 1.7 を適用して順位を決定する。
- 1.12 1.11 でもなお 3 チーム以上が同位である場合には、各チームの順位が決定するまで同じ過程をくりかえす。再度のシュートアウト戦が必要な場合には、TD が対戦順序を決めるくじ引きを行う。

## 付属書 3 シュートアウト戦

シュートアウト戦では、本規定に従い両チームから 5 名ずつのプレイヤーが交代で相手チームのディフェンダーと 1 対 1 のシュートアウトを行う。

以下の競技規則と実施手順に基づき実施される。

- 1 試合終了後にシュートアウト戦を行う場合は、試合終了後 4 分間以内に開始しなくてはならない。
- 2 両チームの監督は公式試合記録用紙に記載されているプレイヤーの中から、攻撃を行う 5 名のプレイヤーと守備を行う 1 名のプレイヤーを指名する。守備を行うプレイヤーが攻撃を行うプレイヤーを兼ねても良い。下記に規定する場合を除き、シュートアウト戦での選手交代は認められない。
- 3 シュートアウト戦実施時に TD より出場停止処分を受けているプレイヤーや試合終了後に続けて行われるシュートアウト戦の当該試合でレッドカード処分を受けているプレイヤーは参加できない。試合終了時にグリーンカードやイエローカードで退場処分中のプレイヤーは参加することができる。
- 4 TD は施設等の状況を考慮して時間計測方法を決定する。
- 5 TD は使用するゴールを決定する。
- 6 コイントスによって、先攻か後攻を決定する。
- 7 試合終了後に続けて行われるシュートアウト戦の当該試合でレッドカード処分を受けているプレイヤーを除き、公式試合記録に記載されている者は使用する 23m エリア外でシュートアウト開始地点から 10m 以上離れたフィールドに入ることができる。
- 8 GK または守備者はサークル外のバックラインの外で待機しても良い。
- 9 シュートアウトを行うプレイヤーと守備者のみが 23m エリア内に入ることができる。
- 10 攻撃を行うプレイヤーで守備も行う場合は、そのプレイヤーの防具の取り外しや装着のための適切な時間が与えられる
- 11 両チーム 5 名のシューターが交互にシュートアウトを行い合計 10 回のシュートアウトが行われる。
- 12 シュートアウトの実施方法は下記のとおりとする。
  - (ア) GK または守備を行うプレイヤーはゴールポスト間のゴールライン上またはゴールラインの後ろに位置する。
  - (イ) ボールをゴールの中心から最も近い 23m ライン上に置く。
  - (ウ) 攻撃を行うプレイヤーは 23m エリア外のボールの近くに位置する。
  - (エ) メインアンパイア (UMP1) が笛を吹く。
  - (オ) テクニカルテーブルにいる競技役員が計時を開始する。
  - (カ) 両プレイヤーはどの方向に動いてもよい。

- (キ) シュートアウト戦は次の該当する場合に終了する。
- i. 開始の合図から8秒が経過したとき
  - ii. ゴールとなったとき
  - iii. 攻撃するプレイヤーが反則したとき
  - iv. GK または守備するプレイヤーがサークル内外で故意でない反則をしたとき。この場合は同じプレイヤーにより再びシュートアウトが行われる。
  - v. GK または守備するプレイヤーがサークル内外で故意の反則をしたとき。この場合はPSがあたえられる。
  - vi. ボールがバックラインかサイドラインを越えたとき。GK または守備するプレイヤーが故意にバックラインを越えるようにボールをプレイすることは許される。
- 13 PS が与えられた時は、17、18、19 項に基づき公式試合記録に記載されているプレイヤーがPSの攻撃または守備を行うことができる。
- 14 得点の多いチームが勝者となる。たとえ10名のプレイヤー全員がシュートアウトを終了していなくても、勝敗が決まった時点でシュートアウト戦は打ち切られる。
- 15 シュートアウト戦実施中にイエローカード、レッドカードを提示されたプレイヤーは退場となるが、グリーンカードでは退場とならない。
- 16 シュートアウト戦実施中にイエローカードまたはレッドカードが提示された場合
- (ア) 当該プレイヤーはその後のシュートアウト戦に参加することができずGK または守備を行うプレイヤー以外は交代できない。
  - (イ) GK または守備を行うプレイヤーに対する交代はそのシュートアウト戦に参加している5名の攻撃するプレイヤーの中からのみ許される。交代プレイヤーは交代しようとするGK または守備を行っていたプレイヤーと同様の防具の装着のための適切な時間が与えられる。  
そのプレイヤーが自分の攻撃を行うときは防具の取り外しに適切な時間が与えられる。  
その後に守備を行うために防具を装着する時にも適切な時間が与えられる。
  - (ウ) 退場となったプレイヤーが行うことになっていたシュートアウトは実施されないが、退場時に既に得点となっているものについては、有効とする。
- 17 シュートアウト戦実施中にGK または守備するプレイヤーがプレイ不能となった場合は、退場処分となっているプレイヤー以外の公式試合記録に記載されているプレイヤーの中から交代させることができる。交代プレイヤーは交代しようとするGK または守備を行っていたプレイヤーと同様の防具の装着のための適切な時間が与えられる。交代プレイヤーを5名のシューターから選ぶこともでき、その際は自分の攻撃を行うときは防具の取り外しに適切な時間が与えられる。その後に守備を行うために防具を装着する時にも適切な時間が与えられる。
- 18 シュートアウト戦実施中にシューターがプレイ不能となった場合は、退場処分となって

いるプレイヤー以外の公式試合記録に記載されているプレイヤーの中から交代させることができる。

- 19 両チーム 5 名によるシュートアウトが終了した時点でゴール数が同じだった場合は
- (ア) 同じプレイヤーにより両チーム 5 回のシュートアウトを行う第 2 シリーズを実施する。
  - (イ) 攻撃を行う順番は第 1 シリーズと同じでなくてよく、シュートアウトごとに監督が指名する。
  - (ウ) 先攻と後攻を入れ替える。
  - (エ) 同数のシュートアウトを行った時、どちらかのチームがゴール数を上回っていた場合はそのチームを勝者としシュートアウト戦は終了する。
- 20 第 2 シリーズ時点でもゴール数が同じであった場合、同じプレイヤーによる両チーム 5 回の新たなシリーズを行う。
- (ア) 攻撃を行う順番は前のシリーズと同じでなくてよく、シュートアウトごとに監督が指名する。
  - (イ) 先攻と後攻を入れ替える。
- 21 本規程の規定事項を除き、ホッケー競技規則が適用される。

## 付属書 4 行動規範

- 1 JHA は、ホッケーの試合が公正かつ安全に行われるための大会運営およびホッケーをプレイすることに関するすべての権限を有する。したがってホッケー競技に関わる者は、JHA の定める規程と指示を遵守することに合意するものとする。
- 2 行動規範はJHAが主催または共催する大会およびJHAが認定した全試合の参加者に適用される。
- 3 以下が参加者と見なされる。
  - a 参加チームのチームメンバーと役員。これにはプレイヤー、監督、コーチ、テクニカルスタッフを含むコーチングスタッフ、医療担当者が含まれる。
  - b 全ての競技役員。これには JHA 代表、TD、TO、ジャッジ、アンパイアマネジャー、アンパイア、メディア担当者、医療担当者、JHA または実行委員会が指名する役員が含まれる。
  - c 実行委員会委員。
- 4 行動規範は大会に参加する者が、ホッケー競技の安全性の向上と振興のための責任と自覚を持つために制定される。
- 5 すべての参加者は自らの行動と態度に責任を持ち、自らの言動の正当性が説明できなければならない。
- 6 大会に参加するチームのプレイヤーと役員に必要な指示を行うのは監督の責務である。JHA が定める規程に違反した場合は、プレイヤー、役員とともに監督も責任を負う。
- 7 大会中の違反行為および JHA が定める規程等に関わる疑義は、大会開催中は TD が対応する。大会の終了後は JHA 技術委員長が対応し、必要に応じて JHA 倫理委員会で審議される。
- 8 JHA は、大会参加者が最高水準の行動と規律を保つよう努めなければならない。
- 9 大会参加者は、競技フィールド上、会場、宿舎で適切に行動しなければならない。ホッケー競技の利益を損なう行為、ホッケー競技への不信を招く行為および不正行為を行ってはならない。
- 10 以下は不適切あるいは許容されない行為と見なされる。
  - a 他の参加者、一般観衆に対する暴言、暴行、敵意
  - b アンパイアの判定や役員の決定に対して挑発的または批判的に、不適切なやり方で論争、抗議、反発すること
  - c アンパイアまたは競技役員に攻撃的な態度で向かって行くこと
  - d 罵りや無礼な発言や身振り
  - e 装備、衣服、会場の施設、備品を乱暴に扱うこと
  - f ドーピング検査官に対する暴言、暴行、敵意

- 11 監督、キャプテン、TD が指名するプレイヤーは、要請に応じてメディアとの会見に出席しなければならない。
- 12 公式発言は適正、建設的で分別があるものでなくてはならない。他のプレイヤー、アンパイア、競技役員や大会実行組織委員の個人を攻撃する内容であってはならない。
- 13 JHA は公式発言を以下のように定める。  
発言の全部、一部または要旨が一般に公表された発言。公表された媒体（新聞、雑誌、定期刊行物、電子刊行物（インターネット、eメール等）、テレビ、ラジオ等）は問わない。
- 14 プレイヤー、チームスタッフはドーピング検査官に対し暴言、暴行、敵意ある行為を行ってはならない。日本アンチ・ドーピング機構（JADA）が禁止する薬物または薬物関連物質を所持したり、薬物に関する規定を犯してはならない。
- 15 薬物に関する規則により処罰中のプレイヤー、チームスタッフはホッケー競技に関与することはできない。
- 16 大会参加者はいかなる場合においても賭博行為を行ったり、賭博行為を誘導する行為をしてはならない。これにはインターネットを通じた賭博行為、他の大会参加者との賭博行為が含まれる。
- 17 大会参加者は賭博、汚職に関わるいかなる行為も行ってはならない。（試合結果の操作、賄賂の受け取や誘導、賭博のために内部情報を利用または提供すること等。）

## 付属書 5 行動規範における違反と処罰レベルのガイドライン

### レベル 1

レベル 1 の違反に対する処分は、その個人に対する訓戒または（および）最低 1 試合の出場停止とする。

レベル 1 の処分対象となる行為の例

- － 他の参加者、一般観衆に対する暴言、敵意
- － アンパイアの判定または競技役員への決定に対する挑発的ないし批判的な論争、抗議、反発
- － 攻撃的な態度でアンパイアまたは競技役員に向かうこと
- － アンパイアの判定に対し過剰なアピールをすること
- － スティックやボールをプレイヤー、アンパイアまたは競技役員への付近へ不適切または危険な方法で投げる
- － プレイ中に他のプレイヤーに対し不適切または意図的な身体的接触をすること
- － 卑猥、攻撃的、侮辱的とされる無礼な発言、罵詈雑言、身ぶり、手振り
- － ホッケー装具、服装、会場の施設や設備の損壊
- － 公的な発言の場で、プレイヤー、アンパイア、役員に関する不公正、非建設的、不適または分別のない発言をすること
- － 要請されたメディアとの会見を欠席すること

### レベル 2

レベル 2 の違反に対する処分は、その個人に対する最低 2 試合の出場停止とする。

レベル 2 の処分対象となる行為の例

- － アンパイアに対する威嚇ないし攻撃行為
- － 他のプレイヤー、アンパイア、競技役員、観客に対する負傷に至らない暴行
- － フィールド上での暴力行為
- － 人種、宗教、性別、肌色、祖先、国籍、出身民族に関する侮辱、恫喝、侮蔑、中傷の発言または身振り
- － レベル 1 の処分対象行為のくり返し

### レベル 3

レベル 3 の違反に対する処分は、その個人に対する最低 5 試合の出場停止とする。

レベル 3 の処罰対象となる行為の例

- － 他のプレイヤー、アンパイア、競技役員、観客に対する負傷を伴う暴行
- － レベル 2 の処分対象行為のくり返し

## 付属書 6 サジェスションアンパイア

### 1. サジェスションアンパイアの概要

- 1.1 サジェスションアンパイア制度とは、両方のゴール付近のフィールド外にサジェスションアンパイアを配置し、アンパイアが判定を下す際にサジェスションアンパイアに助言を求め、参考にすることができる制度である。
- 1.2 チャレンジ権とは、試合中のアンパイアの判定に対して、サジェスションアンパイアの助言を参照しアンパイアに判定の再考を要求できる権利をチームに認めることである。
- 1.3 世界レベルの大会で実施されているビデオアンパイア制度とは異なり、大会規模、会場施設等を考慮した上で採用される日本独自の制度である。

### 2. 制度を適用する試合

- 2.1 サジェスションアンパイア制度およびチャレンジ権の採用は大会運営規程またはチーム代表者会議にて事前に通知される。ただし、TD は、天候、施設、要員等の要因により、試合毎に採否を変更する権限を有する。変更する場合は、チームがスターティングリストを提出するまでにチームに通知されるものとする。

### 3. 対象となる判定

- 3.1 得点、ペナルティストローク、ペナルティコーナーに関わる判定（または判定しなかったこと）に対してのみチームはチャレンジを行うことができる。シュートアウト戦においては、すべての判定（または判定しなかったこと）を対象にできる。
- 3.2 得点、ペナルティストローク、ペナルティコーナーに関わる判定（または判定しなかったこと）に対してのみアンパイアは、サジェスションアンパイアに助言を求めることができる。シュートアウト戦においては、すべての判定（または判定しなかったこと）を対象にできる。
- 3.3 サジェスションアンパイアとの協議後に下された判定に対してチャレンジを行うことはできない。

### 4. チャレンジ権の回数

- 4.1 チャレンジ権を採用する試合においては、両チームにそれぞれ 1 回のチャレンジ権を与える。
- 4.2 チームがチャレンジ権を行使した結果、チームの主張が認められなかった場合は、そのチームはチャレンジ権を喪失する。チームの主張が認められた場合は、チャレンジ権は喪失しない。
- 4.3 シュートアウト戦においては、シュートアウト戦の前に行われていた試合終了時における

る両チームのチャレンジ権の保有回数に関係なく、両チームがそれぞれ1回のチャレンジ権を保有した状態で開始する。

4.4 アンパイアは、何回でもサジェスションアンパイアの助言を求めることができる。

## 5. チャレンジ権の行使方法

- 5.1 チャレンジを要求できる者はフィールド上にいるプレイヤーのみとする。シュートアウト戦の場合は、攻撃または守備を行っているプレイヤーのみとする。（ベンチからのチャレンジは受け付けない。）
- 5.2 チャレンジを要求する場合は、アンパイアに対し「チャレンジ」と発声すると同時に両手を使って片方の手のひらにもう一方の手の指先をまっすぐのばし「T」の字を作るゼスチャーをしなければならない。
- 5.3 アンパイアがチャレンジの要求を受け付ける時は、試合時間を停止しなければならない。チャレンジがインプレイ中に行われた場合は、プレイの中断後にチャレンジを受け付ける。
- 5.4 「チャレンジ」以外の発声や発声とゼスチャーの両方が伴っていない場合のチャレンジは受け付けない。
- 5.5 「チャレンジ」の発声がアンパイアによって聞き取れなかった場合は、チャレンジは受け付けられない。
- 5.6 チャレンジの対象となる判定（または判定しなかったこと）から時間が経過した後になされたチャレンジは受け付けない。
- 5.7 試合時間外（シュートアウト戦を除く）に行われたチャレンジは受け付けない。ただし、試合時間内にアンパイアがチャレンジを確認した（受け付けた）直後に前後半終了のホーンが鳴ったとしても、チャレンジは受け付ける。
- 5.8 アンパイアがチームのチャレンジを受け付けた場合は、プレイヤーと同じ「T」の字を作るゼスチャーを行い、テクニカルテーブルにチャレンジが行われたことを伝える。インプレイ中の場合は、プレイの中断後にゼスチャーを行う。
- 5.9 チャレンジを受け付けた後、アンパイアはチャレンジを行ったチームが指名するプレイヤー1名のみに対し、どの判定（または判定しなかったこと）に対し、どのように判定を変更する要求かを確認する。確認事項に反則の種類等の内容は含まない。
- 5.10 チャレンジを受け付けてから5.9の確認までが速やかに行われなかった場合は、チャレンジ権は喪失する。
- 5.11 5.9の確認中に両チームのその他のプレイヤーは、アンパイアの付近に近づいてはならない。この違反に対してはカードの提示による個人的罰則が適用される。
- 5.12 アンパイアは、プレイヤーの要求を確認した後、当該サイドのサジェスションアンパイアと相手アンパイアにより協議を行う。
- 5.13 サジェスションアンパイアおよび相手アンパイアからの助言を参考として、当該アンパ

イアが最終的な判定を決定する。サジェスションアンパイアは判定を下す権限を持たない。

- 5.14 5.11 の協議中にプレイヤーは、アンパイアの付近に近づいてはならない。この違反に対してはカードの提示による個人的罰則が適用される。
- 5.15 チャレンジの対象となった判定(または判定しなかったこと)の変更の有無に関わらず、アンパイアは最終判定を明確に示さなければならない。
- 5.16 最終判定が、チームの要求する判定に変更されなかった場合は、そのチームのチャレンジ権は喪失される。

(チーム用)

## 行動規範 確認書

1. 私は、大会に参加するにあたり、大会に参加するチームの監督として、公益社団法人日本ホッケー協会の競技運営規程付属書の行動規範、日本アンチ・ドーピング規程を確認しました。
2. 私は、私が監督をするチームが大会に参加するにあたり、プレイヤーおよびチーム役員の全員が公益社団法人日本ホッケー協会の競技運営規程付属書の行動規範、日本アンチ・ドーピング規程を確認したことに責任を負います。

大会名 : \_\_\_\_\_

チーム名 : \_\_\_\_\_

監督署名 : \_\_\_\_\_

署名日 : 西暦 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(競技役員用)

行動規範 確認書

1. 私は、大会に参加するにあたり、大会のトーナメントディレクターとして、公益社団法人日本ホッケー協会の競技運営規程付属書の行動規範、日本アンチ・ドーピング規程を確認しました。
2. 私は、大会競技役員の全員が公益社団法人日本ホッケー協会の競技運営規程付属書の行動規範、日本アンチ・ドーピング規程を確認したことに責任を負います。

大会名 : \_\_\_\_\_

TD名 : \_\_\_\_\_

TD署名 : \_\_\_\_\_

署名日 : 西暦 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

# 年度 大会 参加申込書

下記のとおり参加申し込みいたします。

年 月 日

都道府県名		ホッケー協会	チーム代表者
ふりがな		〒	
チーム名		所在地	
		TEL	fax
ふりがな		〒	
連絡者氏名		住所	
		携帯電話	e-mail

### 【ユニフォーム】

	シャツ	パンツ/スコート	ソックス	ゴールキーパーシャツ
第1				
第2				

(※1) 担当者がいない場合は、本申込書記載でベンチ入りしない選手（20歳以上）から選出できる但し、スターティングリストに記載する事

### 【役員】

役職名	氏名	公認指導者資格	役職名	氏名	保有資格(※1)
ふりがな		有(下段に名称)・無	ふりがな		有(下段に名称)・無
監督			担当者氏名		
ふりがな		有(下段に名称)・無	ふりがな		有(下段に名称)・無
コーチ			担当者氏名		

### 【選手】

Po	No	氏名	ふりがな	出身校	年齢・学年	生年月日
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	13					
	14					
	15					
	16					
	17					
	18					
	19					
	20					
	21					
	22					
	23					
	24					
	25					
	26					
	27					
	28					
	29					
	30					

※「Po」欄には、GK・FB・MF・FWの別をご記入ください。

※主将の番号を○で囲んでください。

年度 大会  
参加申込書

下記のとおり参加申し込みいたします。

年 月 日

<b>都道府県名</b>		<b>ホッケー協会</b>	<b>チーム代表者</b>		
ふりがな		〒			
<b>チーム名</b>		所在地			
		TEL		fax	
ふりがな		〒			
<b>連絡者氏名</b>		住所			
		携帯電話		e-mail	

**【ユニフォーム】**

	シャツ	パンツ/スコート	ソックス	ゴールキーパーシャツ	(※1) 手当者がいない場合は、本申込書記載でベンチ入りしない選手(20歳以上)から選出できる。但し、スターティングリストに記載する事
第1					
第2					

**【役員】**

役職名	氏名	公認指導者資格	役職名	氏名	保有資格(※1)
ふりがな		有(下段に名称)・無	ふりがな		有(下段に名称)・無
<b>監督</b>			<b>手当者氏名</b>		
ふりがな		有(下段に名称)・無	ふりがな		有(下段に名称)・無
<b>コーチ</b>			<b>手当者氏名</b>		

**【選手】**

Po	No	氏名	ふりがな	出身校	年齢・学年	生年月日
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					

※「Po」欄には、GK・FB・MF・FWの別をご記入ください。

※主将の番号を○で囲んでください。

# スターティングリスト

公益社団法人  
日本ホッケー協会

大会名

日付(大会期間) 年 月 日

チーム名

試合番号

出 場 選 手				
先 発	背番号	姓 名	ふりがな	年齢・学年
	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	11			
	12			
	13			
	14			
	15			
	16			
	17			
	18			

監 督

コ ー チ

キャプテン

手当をする者

(手当する者: 大会参加申込書に記載された手当者、または、選手登録しベンチ入りしない選手で20歳以上の者)

First

Second

FPシャツ FPシャツ FPパンツ/スコート FPパンツ/スコート ソックス ソックス GKシャツ GKシャツ 

↑

※ 試合に着用するユニホームに「レ」を記入

↑

TO



大会名: \_\_\_\_\_

試合番号 \_\_\_\_\_ 備考 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 開始時間 \_\_\_\_\_ 場所 \_\_\_\_\_ ピッチ \_\_\_\_\_

チーム名

●●●チーム

試合	3	-	3
(1Q)	1	-	1
(2Q)	1	-	0
(3Q)	0	-	1
(4Q)	1	-	1
SO戦	4	-	3

チーム名

▲▲▲チーム

先発	背番号	氏名	G	Y	R
✓	1	○○○○○○			
✓	5	○○○○	25		
✓	5	○○○○○○			
✓	6	○○○○○○		30	
✓	7	○○○○○○			
5	8	○○○○○○			
✓	9	○○○○○○			
✓	⑩	○○○○○○			
6	11	○○○○○○			
✓	12	○○○○○○			
10	13	○○○○○○			
11	14	○○○○○○			
✓	15	○○○○○○	12		
	16				
	17				
✓	18				

先発	背番号	氏名	G	Y	R
✓	1	△△△△△△			
✓	3	△△△△△△	20		
✓	4	△△△△△△			
✓	5	△△△△△△			
✓	6	△△△△△△	3		
✓	7	△△△△△△			
✓	⑧				
✓	9	△△△△△△		55	
✓	10	△△△△△△			
✓	12	△△△△△△			
✓	13	△△△△△△	48		
7	15	△△△△△△			
7	16				
7	18				
15	21	△△△△△△			
55	22	△△△△△△			
	30				

時間	No.	種	時間	No.	種	時間	No.	種	時間	No.	種
6	18	PC									
23	6	FG									
53	1	PS									

時間	No.	種	時間	No.	種	時間	No.	種	時間	No.	種
15+	8	PC									
44	3	FG									
60	9	PS									

10	4	3	2	1	順	先	SO	先	後	順	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
					背番号	先行	戦	後	攻	背番号	7	9	3	6	10						
					○/×					○/×	○	○	○	×	9×						

5	4	3	2	1	SO	6	5	4	3	2	1	チャレンジ	1	2	3	4	5	SO	1	2	3	4	5
					戦							成功・不成功						戦					
					○							○/×							○				

監督 \_\_\_\_\_

アンパイア \_\_\_\_\_

R.アンパイア \_\_\_\_\_

ジャッジ \_\_\_\_\_

ジャッジ \_\_\_\_\_

監督 \_\_\_\_\_

パイア \_\_\_\_\_

パイア \_\_\_\_\_

S.アンパイア \_\_\_\_\_

T. O. \_\_\_\_\_

チャレンジ権を執行して認められたら○、認められなければ×

SOにおいて、PSが与えられた時の試技者背番号と結果。得点「○」失敗「×」

スターティング選手に「レ」を付ける

キャプテンには○印

得点の時間:秒数切り上げて記入  
得点者の背番号  
得点の種類(FG, PC, PS)を記入

警告を受けた時間を記入

7分に交代してピッチに入った。秒は切り上げとし、分表示

エキストラタイムにゴールした時、「+」を追記

試技の先行・後行

SO戦でのチャレンジ権を記入します

チャレンジ権成功・不成功 ○/×





# Hockey Handbook 2016年4月版 公式試合記録

ホッケー競技運営規程



公益社団法人  
日本ホッケー協会

大会名: \_\_\_\_\_

試合番号 \_\_\_\_\_ 備考 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 開始時間 \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ 場所 \_\_\_\_\_ ピッチ \_\_\_\_\_

チーム名

試 合	-
(前半)	- ( )
(後半)	- ( )
SO戦	-

チーム名

先発	背番号	氏 名	G	Y	R
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				

先発	背番号	氏 名	G	Y	R
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				

時間	No.	種	チーム名									

時間	No.	種	チーム名									

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	順	先・後	SO戦	先・後	順	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
										背番号				先・後	順											
										O/X				O/X												

監督 \_\_\_\_\_

監督 \_\_\_\_\_

アンパイア \_\_\_\_\_

アンパイア \_\_\_\_\_

R.アンパイア \_\_\_\_\_

ジャッジ \_\_\_\_\_

ジャッジ \_\_\_\_\_

ジャッジ \_\_\_\_\_

T. O. \_\_\_\_\_

# 負傷・事故報告書



公益社団法人 日本ホッケー協会

大会名 \_\_\_\_\_

日時 平成 年 月 日( ) \_\_\_\_\_

天候 \_\_\_\_\_

ピッチの状況 \_\_\_\_\_

当該チーム名 \_\_\_\_\_

対戦チーム名 \_\_\_\_\_

試合番号 \_\_\_\_\_

負傷・事故当該選手名・NO

氏名( )NO( )	氏名( )	NO( )	氏名( )	NO( )
------------	-------	-------	-------	-------

NO	事故の状況	事故後の処置	負傷の状況	負傷後の処置

監督署名 \_\_\_\_\_

TO署名 \_\_\_\_\_

TD署名 \_\_\_\_\_

TO／ジャッジ／アンパイア／アポイントメントシート



公益社団法人 日本ホッケー協会

大会名

日 時 平成

場所

	時間	種別	Aコート	対戦	TO	ジャッジ	アンパイア	アンパイア	リザーブ
1									
2									
3									
4									
5									
6									

TD署名

## 登録規程

公益社団法人 日本ホッケー協会

### <登録の義務>

1. 公益社団法人日本ホッケー協会（以下「JHA」という）に所属するチーム及び構成員（部長、監督、コーチ、選手、フィジオ等）は、次の種別にそれぞれ登録しなければならない。未登録チーム及び構成員は、JHA主催の公式試合及びそれに準じる大会（国民体育大会ブロック大会等）に出場することはできない。

### <登録の種別>

2. 登録の種別は次のとおりとする。

(1) 一般男子	(6) 高校女子	(11) マスターズ男子
(2) 一般女子	(7) 中学男子	(12) マスターズ女子
(3) 大学男子	(8) 中学女子	(13) 個人登録
(4) 大学女子	(9) スポーツ少年団男子	(14) 個人登録（中学・高校生）
(5) 高校男子	(10) スポーツ少年団女子	

### <登録の手続>

3. 本年度の登録（以下「年度登録」という）は所属都道府県ホッケー協会を経てJHAへ、5月20日までに完了しなければならない。年度登録は、別に定める登録申込書の電子登録と登録料の納入によって完了する。

### <追加登録・登録変更>

4. 追加登録・登録変更は次のとおりとする。
  - (1) 期日以降新しく結成されたチームは、都道府県協会がその事実を審査のうえ、証明書を添えて、JHAへ登録することができる。
  - (2) 登録構成員に追加あるいは変更のある場合は、所定の書式に従い遅延なくJHAに届け出ること。追加登録の手続きは毎月20日〆切、「登録証」の発行は月末発送とする。
  - (3) 競技者の移籍については、別に定めるところによる。

**<外国人競技者>**

5. 外国人の取り扱いは次のとおりとする。

JHAの登録規程に基づく外国人競技者（以下「外国人」という。）の登録手続は、次の通り行うものとする。

(1) 外国人とは、日本国以外の国籍を有するものをいう。

ただし、日本の学校教育法に基づく中学校または高等学校を終了した者を除く。

(2) 外国人は登録に際し、次の書類を所属都道府県ホッケー協会を経てJHAへ提出して、その審査を受けなければならない。前年度からチームが変わった時は、改めて提出すること。

A：一般・マスターズ・個人登録の場合

① 国籍保有国（以下「母国」という。）協会の競技許可書

② 所属先の記された書類と就労ビザの写し

③ 住する市町村が発行する外国人登録の写し

B：大学・高校・中学・スポ少・個人登録（中・高）の場合

① 登録学校の在学証明書

② 留学ビザの写し

(3) 外国人は、母国代表チーム以外の単独チームと二重登録する事はできない。

(4) 年度登録の外国人数は、無制限とする。

(5) 外国人競技者の大会参加に係る大会実施要項の取扱い

外国人競技者(以下「外国人」という)の大会参加については、次のとおり取り扱うものとし、大会実施要項に明記する。

①大会エントリーの外国人数は無制限とし、スターティングリストは2名以内とする。

②試合中フィールド内で常時プレーできる外国人は、2名以内とする。

(6) 全国高等学校選抜大会及び全国高等学校総合体育大会については、全国高等学校体育連盟の規定により、外国人留学生の参加については、エントリー数（15名）に対して3名以内とする。ただし、試合に出場できるのは2名以内とする。

**<登録の制限>**

6. 年度登録に関しては、チーム所属競技者の人数、および居住の制限はない。また、選手は複数のチームに登録することはできない。

**<年度登録料>**

7. 年度登録料は、チーム登録料、役員・選手個人登録料からなる。

種別	チーム登録料	役員・選手個人登録料	
一般男子・一般女子	45,000円	(1人当たり)	役員1,400円 選手1,400円
大学男子・大学女子	35,000円	(1人当たり)	役員1,400円 選手1,300円
高校男子・高校女子	30,000円	(1人当たり)	役員1,400円 選手200円
中学男子・中学女子	6,000円	(1人当たり)	役員1,400円 選手なし
スポーツ少年団男子・スポーツ少年団女子	1,000円	(1人当たり)	役員1,400円 選手なし
マスターズ男子・マスターズ女子	なし	(1人当たり)	役員1,400円 選手1,400円
個人登録	なし	(1人当たり)	役員1,400円 選手3,000円
個人登録(中学・高校生)	なし	(1人当たり)	役員1,400円 選手1,000円

\*個人登録とは、チームに登録せず国体予選等に出場するための登録をいう。

**<登録証の再発行>**

8. 紛失等の理由による「登録証」の再発行手続きについては下記の通りとする。

- (1) 追加登録と同様の手順(当規程4、参照)により行う。
- (2) 「登録証」の再発行費用については、下記の金額を実費徴収する。
  - ・高校生以下 500円(送料込み)
  - ・大学生以上(マスターズ含) 1,000円(送料込み)
- (3) 大会当日に「登録証」を持参していない(忘れた・紛失した)場合
  - ・当該大会のみ有効の「仮登録証」を大会TDが発行する。
  - ・この際、発行手数料として500円を徴収する。

**<審査>**

9. 登録に関する審査はこの規程にもとづいて都道府県協会が行い、JHAの承認を得るものとする。

**<チーム移籍>**

10. チーム移籍は次のとおりとする。

- (1) 一般種別(日本リーグ加盟チームを除く)の移籍について
  - ①年度内に競技者の移籍があったときは、新所属チームは旧所属チームの同意書を添付して、JHAに届け出る事。ただし、上部大会につながる大会(予選会を含む)以降の移籍は認

めない。

※全日本社会人選手権大会のブロック予選に出場したものは、全日本社会人選手権大会に別のチームでの出場は認めない。

※全日本社会人選手権大会に出場したものは、全日本選手権大会に別のチームでの出場は認めない。

(2) 日本リーグ加盟チームの移籍について

- ①移籍とは、JHAに登録している選手及び過去1年以内に登録していた選手が新たに別の加盟チームに所属を変更することをいう。
- ②移籍を希望する場合は、獲得希望選手所属チームの年度最終大会終了後から移籍交渉期間とする。
- ③籍交渉期間後、次年度に別のチームで登録を申請する場合、移籍前・後の両チームの部長（または代表者）と本人（未成年者の場合は保護者も含む）の三者による同意書が必要である。同意書をJHAとホッケー日本リーグ機構が認めた場合のみ、移籍を認める。
- ④③において同意の無い場合は、新たに別のチームで登録を申請する場合、前のチームを退部または退社の日から1年を経過していないと選手として各大会に出場はできない。
- ⑤高等学校、大学の選手が、卒業により次年度の所属チームを変更する場合は、上記の手続きを必要としない。但し、卒業以外の理由により所属チームを変更する場合は、上記の手続きを行うこととする。

(3) その他

- ①移籍に関する疑義については、JHAとホッケー日本リーグ機構が決定する。

**<その他>**

11. この規程に定めのないものについては、その都度JHAが決定する。

**<付 則>**

12. この規程は、平成28年4月1日より施行する。

## 公益社団法人日本ホッケー協会 ユニフォーム規程

1. この規程は、公益社団法人日本ホッケー協会（以下「JHA」という）が主催または共催する大会に参加するチームのユニフォームに関する基準を定めるものである。
2. 大会に参加するチームは、ファーストユニフォームおよびセカンドユニフォームとしてのフィールドプレイヤーのシャツ、パンツ/スコート、ソックスとゴールキーパーのシャツの色を大会参加申込書にて登録しなければならない。
3. フィールドプレイヤーのユニフォームに係わる事項は下記のとおり定める。
  - 3.1 ファーストおよびセカンドユニフォームのうちのひとつのセットは、シャツ、パンツ/スコート、ソックスそれぞれの80%以上が単色でなければならない。もうひとつのセットは他のセットとは全く違う色でなくてはならない。ソックスの色は、上記の条件を満たす限り、何色でも良い。
  - 3.2 背番号は、はっきりと塗り潰された（輪郭線でない）数字で次の2か所に明示する。
    - a 上下16cm以上、30cm以下の文字でプレイヤーのシャツの背面。
    - b 上下7cm以上、9cm以下の文字でプレイヤーパンツ/スコートの前面で太ももの高さ。
  - 3.3 プレイヤーの名前を表示する場合、プレイヤーの名前は、
    - a シャツの背面に表示されていること（ゴールキーパー特権を有するフィールドプレイヤーとして出場している場合を除く）
    - b はっきりと塗り潰された（輪郭線でない）上下が6cm以上、10cm以下の文字であること
    - c プレイヤーの背番号より上に配置し、背番号が明瞭に見えるようにすること
  - 3.4 ユニフォームは全員が同じ仕様のもを着用しなければならない。袖の長さ、襟の有無等の規制はないが、試合に参加する選手全員のユニフォームは同じ仕様でなければならない。（長袖なら全員長袖、半袖なら全員半袖を着用する）
  - 3.5 ロングアンダースパッツ、アンダーシャツは着用してはならない。ただし、ユニフォームの内側で外面から見えない範囲に着用するものや、立った姿勢でスコートの下に外面から見えない範囲で着用しているアンダースパッツは着用してもよい。スコートの下にアンダースパッツを着用する場合は、全員が同色のものを着用しなければならない。
  - 3.6 厳寒期には、ユニフォームの袖からはみ出るアンダーシャツを着用してよいが、同じ仕様のもを全員が着用しなければならない。事前に大会TDの承認を要する。
  - 3.7 襟元や袖口からはみ出てユニフォームの原型を変えるような下着・インナーウェアは着用してはならない。
  - 3.8 上項に関わらず、宗教上および医師の指示による健康上の理由による着用物に制限はないが、事前にTDの承認を必要とする。
4. ゴールキーパーのユニフォームに係わる事項は下記のとおり定める。
  - 4.1 ファーストおよびセカンドユニフォームのシャツは、フィールドプレイヤーのファーストお

- よびセカンドユニフォームのシャツの色と全く違う色でなくてはならない。
- 4.2 背番号は、はっきりと塗り潰された(輪郭線でない)数字で次の2か所に明示する。
- a 上下16cm以上、30cm以下の文字でシャツの背面。
  - b 上下7cm以上、20cm以下の文字でシャツの前面。
- 4.3 プレイヤーの名前を表示する場合、プレイヤーの名前は、
- a シャツの背面に表示されていること(ゴールキーパー特権を有するフィールドプレイヤーとして出場している場合を除く)
  - b はっきりと塗り潰された(輪郭線でない)上下が6cm以上、10cm以下の文字であること
  - c プレイヤーの背番号より上に配置し、背番号が明瞭に見えるようにすること
5. シューズの色は何色でも良い。
6. ゴールキーパーの装具の色は何色でも良い。
7. 大会主催者は、大会に参加するプレイヤーのユニフォームに広告を表示させる権利を有し、その要請があった場合は、チームはユニフォームの指定の位置に広告を貼付しなければならない。貼付する広告は、主催者がチームに無償で提供する。
8. チームが大会参加にあたりユニフォームに広告表示することを希望する場合は、下記に基づき主催者が決定する。
- 8.1 大会開始日の3日前までに表示する広告の図柄、大きさ、位置を主催者に申請しなければならない。
  - 8.2 酒およびたばこ商品名の広告は許可されない。
  - 8.3 主催者は、公序良得に反する場合や大会スポンサーに競合する等の理由により、申請を却下することができる。
  - 8.4 主催者は、許可にあたり広告の大きさ、位置を変更する権利を有する。
  - 8.5 広告の表示が認められた場合、チームは、広告1か所につき10,000円をJHA特別協賛金として納入しなければならない。
9. 大会主催者は、大会に参加する競技役員の公式ウェア(アンパイアシャツ、大会ジャンパー等)に広告を表示させる権利を有する。
10. 大会への参加に関わらず、大会に参加する競技役員の公式ウェア(アンパイアシャツ、大会ジャンパー等)に広告を提供し、表示させることを、誰でも希望することができる。その場合は、下記に基づき主催者に申請を行わなければならない。
- 10.1 大会開始15日前までに、表示する広告の図柄、大きさ、表示させるウェアおよび位置を主催者に申請しなければならない。
  - 10.2 酒およびたばこ商品名の広告は許可されない。
  - 10.3 主催者は、公序良得に反する場合や大会スポンサーに競合する等の理由により、申請を却下

することができる。

- 10.4 主催者は、許可にあたり広告の大きさ、位置を変更する権利を有する。
- 10.5 広告の表示が認められた場合、申請者は、広告1か所につき50,000円をJHA特別協賛金として納入しなければならない。また、表示する広告を主催者に無償で提供しなければならない。広告の表示（貼付）に係わる費用は原則として申請者が負担する。
  
11. 本規程に係わる疑義および定めのない事項は、JHA技術委員長が関係機関と協議のうえ決定する。
  
12. 本規程は、2016年4月1日より効力を有する。それに伴い、JHAユニフォーム基準、登録規程のユニフォームに係わる規定を廃止する。

## 公益社団法人日本ホッケー協会 公認競技役員規程

### (目的)

**第1条** この規程は、公益社団法人日本ホッケー協会（以下「JHA」という）が認定する競技役員の地位の確立と責任の範囲の明確化を目指すとともに、技能向上や円滑な大会運営を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1. 公認競技役員 第3条によって区分される資格を有する者をいう。
2. 公式試合 JHA、ブロック協会、都道府県協会、日本社会人ホッケー連盟、日本学生ホッケー連盟およびその傘下団体のブロック学生連盟、全国高等学校体育連盟およびその傘下団体のブロック・都道府県高等学校体育連盟が主催または共催する大会でホッケー競技規則（6人制含む）に基づき実施される試合をいう。
3. 全国大会 JHAが主催または共催する大会。

### (公認競技役員資格の種類)

**第3条** 公認競技役員資格は、その活動範囲、必要な資質・技能に応じて次のとおり設置する。

1. トーナメントディレクター（以下「TD」という）
2. テクニカルオフィサー（以下「TO」という）
3. ジャッジ（以下「JG」という）
4. アンパイアマネージャー（以下「UM」という）
5. 国際審判員
6. A級公認審判員（以下「A級」という）
7. B級公認審判員（以下「B級」という）
8. C級公認審判員（以下「C級」という）
9. D級公認審判員（以下「D級」という）
10. サジェスションアンパイア

なお、上記1から3までを公認テーブルオフィシャル、5から9までを公認審判員と総称する。また、公認競技役員の所属協会は、居住地または勤務地の位置する都道府県協会か都道府県協会の役員である場合はその協会とする。

### (公認競技役員の資質)

**第4条** 公認競技役員資格を有する者に求められる資質を次のように定める。

1. TDは、競技会の運営・競技運営規程・競技規則・審判に関する知識を熟知し、競技会を統括する識見・技能を有し、公認競技役員の模範となり指導を行い得る見識・技能を有する者。
2. TOは、競技会の運営・競技運営規程、競技規則・審判に関する知識がありTDを補佐する識見・

技能を有し、試合を円滑に運営、管理するための十分な識見、技能を有する者。

3. JG は、大会の競技運営規程、競技規則に関する識見を有し、公式試合記録の作成および TO と協力し試合の運営、管理を行い得る者。
4. UM は、大会およびホッケーに係わる活動を通じて、審判員の育成指導、評価、支援を行い得る見識、技能を有し、競技規則およびその解釈に対する説明が行える者。
5. 国際審判員は、公認審判員の資格を有する者のうち、国際ホッケー連盟（以下「FIH」という）により国際審判員資格を認定された者。
6. A 級は、国際試合の審判を行い得る見識、技能を有し、公認審判員の模範となり得る者。
7. B 級は、全国大会の試合の審判を行うに十分な見識、技能を有する者。
8. C 級は、公式試合の審判を円滑に行うための必要な知識、技術を有する者。
9. D 級は、公式試合の審判を行い得る者。
10. サジェスションアンパイアは、公式試合のサジェスションアンパイアを行うに十分な見識、技能を有する者。

#### （公認競技役員に係わる役職の権限と責任）

**第5条** 公認競技役員の活動に係る役職の権限と責任は、次のとおりとする。

1. JHA 技術委員長は、公認競技役員を統括する。また、公認競技役員の活動環境の向上、技能向上、国内外への競技役員のパイプラインの派遣、関係規則の制定・定着等に係わる活動を監督し、そのための必要な指示を公認競技役員に行う。
2. JHA 競技部長は、公認テーブルオフィシャルの技能向上、活動実績管理、活動者数の増加および競技会運営の円滑化等に資する必要な施策を策定し、ブロック競技長と共に実行する。
3. JHA 審判部長は、公認審判員の技能向上、活動実績管理、活動者数の増加および競技規則・判定に係わる解釈の浸透等に資する必要な施策を策定し、ブロック審判長と共に実行する。
4. JHA 競技役員指名室長は、全国大会に参加する競技役員を指名する。また、国民体育大会ブロック大会の TD およびニュートラル審判員を指名し、表-1 のブロック予選会におけるブロックが指名する TD およびニュートラル審判員を承認する。
5. JHA 資格審査室は、講習会等の受講者の成績、実績を踏まえて第 3 条に定める資格を認定または承認する。また、第 15 条に定める降格、失効、剥奪を決定する。
6. ブロック競技長は、所属ブロック内の公認テーブルオフィシャルへの指導、情報伝達、活動実績の把握、TO 昇格試験受験者の推薦、JG 資格の認定、ブロック予選会（表-1）の TD、TO、JG の指名（JHA が指名した者を除く）、競技役員の発掘、その他 JHA 競技部長の依頼する事項を遂行する。
7. ブロック審判長は、所属ブロック内の公認審判員への指導、情報伝達、活動実績の把握、B 級昇格試験受験者の推薦、C 級・D 級資格の認定、ブロック予選会（表-1）の審判員の指名（JHA が指名した者を除く）、審判員の発掘、その他 JHA 審判部長の依頼する事項を遂行する。
8. 都道府県競技長は、所属都道府県内の公認テーブルオフィシャルへの指導、都道府県内大会の TD、TO、JG の指名、競技運営役員の発掘、その他ブロック競技長の依頼する事項を行う。
9. 都道府県審判長は、所属都道府県内の公認審判員への指導、C 級昇格試験受験者の推薦、都道府県内大会の審判員の指名、審判員の発掘、その他ブロック審判長の依頼する事項を行う。

10. 上記 6 から 9 に定める役職は、ブロックまたは都道府県内の理事会等の承認手続きを経て決定されることが望ましい。
11. 上記 6 から 9 に定める役職者が交代する場合は、速やかに JHA 技術委員長に通知しなければならない。また、その役職者の本規程に定める権限は、通知された時点から効力を有する。
12. 上記 2 から 9 に定める役職者（5 を除く）の本規程に定める権限は、当該役職者がいずれかの競技役員資格を保有している場合に効力を有する。

#### （公認競技役員の責務）

**第6条** 公認競技役員に求められる主な責務を次のとおり定める。

1. 本規程に定める事項を遵守しなければならない。
2. 公式試合への参加に際しては、移動中も含め、定められた服装もしくは職務にふさわしい服を着用し、登録証を携行しなければならない。審判を行うときは必ず公認審判服を着用しなければならない。
3. TD は、全国大会の TD（アシスタント TD 含む）、ホッケー日本リーグ（以下「HJL」という）のシリーズチーフ TO、および表-1 に定めるブロック予選会の TD を 3 年間に 1 回以上担当しなければならない。
4. TO および JG は、公式試合の TO または JG を 3 年間に 8 試合以上担当しなければならない。
5. A 級は全国大会の試合の審判を 3 年間に 6 試合以上担当しなければならない。
6. B 級は全国大会、表-1 に定めるブロック予選会、日本社会人ホッケー連盟、日本学生ホッケー連盟およびその傘下団体のブロック学生連盟が主催する大会の試合の審判を 3 年間に 6 試合以上担当しなければならない。
7. C 級は公式試合の審判を年間 5 試合以上担当しなければならない。
8. TD は、第 17 条 1 に定める講習会を毎年受講しなければならない。TO、UM、A 級、B 級は、第 17 条 1 または 2 に定める講習会を 3 年に 1 回以上受講しなければならない。JG、C 級は、第 17 条に定める講習会を 3 年に 1 回以上受講しなければならない。
9. TD、TO、UM、A 級、B 級は、年度当初の指定期日までに大会派遣希望調査表を提出しなければならない。また、JHA の求めに応じて活動実績を報告しなければならない。
10. A 級、B 級は JHA が指定する体力測定を毎年 1 回以上実施しなければならない。
11. 国際公式試合の競技役員を担当する場合は、事前に JHA 技術委員長の承認を得なければならない。
12. 全国大会で TD または UM に指名された者は、所定期日内に大会報告書を JHA に提出しなければならない。
13. 公認競技役員は、JHA の指定する活動に協力しなければならない。

#### （公認競技役員の活動可能範囲）

**第7条** 公認競技役員の活動を行うことができる範囲は次のとおりとする。

1. TD は、公式試合が行われる大会の TD を担当できる。
2. TO は、公式試合の TO を担当できる。また、所属ブロック競技長の指名または承認により全国大会以外の大会の TD を担当できる。

3. JG は、公式試合の JG を担当できる。また、全国大会以外の試合の TO を担当できる。6 人制の試合においては、全国大会の TO を担当できる。
4. A 級は、公式試合および JHA 技術委員長の承認により国際試合の審判を担当できる。また、公式試合の JG を担当できる。
5. B 級は、公式試合および JHA 審判部長の推薦と JHA 技術委員長の承認により国際試合の審判を担当できる。また、公式試合の JG を担当できる。
6. C 級は、全国大会以外の公式試合の審判を担当できる。ただし、所属ブロック以外の場所で行われる試合の場合は、所属ブロック審判長の承認を要する。
7. D 級は、全国大会および表-1 に定めるブロック大会以外の公式試合の審判を担当できる。ただし、所属ブロック以外の場所で行われる試合の場合は、所属ブロック長の承認を要する。
8. サジェスションアンパイアは公式試合のサジェスションアンパイアを担当できる。
9. 大会に参加するチームに登録されている役員、選手は所属するチームの試合の競技役員（JG を除く）を担当することができない。
10. 上記にかかわらず、6 人制の試合においては、C 級および D 級は全国大会を含む公式試合の審判を担当できる。

#### （公認競技役員の認定手順）

**第8条** 公認競技役員資格の認定は、次のとおりとする。

1. (TD) TO 資格を有し、全国大会で十分な実績があり、JHA 技術委員会が指名した者に TD 昇格試験の受験資格を与える。昇格試験の合格者で TD としての資質が認められるとして上申された者を資格審査室で審議して TD として認定する。
2. (TO) JG の資格を有し、全国大会およびブロック大会で実績がある者で所属ブロック競技長の推薦により TO 昇格試験を受験し、その合格者で TO としての資質が認められるとして上申された者を資格審査室で審議して TO として認定する。
3. (JG) 所属都道府県協会の競技長の推薦により、ブロックまたは都道府県協会が主催するジャッジ認定講習会に参加した者でブロック競技長が認定した者を JHA 資格審査室が JG として承認する。講習会の責任講師は、技術委員会の指名する講師でなければならない。
4. (国際審判員) 技術委員長の指名により FIH 主催または公認の国際大会に審判員として派遣され、国際審判員としての資質があるとの評価を TD から受けた者は、資格審査室の承認により JHA から FIH に国際審判員登録申請を行う。FIH で国際審判員として登録された時点で国際審判員として認定する。
5. (UM) A 級または B 級で（過去に A 級または B 級資格を有していた者も含む）JHA 審判部長の指名により UM 認定講習会に参加し、UM としての資質が認められると上申された者を資格審査室で審議して UM として認定する。
6. (A 級) JHA が公表する A 級審判員昇格候補者リストの中から指名され、JHA が開催する A 級昇格審判講習会に参加し、その審査により A 級審判員としての資質が認められるとして上申された者を資格審査室で審議して A 級として認定する。
7. (B 級) C 級保有者でブロック審判長の推薦により JHA、各ブロック協会、各連盟が開催する B 級審判昇格試験を受験しその合格者で B 級審判員としての資質が認められるとして上申され

た者を資格審査室で審議して B 級として認定する。試験の責任講師は技術委員会が指名する講師でなければならない。

8. (C 級) D 級保有者で、ブロック審判長または都道府県審判長の推薦により各ブロック協会、各連盟が開催する C 級審判昇格試験を受験し、その合格者を所属ブロック審判長が認定した者を資格審査室が C 級として承認する。試験の責任講師は、技術委員会の指名する講師でなければならない。
9. (D 級) 各ブロック協会、各連盟、都道府県協会が開催する D 級審判認定講習会を受講した者で、所属ブロック審判長が認定した者を資格審査室が承認する。講習会の責任講師は、技術委員会の指名する講師でなければならない。
10. (サジェスションアンパイア) A 級、B 級、C 級、UM 資格保有者は、サジェスションアンパイアの資格を同時に保有するものとする。
11. A 級および B 級資格保有者は、JG 資格に定める範囲の活動を行うことができる。
12. A 級は引退する時点(自己申告)で、TO 資格を資格審査室で審議のうえ認定する。認定にあたり、上記の講習会等の受講を要しない。
13. B 級は引退する時点(自己申告)で、JG 資格を資格審査室で審議のうえ認定する。認定にあたり、上記の講習会等の受講を要しない。
14. 審判員資格の認定にあたり、被認定者が未成年の場合は、親権者の同意書を必要とする。また、18 歳未満の者には審判員資格を認定しない。

#### (公認競技役員認定証)

**第9条** 公認競技役員に認定され、第 11 条に定める登録手続きを完了した者に JHA から認定証を交付する。ただし、D 級については所属ブロック審判長から認定証を交付する。

#### (公認競技役員の管理)

**第10条** 公認競技役員は JHA が基本台帳により管理し、登録、変更が生じた場合は速やかに基本台帳の更新を行う。公認競技役員が所属協会を変更する場合は、JHA 技術委員長の承認を得なければならない。

#### (登録手続き)

**第11条** 公認競技役員の新規登録手続きについては、次のように行う。

1. TD、TO、UM、A 級、B 級資格の登録手続き  
資格審査室での認定後、JHA から本人に認定の通知を行う。認定者は指定期間内に新規登録申請書を JHA に提出し、認定料を納入しなければならない。申請がなされた日を登録日とするが、指定期間内に提出および納入がなされない場合は、認定を取り消す。
2. JG、C 級資格の登録手続き  
所属ブロック競技長または審判長が認定した JG、C 級資格者の JHA への新規登録申請および認定料の納入は、所属ブロック競技長または審判長が行う。申請がなされた日を登録日とするが、合格した講習会の開催日から 60 日以内に新規登録申請書が JHA に提出され、所定の認定料が JHA に納付されなければ、JHA 資格審査室は認定を承認せず、認定は無効となる。何らかの理

由で、JHA 資格審査室が認定を承認しなかった場合は、認定は無効となり、既に JHA に納入されている認定料があればそれを返還する。

### 3. D 級資格の登録手続き

所属ブロック審判長は資格の認定後、登録番号を付与した後、JHA に D 級資格者名簿を JHA に送付する。送付日を資格の登録日とする。何らかの理由で、JHA 資格審査室が認定を承認しなかった場合は、認定は無効となる。

### 4. 登録番号の付与

D 級、サジェスションアンパイア資格以外の資格については、JHA が申請書に基づき、登録番号を付与し、基本台帳を更新する。また、氏名と所属協会名を記載した公認競技役員一覧を更新しブロック競技長および審判長に送付する。

### 5. 認定料

### 6. 各資格とも申請時に認定料を納入しなければならない。資格毎の金額は下記のとおりとする。

D 級資格は所属ブロック、D 級以外の資格は JHA に納入する。

資格	認定料(円)
TD	5,000
TO	4,000
JG	3,000
UM	5,000
A 級	5,000
B 級	4,000
C 級	3,000
D 級	2,000

### 7. 配付物

各資格認定時に次に定めるものを JHA より配付する。エンブレム、カード、リング等の資格に応じた必要物品は、各自で購入する。

TD : TD バッジ

TO : TO バッジ

JG : JG バッジ

A 級 : A 級バッジ

B 級 : B 級バッジ

C 級 : C 級バッジ

### (有効期間と更新手続き)

**第12条** 公認競技役員の有効期間と年度登録（更新手続き）を次のように定める。

1. 競技役員資格（D 級を除く）の有効期間は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。ただし、新規登録された資格は、登録日から次の 3 月 31 日までとする。D 級資格の有効期間は登録日から 1 年後の同日までとする。
2. 競技役員資格（D 級を除く）は毎年度自動更新とし、更新を希望しない者は前年度 2 月末日までに JHA に申請しなければならない。

3. D級で更新を希望する者は、所属ブロック審判長に通知のうえ、有効期限内に第17条に定めるいずれかの講習会に参加しなければならない。有効期間は更新日から1年後の同日までとする。
4. ブロック競技長および審判長は、連携して所属ブロックの公認競技役員の資格保有者リストの確認、修正を行い、前年度3月末日までに、JHAに提出しなければならない。
5. ブロック競技長および審判長は、連携して所属ブロックの資格保有者リストに基づいた資格保有者（D級を除く）の年度登録料を取りまとめ、前年度3月末日までに、JHAに納入しなければならない。
6. 年度登録料は下記のとおりとする。複数の資格を保有している者は、それらのうち最も高額な年度登録料のみをJHAに納入すればよい。D級については所属ブロック協会に納入する。

資格	年度登録料（円）	資格	年度登録料（円）
TD	5,000	UM	5,000
TO	4,000	A級	5,000
JG	3,000	B級	4,000
		C級	3,000
定年者	3,000	D級	1,000

#### （資格の失効および剥奪）

**第13条** 公認競技役員は、次に該当するときにはその資格を喪失する。既に納入されている登録料は返還しない。

1. 第12条に規定する年度登録料を納入しなかった場合は、資格が失効する。
2. 公認競技役員としてふさわしくない行動や言動があった場合は、資格を剥奪する。
3. 本規程を著しく逸脱する行動や言動があった場合は、資格を剥奪する。

#### （降 格）

**第14条** 公認競技役員は、次に該当するときには降格する場合がある。ただし、JGおよびD級は降格しない。

1. 第6条に規定する活動を行う意思が認められないとき。
2. 第6条に規定する研修会を理由無く受講しなかったとき。
3. 各資格で必要とする見識、技能を有していないと認められたとき。

#### （資格の降格、失効および剥奪手続き）

**第15条** 資格の失効、降格および剥奪は、次のように行う。

1. 第13条、第14条に該当すると認められる場合は、技術委員会で審議のうえ資格の降格、失効または剥奪の仮決定を行う。
2. 技術委員会は仮決定の内容を当該者に通知して状況を確認し、本人が希望する場合は、弁明の機会を設ける。
3. 前項において、海外駐在等やむを得ない事由等を勘案して技術委員会は仮決定内容を変更または取消することができる。

4. 第2項を実施後、技術委員長は資格審査室にその内容を諮問する。資格審査室で審議を行い、資格の降格、失効または剥奪を決定する。
5. 技術委員会は決定後に本人および所属ブロック競技長、審判長にその内容を通知する。
6. 資格を失効させた者が再度競技役員資格を取得しようとする場合は、それまでの実績は喪失されたものとして扱う。

#### (公認競技役員の定年)

**第16条** 公認競技役員の定年および定年者の定年後の活動範囲等については次のとおり定める。

1. 75歳の誕生日に達した時の年度末(3月31日)をもって定年とし、定年者として扱う。
2. 公認テーブルオフィシャルが定年前に引退をJHAに通知した場合は、その時点で定年者と同じ扱いとし、資格は無効となる。
3. A級またはB級が引退をJHAに通知した場合は、その時点でその資格は無効となり、審判引退者として扱う。
4. 51歳以上の公認審判員が表-2に定める体力基準を達成できない場合は、資格は無効となり、審判引退者として扱う。
5. 定年者または審判引退者は、大会TDの承認により全国大会を含む6人制の試合のTO・JGまたは審判を担当することができる。
6. 定年者は、大会TDの承認により全国大会以外の試合のTO・JGを担当することができる。
7. 審判引退者は、大会TDの承認により全国大会以外の試合の審判を担当できる。ただし、表-1に定める大会の試合の場合は、JHA審判部長の承認を要する。
8. 審判引退者は、全国大会を含むすべての試合のサジェスションアンパイアを担当できる。
9. 定年者が上項の活動を行う場合は、第11条に定める定年者の年度登録料を納入していなければならない。

#### (講習会等の実施)

**第17条** 公認競技役員は競技規則、競技運営規程に関する知識、解釈、技能向上を図るために実施される講習会等に積極的に参加しなければならない。実施される講習会と受講料は次のとおりとする。

講習会名等	受講料	備考
1.JHAが主催するもの		
全国統一ルール研修会	5,000	JHAに納入する
TD昇格試験	5,000	JHAに納入する
TO昇格試験	5,000	JHAに納入する
UM認定講習会	5,000	JHAに納入する
A級審判昇格試験	5,000	JHAに納入する
B級審判昇格試験	5,000	JHAに納入する
必要に応じた技能向上のための講習会	都度決定	JHAに納入する
2.ブロック協会、各競技連盟が主催するもの		
ルール研修会	5,000	主催者に納入する

JG 認定講習会	3,000	主催者に納入する
B 級審判昇格試験	5,000	主催者に納入する
C 級審判昇格試験	3,000	主催者に納入する
D 級審判講習会	3,000	主催者に納入する
必要に応じた技能向上のための講習会	主催者が決定	主催者に納入する
3.都道府県協会が主催するもの		
D 級審判講習会	3,000	主催者に納入する
JG 認定講習会	3,000	主催者に納入する
必要に応じた技能向上のための講習会	主催者が決定	主催者に納入する

## (その他)

**第18条** この規程に定めるもののほか必要な事項については、JHA 技術委員会が関係箇所と協議のうえ決定する。

1. 公認競技役員は、この規程に関わる事項に疑義が生じた場合に技術委員長に照会を行うことができる。

## (附 則)

1. この規程は、公認 TD・TO・J 規程と公認審判員規程を統合し、2016 年 4 月 1 日から施行する。それに伴い、公認 TD・TO・J 規程と公認審判員規程は廃止する。

2. 表-1 全国大会ブロック予選会

全国高等学校ホッケー選手権大会ブロック予選
全日本中学生ホッケー選手権大会ブロック予選
全日本社会人ホッケー選手権大会ブロック予選
国民体育大会ホッケー競技ブロック大会
全国高等学校選抜ホッケー大会ブロック予選

3. 表-2 審判員体力測定項目と基準

## 20m シャトルラン

	往復回数		往復回数
29 歳以下男性	84 (レベル 10)	29 歳以下女性	73 (レベル 9)
30 歳代男性	73 (レベル 9)	30 歳代女性	62 (レベル 8)
40 歳以上男性	62 (レベル 8)	40 歳以上女性	52 (レベル 7)

上記は最低限求められる基準であり、84 回を上回ることを強く要請する。

## データ登録手順

データ登録の全体の流れについて	53
チームデータ入力フォームについて	54
競技役員個別入力シート	57
競技役員データ取込ツールについて	59
チーム別入金実績リストについて	69

## ○データ登録の全体の流れについて

2016年度のデータ登録にあたり、昨年とは異なる手順で行いますので、下記の流れをご留意ください  
また、以降に各ページの詳細な入力内容について記載がありますので、ご確認ください  
※昨年度の登録情報は全て入力してあります。

### チーム選手・役員のデータ登録について

- ① チームごとのエクセルを都道府県単位で配布します
- ② 都道府県協会から各チーム別にデータを配布し、記入していただきます
- ③ 「入力フォーム」の赤色シートのみ作業してください
- ④ 継続する場合は☑を選択、辞退する場合は☐を外します
- ⑤ 新規の場合は、下部に必要事項を入力してください  
⇒ 隣の2枚のシートに情報が転記されますので、印刷して保管ください(昨年と同様の形式です)
- ⑥ 2016年度から「入金」(減免含む)についての情報もこちらで管理できます
- ⑦ 登録者の入金、減免を選択リストより選択してください
- ⑧ 締日に「確定ボタン」をクリックしてください
- ⑨ 確定させたエクセルを都道府県協会にメールしてください  
⇒ 自動的に隣のシートに入金者リスト、減免リストが作成されます  
⇒ 振込金額の内訳が都道府県協会に伝達されます

### 競技役員のデータ登録について

- ① 競技役員の個別データを都道府県単位で配布します
  - ② 都道府県協会から各個人に個別データを配布し、記入していただきます  
※ 追加の項目が多数あり、その追加情報を入力ください
  - ③ 継続する場合は☑を選択、辞退する場合は☐を外します
  - ④ 変更の場合は新規として新たに入力してください
  - ⑤ 写真を添付し、登録の作業は終了です
  - ⑥ 都道府県協会は、入金確認の作業として☑を入れてください
  - ⑦ 都道府県協会は、締日に「確定ボタン」をクリックしてください
  - ⑧ 都道府県協会は、確定後のエクセルをJHAに送信してください  
⇒ 自動的に別シートに入金、未入金リストが作成されます  
⇒ JHAに振込金額の内容と未入金者リストも伝達されます
- ### 都道府県による協会費の入金管理について
- ① チームごとに送られてきたエクセルを管理フォルダに入れます
  - ② 「2016埼玉県入金リスト」のエクセルを開き、「リスト作成」をクリックします  
⇒ 別シートに入金、未入金リスト、合計金額が表示されたシートが完成



○チーム役員登録の情報について

役員登録人数	3名	(内不要者リスト人数)	1名	登録料納入人数	2名
--------	----	-------------	----	---------	----

■継続役員

ID	区分	氏名		フリガナ	性別	生年月日	年齢	出身校	指導者資格	ステータス	年会費	
		姓	名								入金/減免	納入チーム名
15-11A002-1101	監督	中田	浩二	ナカタ	男	1987年3月3日	29	飯能第一高		継続	入金	AAチーム
15-11A002-1201	コーチ	高木	彰	タカギ	男	1988年10月1日	27	玉井大学	上級コーチ	継続	減免	
15-11A002-1301	コーチ	井ノ原	純次	イノハラ	男	1990年1月1日	26	早稲田大学		継続	入金	

■新規役員

ID	区分	氏名		フリガナ	性別	生年月日 (例:1988/10/3)	年齢	出身校	指導者資格	ステータス	年会費	
		姓	名								入金/減免	納入チーム名
-										新規	未入金	
-										新規	未入金	
-										新規	未入金	
-										新規	未入金	
-										新規	未入金	
-										新規	未入金	

【チーム役員登録の情報について】

- 2015年度に協会員の登録証の発行にお申し込みを頂いたチーム役員の方のデータを対象として掲載します
- エクセルファイルを作成した時点ではステータスが「継続」、入金欄が「未入金」となっております。その他の項目については、編集はできません
- 2016年度のチーム役員の方の報告は以下のようなパターンを想定しております
  - ① 2016年度も同じチーム役員として係わる場合、『継続』のチェックをして頂き、年会費提出後、年会費を『入金』に変更します
  - ② 2016年度はチームを離れる場合は、『継続』のチェックを外してください
  - ③ 他のチームとの兼務でそちらで年会費をお支払い頂いている場合は、『継続』のチェックをして、年会費に『減免』を指定し、『納入チーム名』を記入します
  - ④ 2015年度の内容が間違っていたり、今年に変更がある場合は、『継続』のチェックを外して頂き、下段の新規役員の欄に正しい内容を記入します
    - ※IDおよび氏名については、間違わないように注意してください
  - ⑤ 新規にチームに加わる方は、新規役員の欄から必要な情報を入力、ステータスの『新規』をチェックして頂き、年会費提出後、年会費を『入金』に変更します

○チーム選手登録の情報について

選手登録人数	11名	(内不要者リスト人数)	2名	登録料納入人数	9名
--------	-----	-------------	----	---------	----

■継続選手

ID	氏名		フリガナ	性別	生年月日	年齢	学年	出身校	備考	ステータス	年会費	
	姓	名									入金/減免	納入チーム名
15-11A002-1601	浜村	光一	ハマムラ	男	1974年3月19日	42		飯能東高		継続	入金	
15-11A002-1602	吉田	次郎	ヨシダ	男	1972年5月16日	43		飯能南高		継続	入金	
15-11A002-1603	高田	三郎	タカダ	男	1982年1月22日	34		飯能西高		継続	減免	BBチーム
15-11A002-1604	本村	四郎	モトムラ	男	1982年4月2日	33		飯能北高		継続	入金	
15-11A002-1605	崎島	五郎	サキシマ	男	1988年11月3日	27		東京大学		継続	入金	
15-11A002-1606	村田	純一	ムラタ	男	1981年8月2日	34		早稲田大学		継続	減免	BBチーム
15-11A002-1607	有田	淳二	アリタ	男	1971年2月8日	45		慶応大学		継続	入金	
15-11A002-1608	忠岡	潤三	タダオカ	男	1983年5月24日	32		立教大学		継続	入金	
15-11A002-1609	平田	一郎	ヒラタ	男	1989年6月17日	26		明治大学		継続	未入金	
15-11A002-1610	飯島	宏	イイジマ	男	1986年10月19日	29		埼玉大学		継続	入金	
15-11A002-1611	井岡	球太	イオカ	男	1986年7月13日	29		千葉大学		継続	未入金	

■新規選手

ID	氏名		フリガナ	性別	生年月日 (例:1988/10/3)	年齢	学年	出身校	備考	ステータス	年会費	
	姓	名									入金/減免	納入チーム名
-										新規	未入金	
-										新規	未入金	
-										新規	未入金	
-										新規	未入金	

【チーム選手登録の情報について】

- 2015年度に協会員の登録証の発行にお申し込みを頂いたチーム選手の方のデータを対象として掲載します
- エクセルファイルを作成した時点ではステータスが「継続」、入金欄が「未入金」となっております その他の項目については、編集はできません
- 2016年度のチーム選手の方の報告は以下のようなパターンを想定しております
  - ① 2016年度も同じチーム役員として係わる場合、『継続』のチェックをして頂き、年会費提出後、年会費を『入金』に変更します
  - ② 2016年度はチームを離れる場合は、『継続』のチェックを外してください
  - ③ 他のチームとの兼務でそちらで年会費をお支払い頂いている場合は、『継続』のチェックをして、年会費に『減免』を指定し、『納入チーム名』を記入します
  - ④ 2015年度の内容が間違っていたり、今年に変更がある場合は、『継続』のチェックを外して頂き、下段の新規役員の欄に正しい内容を記入します
    - ※IDおよび氏名については、間違わないように注意してください
  - ⑤ 新規にチームに加わる方は、新規役員の欄から必要な情報を入力、ステータスの「新規」をチェックして頂き、年会費提出後、年会費を『入金』に変更します

## 競技役員個別入力シート

所属協会名		記入日	2016年3月2日
-------	--	-----	-----------

ID		氏名		継続	<input checked="" type="radio"/> 継続する <input type="radio"/> 継続しない	登録料 (¥4,000)	<input type="checkbox"/> 入金
----	--	----	--	----	---	--------------	-----------------------------

* 氏名	姓		名		顔写真		
* フリガナ	セイ		メイ				
* 生年月日(西暦下2桁)		年		月		日	
* 性別							
* 郵便番号		-					
* 住所1							
住所2							
住所3							
自宅電話番号*							
自宅FAX*							
携帯電話番号*							
メールアドレス*							
携帯メールアドレス*							
登録年度							
旧番号							
資格							
2資格							
2資格番号							
送付方法							
委嘱状							
最寄駅							
勤務先名							
勤務先電話番号							
勤務先FAX							
出身校 小							
出身校 中							
出身校 高							
出身校 大							

**◎顔写真について**

登録証に印刷する顔写真は肩から上のもので、顔がご本人と確認できるものをお願いします  
 大きさは縦360px、横250pxを目途にお願いします  
 上記の入力欄にはファイル名を入力し、画像ファイルは当入力シートと合わせてご提出ください  
 顔写真に使う画像ファイルの名前は顔写真の欄に入力されている名前にしてください  
 また、ファイルの形式は「jpeg」としてください

※お申し込みが遅れた場合にはお写真の印刷ができないこともございます  
 あらかじめご了承ください

**◎顔写真サンプル**



※顔の周りの余白が必要です

※背景はフラットにしてください

(37.4kByte)

**◎入力フォームについて**

これまでに日本ホッケー協会にご連絡頂いた情報を掲載しております  
 変更点が無ければ「継続」のチェックおよび登録料のご入金を確認頂いた上でご返信お願いいたします

項目の先頭に「\*」が付いている項目は必須項目となりますので、入力のほど宜しくお願いいたします  
 また、項目の末尾に「\*」が付いている項目はその項目の内、1つ以上の入力をお願いするものです

その他の項目では、出身校等はジャッジの方の割り当てを行う際に参照します  
 お手数ではありますが、ご協力のほど宜しくお願いします

**【競技役員情報の登録について】**

- 2015年度に協会員の登録証の発行を行った競技役員の方のデータを対象として掲載します
- 個人情報保護の観点から競技役員の皆様の情報は個別にエクセルファイルに記載し、配布します
- 2016年度の競技役員の方のデータ登録は以下のようなパターンを想定しております
  - ①2016年度も引き続き、競技役員をされる場合、『継続』のチェックをして頂き、年会費提出後、『入金』をチェックします
  - ②2016年度は引退等でJHAとの関わりを離れる方は、『継続』のチェックを外してください
  - ③2015年度の内容が間違っていたり、今年に変更がある場合は、その項目を正しいものに修正していただきます
    - ※修正が行えない項目は背景がグレーになっています
  - ④入力項目の中で氏名、フリガナ、生年月日、性別、郵便番号、住所1は必須項目です  
自宅電話番号、自宅FAX、携帯電話番号、メールアドレス、携帯メールアドレスはいずれか1つ以上の入力を必須と致します
  - ⑤これまで、出身校の項目は必須ではありませんでしたが、こちらは大会等で審判をお願いする際に重要です  
本年度より顔写真付きの登録証作成を予定しておりますので、「顔写真」の項目のファイル名で画像を保存していただき、個別データと顔写真のファイルと合わせて提出していただきます  
ただし、お申し込みの時期や提出していただく写真により、ご希望に添えない場合もありますが、その際はご容赦ください

**【競技役員情報の新規情報について】**

- 新規登録をされる場合は、空のテンプレートシートを配布しておりますので、そちらを複製して新規登録用に使用します  
※ファイル名は都道府県番号、ID、氏名をもとに付けます(13\_J999\_山田太郎.xls)
- 入力項目の中で氏名、フリガナ、生年月日、性別、郵便番号、住所1は必須項目です  
自宅電話番号、自宅FAX、携帯電話番号、メールアドレス、携帯メールアドレスはいずれか1つ以上の入力を必須と致します  
これまで、出身校の項目は必須ではありませんでしたが、こちらは大会等で審判をお願いする際に重要です  
本年度より顔写真付きの登録証作成を予定しておりますので、「顔写真」の項目のファイル名で画像を保存していただき、個別データと顔写真のファイルと合わせて提出していただきます  
ただし、お申し込みの時期や提出していただく写真により、ご希望に添えない場合もありますが、その際はご容赦ください

## ◎競技役員データ取込ツールについて

### 都道府県協会の概要について

都道府県協会の概要情報が記載された「概要」シートです

左側の内容は2015年度の内容ですが、変更がある場合は右側の欄に変更内容を記入してください

競技役員データ取込ツール\_埼玉.xls [互換モード] - Excel

yukinori\_morioka

都道府県協会 概要情報データ入力フォーム

1	都道府県協会 概要情報データ入力フォーム																
2																	
3	所属協会名	埼玉ホッケー協会															
4	記入日	平成28年3月4日															
5	会長	田中 真一															
6	理事長	根知 修二															
7	理事長																
8	連絡者氏名	鈴木 幸三															
9	所在地郵便番号	319-1195															
10	所在地住所	埼玉県飯能市1-2-3 00ビル 1F															
11	E-MAIL	info@saitama-hockey.or.jp															
12	TEL	042-121-2121															
13	FAX	042-989-8989															
14	携帯																
15		変更がなければ入力してください															
16		平成	28年	月	日												
17																	
18																	
19																	
20																	
21																	
22																	
23																	
24																	
25																	
26																	
27																	
28																	
29																	
30																	

概要

管理用 入金リスト 未入金リスト 入金内訳 取込エラー

準備完了

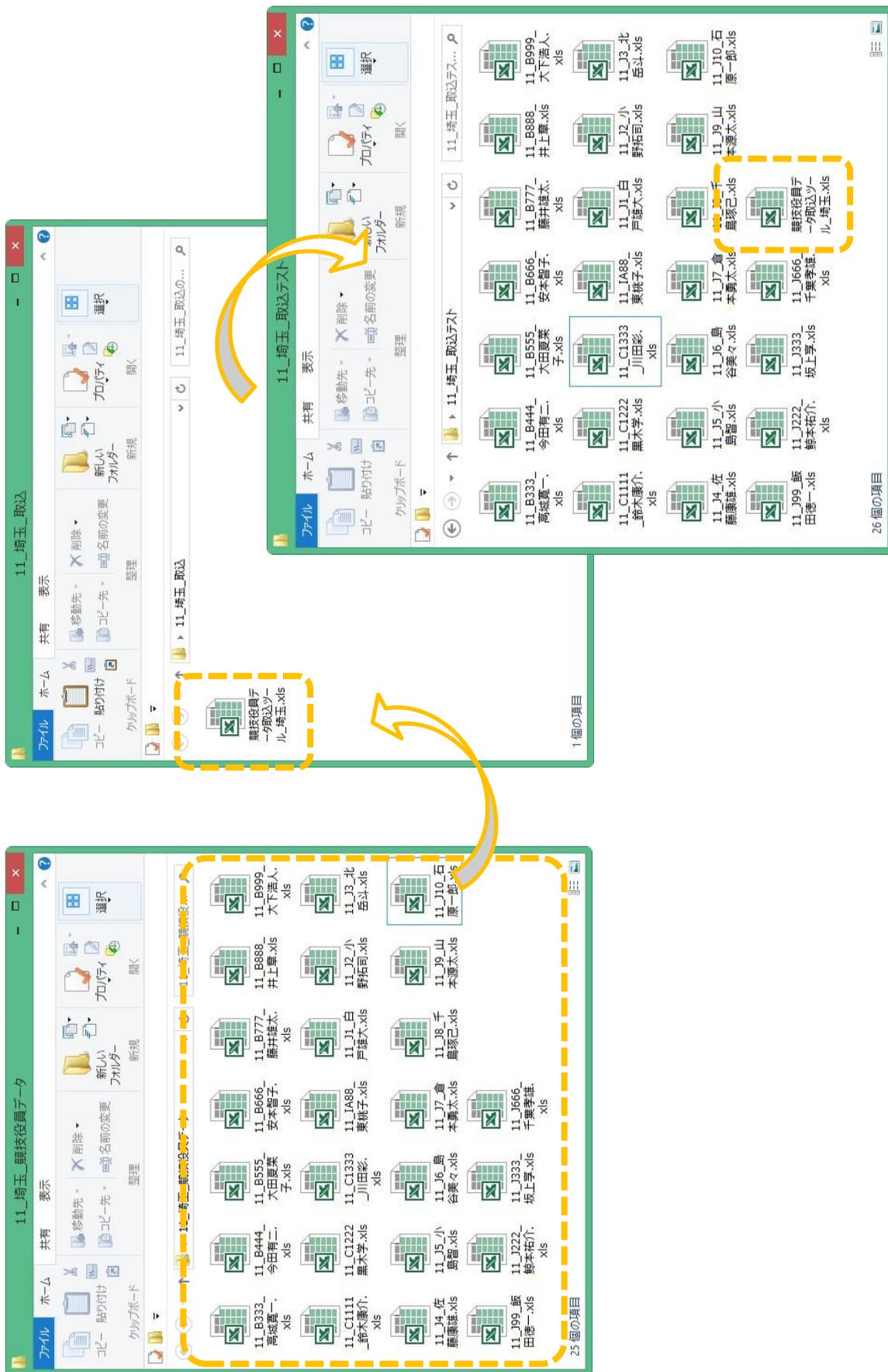
90%

#### 【都道府県協会の概要情報】

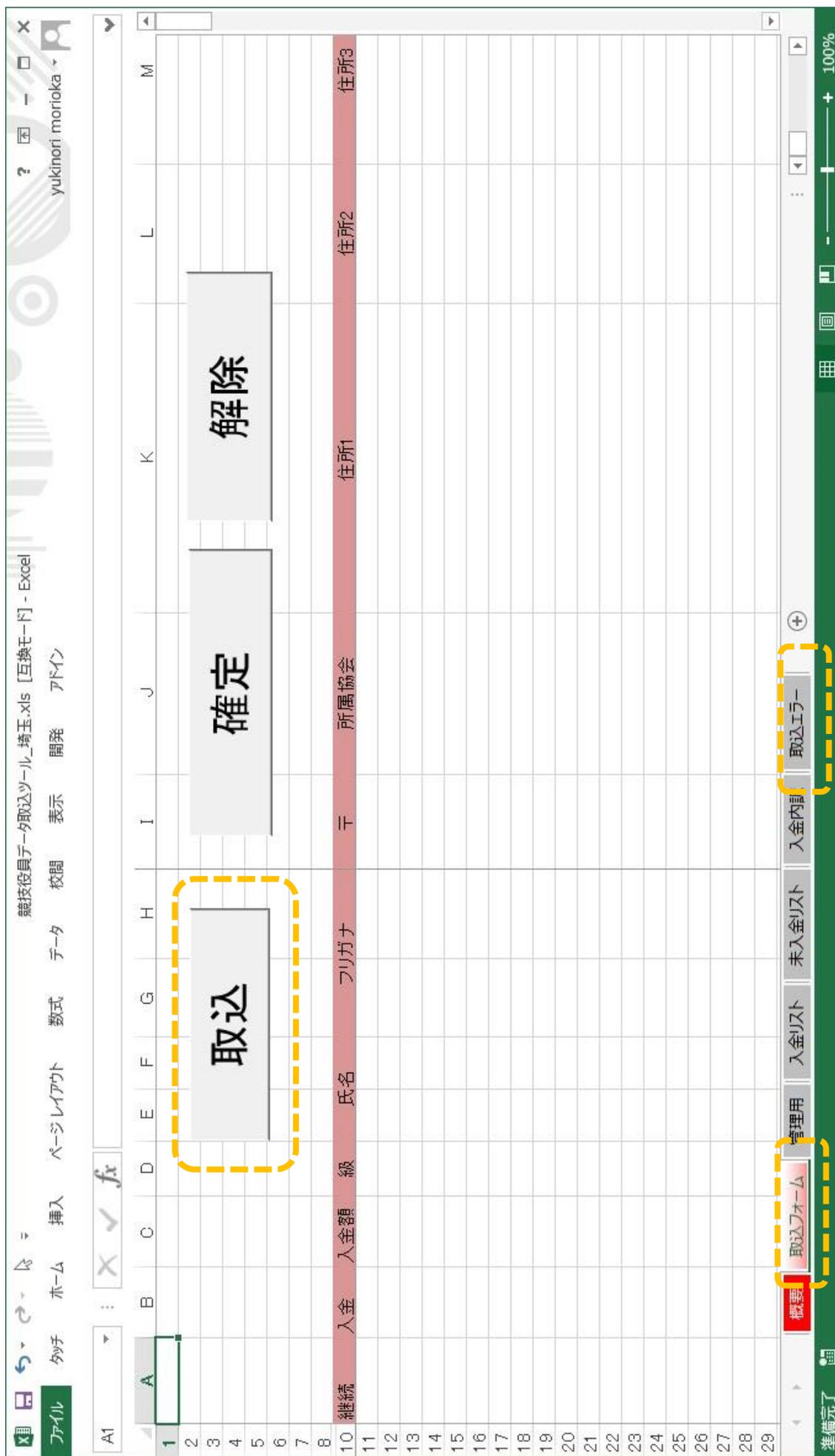
- 都道府県協会の概要情報を掲載します
- 概要情報が変更された場合には右の欄にその情報を記載します  
※連絡先等は今年1年間、やり取りを行うにあたり、重要なデータになりますので、確認をお願い致します
- 記入日は記入が無くても構いません
- また、登録用のフォームについて、共通する項目として、入力される箇所はエクセルのセルの背景色が着いています  
それ以外は閲覧のみとなりますので、ご注意ください

### 登録データの取込について

競技役員の方より返信のあった登録データを競技役員データ取込ツールと同じディレクトリにコピーします  
その後、競技役員データ取込ツールを起動します



取込フォームシートを選択し、取込ボタンをクリックします  
 個別の登録データを読み込み、必須入力のエラーチェックを行います  
 エラーが無ければ、登録データをシートに集計し、そのファイルを削除します  
 エラーがあった場合は、ポップアップを表示し、取込エラーシートにログが記録され、その登録データを読み込みません  
 また、ファイルの削除も行わず、ディレクトリに残ります



取込処理が完了した状態の取込フォームシートです  
 このシートでは入金確認された競技役員の方に対して、入金チェックを行います  
 その後、確定を行います

続続	入金	入金額	級	氏名	フリガナ	干	所属協会	住所1	住所2	住所3
11	継続する	未入金	4000	B333 高城 寛一	タカシロ ヒロカズ	116-0002	埼玉ホッケー協会			
12	継続する	未入金	4000	B444 今田 有二	イマダ ユウジ	311-0006	埼玉ホッケー協会			
13	継続する	未入金	4000	B555 大田 夏菜	オオタ ナツナ	311-0007	埼玉ホッケー協会			
14	継続する	未入金	4000	B666 安本 智子	ヤスマト トモコ	311-0008	埼玉ホッケー協会			
15	継続する	未入金	4000	B777 藤井 雄太	フジイ ユウタ	312-0008	埼玉ホッケー協会			
16	継続する	未入金	4000	B888 井上 浩人	イノウエ アキラ	311-0010	埼玉ホッケー協会			
17	継続する	未入金	4000	B999 大下 浩人	オオシタ ヒロト	311-0011	埼玉ホッケー協会			
18	継続する	未入金	3000	C1111 鈴木 康介	スズキ ヒロコ	311-0012	埼玉ホッケー協会			
19	継続する	未入金	3000	C1222 黒木 宇	クロキ ユウ	311-0013	埼玉ホッケー協会			
20	継続する	未入金	3000	C1333 川田 彩	カワダ アヤ	311-0014	埼玉ホッケー協会			
21	継続する	未入金	5000	IA88 東 桃子	アズマ トウコ	311-0015	埼玉ホッケー協会			
22	継続する	未入金	3000	J99 飯田 徳一	イイダ トクイチ	316-0016	埼玉ホッケー協会			
23	継続する	未入金	5000	J666 千葉 孝雄	チバ タカオ	311-0017	埼玉ホッケー協会			
24	継続する	未入金	5000	J222 鯨本 祐介	クジラモト ユウスケ	311-0018	埼玉ホッケー協会			
25	継続する	未入金	3000	J833 坂上 享	サカガミ トオル	311-0019	埼玉ホッケー協会			

取り込まれたデータが管理用のシートにまとめられます  
競技役員の一覧としてお役立てください

競技役員データ取込ツール\_埼玉.xls [互換モード] - Excel

yukinori morioka

ファイル 編集 挿入 ページレイアウト 数式 テータ 校間 表示 開発 アドイン

A1 平成28年度 平成28年度

### (公社)日本ホッケー協会 競技役員登録申込書

記入日 平成28年3月4日

所属協会名	埼玉ホッケー協会	登録人数	15 名
		登録料納入人数	15 名

\*連絡者には、照会に対して直ちに回答できる者を記入してください。(E-MAIL・携帯は必ず記入すること)

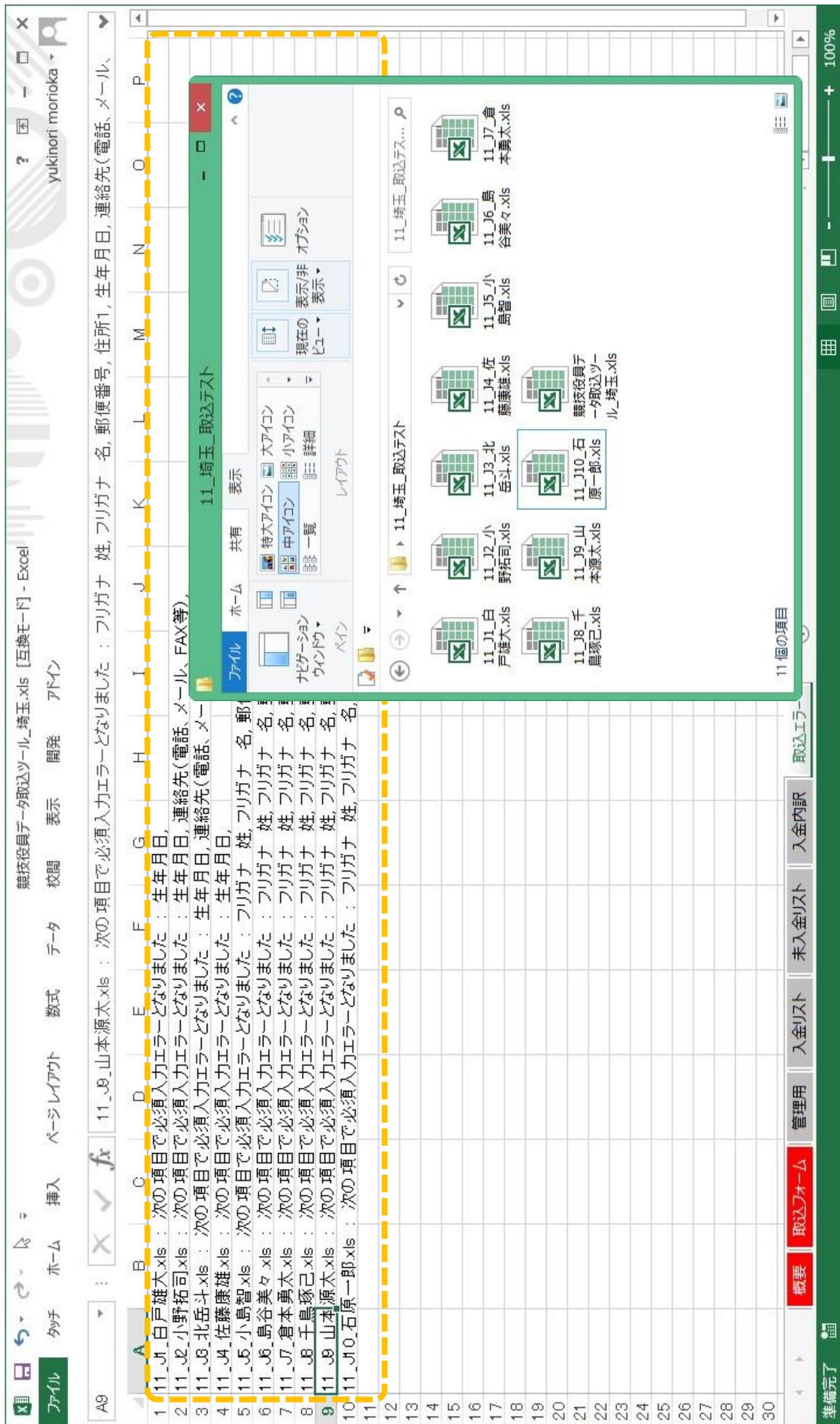
会長	田中 真一	理事長	根知 修二
連絡者氏名	鈴木 幸三	TEL	042-121-2121
住所	319-1195 埼玉県飯能市1-2-3 ○ビル 1F	FAX	042-989-8989
E-MAIL	info@saitama-hockey.or.jp	携帯	

級・番号	審判ID	氏名	フリガナ	性別	年齢 (4/10/16)	生年月日 (西暦)	出身校	他資格情報 (資格/2資格/番号)	年会費
B333		高城 寛一	タカシロヒロカズ	男	34	1981年9月21日		B/	¥4,000
B444		今田 有二	イマダ ユウジ	男	41	1974年6月25日		B/	¥4,000
B555		大田 夏菜子	オオタカナコ	女	33	1982年11月18日		B/	¥4,000
B666		安本 智子	ヤスマトモコ	女	34	1981年5月11日		B/	¥4,000
B777		藤井 雄太	フジイユウタ	男	34	1982年1月26日		B/	¥4,000
B888		井上 章	イノウエアキラ	男	39	1976年9月18日		B/	¥4,000
B999		大下 浩人	オオシタヒロト	男	23	1992年10月5日		B/	¥4,000

概要 取込フォーム 管理用 入金リスト 未入金リスト 入金内訳 取込エラー

準備完了

個別データのエラー内容が取込エラーシートに掲載されます  
 これに基づき、競技役員の方とやり取りをして、エラーの解消を行います  
 また、取り込まれなかったファイルがダイレクトリに残っています



競技役員の方の年会費については各都道府県協会様で集金し、まとめられますが、そのチェックを登録フォームシートの入金の欄で行います  
 確定ボタンをクリックした場合、入金と未入金のリストを作成し、入金内訳でその時点での締めの内容が確認できます  
 通常、確定は1日1回しかできませんが、解除ボタンをクリックするとそのロックが外され、再度、確定処理が行えます

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
10	継続	入金	入金額	級	氏名	フリガナ	干	所属協会	住所1	住所2	住所3		
11	継続する	入金済	4000	B333	高城 寛一	タカシロ ヒロカズ	116-0002	埼玉ホッケー協会					
12	継続する	入金済	4000	B444	今田 有二	イマダ ユウジ	311-0006	埼玉ホッケー協会					
13	継続する	入金済	4000	B555	大田 夏菜子	オオタ ナナコ	311-0007	埼玉ホッケー協会					
14	継続する	未入金	4000	B666	安本 智子	ヤスマト トモコ	311-0008	埼玉ホッケー協会					
15	継続する	未入金	4000	B777	藤井 雄太	フジイ ユウタ	312-0008	埼玉ホッケー協会					
16	継続する	入金済	4000	B888	井上 浩	イノウエ アキラ	311-0010	埼玉ホッケー協会					
17	継続する	入金済	4000	B999	大下 浩人	オホシタ ヒロト	311-0011	埼玉ホッケー協会					
18	継続する	入金済	3000	C1111	鈴木 康介	スズキ コウスケ	311-0012	埼玉ホッケー協会					
19	継続する	入金済	3000	C1222	黒木 宇	クロキ ユウ	311-0013	埼玉ホッケー協会					
20	継続する	入金済	3000	C1333	川田 彩	カワダ アヤ	311-0014	埼玉ホッケー協会					
21	継続する	入金済	5000	IA88	東 桃子	アズマ トウコ	311-0015	埼玉ホッケー協会					
22	継続する	入金済	3000	J99	飯田 徳一	イイダ トクイチ	316-0016	埼玉ホッケー協会					
23	継続する	未入金	5000	J666	千葉 孝雄	チバ タカオ	311-0017	埼玉ホッケー協会					
24	継続する	入金済	5000	J222	鯨本 祐介	クジラモト ユウスケ	311-0018	埼玉ホッケー協会					
25	継続する	入金済	3000	J333	坂上 享	サカガミ トオル	311-0019	埼玉ホッケー協会					

確定が行われた時点での年会費入金者の一覧です  
 入金者の管理に用います

Microsoft Excel 2010 (yukinori morioka)

競技役員データ取込ツール\_埼玉.xls [互換モード] - Excel

ファイル ホーム 挿入 ページレイアウト 数式 データ 校閲 表示 開発 アドイン

競技役員データ取込ツール\_埼玉.xls [互換モード] - Excel

最終確定日: 平成28年3月2日

### (公社)日本ホッケー協会 競技役員 年会費入金一覧

所属協会	埼玉ホッケー協会		最終確定日:	平成28年3月2日
連絡者	鈴木 幸三	携帯電話		
TEL	042-121-2121	メールアドレス	info@saitama-hockey.or.jp	
級・番号	氏名	フリガナ	連絡先	年会費
B333	高城 寛一	タカシロ ヒロカズ	TEL 080-1234-1122	¥4,000
B444	今田 有二	イマダ ユウジ	042-971-8833	¥4,000
B555	大田 夏菜子	オオタ ナノコ	043-924-1821	¥4,000
B888	井上 草	イノウエ アキラ	080-1162-7341	¥4,000
B999	大下 浩人	オオシタ ヒロト	042-122-3093	¥4,000
C1111	鈴木 康介	スズキ コウスケ	080-9890-3672	¥3,000
C1222	黒木 学	クロキ ガク	080-1217-9801	¥3,000
C1333	川田 彩	カワタ アヤ	042-121-2213	¥3,000
I488	東 桃子	アズマトウコ	080-1288-4788	¥5,000
J09	飯田 徳一	イイダ トクイチ	0421-63-3993	¥3,000
J22	鯨本 祐介	クジラモト ユウスケ	042-121-4983	¥5,000
J333	坂上 亨	サカガミ トオル	0224-14-8392	¥3,000
			メールアドレス	hockey_gifgfaok@vivid.ocn.ne.jp

概要 取込フォーム 管理用 入金リスト 未入金リスト 入金内訳 取込エラー

準備完了



確定が行われた時点での年会費入金実績一覧です  
 確定処理が行われた時点で締められ、その小計が算出されます

競技役員データ取込ツール\_埼玉.xls [互換モード] - Excel  
 yukinori morioka

ファイル 編集 挿入 ページレイアウト 数式 テータ 校閲 表示 開発 アドイン

		最終確定日: 平成28年3月2日	
1	(公社)日本ホッケー協会		
2			
3			
4	所属協会	埼玉ホッケー協会	
5			
6	連絡者	鈴木 幸三	
7	TEL	042-121-2121	
8		携帯電話	
9		メールアドレス	info@saitama-hockey.or.jp
10	入金確認日	級・番号	氏名
11	3月2日	B333	高城 寛一
12	3月2日	B444	今田 有二
13	3月2日	B555	大田 夏菜子
14	3月2日	B888	井上 章
15	3月2日	B999	大下 浩人
16	3月2日	C1111	鈴木 康介
17	3月2日	C1222	黒木 学
18	3月2日	C1333	川田 彩
19	3月2日	I488	東 桃子
20	3月2日	J09	飯田 徳一
21	3月2日	J22	鯨本 祐介
22	3月2日	J333	坂上 亨
23		締日: 2016/03/02	
		フリガナ	年会費
		タカシロ ヒロカズ	¥4,000
		イマダ ユウジ	¥4,000
		オオタ カナコ	¥4,000
		イノウエ アキラ	¥4,000
		オオシタ ヒロト	¥4,000
		スズキ コウスケ	¥3,000
		クロキ ガク	¥3,000
		カワダ アヤ	¥3,000
		アズマ トウコ	¥5,000
		イイダ トクイチ	¥3,000
		クジラモト ユウスケ	¥5,000
		サカガミ トオル	¥3,000
		連絡先	TEL
			メール
		080-1234-1122	ara_ta--11-04@wine.ocn.ne.jp
		042-971-8833	ykms--9.1.4@tbkt-com.ne.jp
		043-924-1821	oimiko003@hanno--3.jp
		080-1162-7341	00sihita.hot.akamu@gmail.com
		042-122-3093	
		080-9890-3672	
		080-1217-9801	
		042-121-2213	karakara_kk_jdo@db.com.ne.jp
		080-1288-4788	toiko_azuma@yahoo.co.jp
		0421-63-3993	
		042-121-4983	kujitarmort@yahoo.co.jp
		0224-14-8392	hockey_gjfgf@aol.com

概要 取込フォーム 管理用 入金リスト 未入金リスト 入金内訳 取込エラー

準備完了



## アンチ・ドーピング

ドーピングはフェアプレーに反する行為、すなわちスポーツへの情熱を持ち、スポーツを愛するすべての人への裏切りです。

ドーピング防止に関心を  
～ すべてのアスリート、監督、コーチへ ～

### アンチ・ドーピングとは？

クリーンなアスリートとして、ドーピングによる不正を排除し、アスリートの権利を守り、スポーツ価値そのものを守る活動です。そのため、アスリートだけではなく全ての人々が関わり、促進して行くべき活動でもあります。

### PLAY TRUE の精神を持つことが 真のチャンピオン

(PLAY TRUE とは、フェアプレイ、勇気、チームワーク、他者を尊敬する姿勢など、スポーツの価値を象徴する言葉)

### 1. 世界規程及び日本アンチ・ドーピング規程の基本原則

これらの規程の基本原則は、真の「競技」の在り方を示したものである。スポーツ精神は人間の心身両面を賛美するものであり、その特徴としては以下の価値観が挙げられる。

- |                  |                      |
|------------------|----------------------|
| 1) 倫理観、フェアプレーと誠意 | 7) 献身と真摯な取り組み        |
| 2) 健康            | 8) 規則・法令の尊重する姿勢      |
| 3) 優れた競技力        | 9) 自分自身と他の参加者を尊重する姿勢 |
| 4) 人格と教育         | 10) 勇気               |
| 5) 楽しみと喜び        | 11) 共同体意識と連帯意識       |
| 6) チームワーク        |                      |

### 2. 公益社団法人 日本ホッケー協会の取り組み

公益社団法人 日本ホッケー協会（以下、「ホッケー協会」という）は「スポーツにおけるドーピングの防止に関するガイドライン（文部科学省）」に沿って、世界ドーピング防止機構（以下、「WADA」という）の規程に基づき、以下の役割及び責任等を担っている。

- 1) ドーピング防止方針及び規則がWADA規程及び公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構（以下、「JADA」という）の「日本アンチ・ドーピング規程」に準拠する。
- 2) JADAと協力すること。
- 3) 国際ホッケー連盟と協力すること。
- 4) 最新の居場所情報をJADAに対して定期的に提出するよう義務付ける。
- 5) ドーピング防止教育を奨励する。

### 3. ホッケー競技の検査対象競技大会

JADAは、ホッケー協会の主催・共催する次の競技会をドーピング検査対象としており、ドーピング検査が実施されている。なお、国体は独自に行われるため除外されているが、競技会が指定すれば、国体でも検査対象になることもある。

- |               |             |
|---------------|-------------|
| 1) 全日本選手権大会   | 3) 全日本社会人大会 |
| 2) 全日本学生選手権大会 | 4) 日本リーグ    |

※高校生以下についても啓発は実施すること。

#### 4. 禁止薬物を用いての治療

病気治療のために、やむを得ず禁止薬物を使用しなければならない時には、全ての禁止薬物について「治療目的使用の除外処置申請」（以下、「TUE申請」という）が可能であるが、この場合には、「他に治療法がないという証明資料」をもって、審査の上、許可不許可が決定されることになる。

病院の処方を受ける際には自分がスポーツ選手であり、ドーピング検査対象となる可能性のあることを必ず担当医に申し出る。

市販薬、病院の処方薬は成分を確認し、問題ないことを確認してから使用すること。

風邪薬や漢方薬、花粉症の薬のほか、禁止物質ではないと思って使用している医薬品、またはサプリメントにも禁止物質が入っていることがあるため注意が必要です。

その場合は、チームドクター、スポーツファーマシスト(薬剤師)、各都道府県の薬剤師会等へ相談、またはインターネットで調べるなど、必ず多くの部門に相談・確認をしましょう。

#### 5. 10のアンチ・ドーピング規則違反

- 1) 採取した尿や血液に禁止物質が存在すること
- 2) 禁止物質・禁止方法の使用または使用を企てること
- 3) ドーピング検査を拒否または避けること
- 4) ドーピング・コントロールを妨害または妨害しようとする事
- 5) 居場所情報関連の義務を果たさないこと
- 6) 正当な理由なく禁止物質・禁止方法を持っていること
- 7) 禁止物質・禁止方法を不正に取引し、入手しようとする事
- 8) アスリートに対して禁止物質・禁止方法を使用または使用を企てること
- 9) アンチ・ドーピング規制違反を手伝い、促し、共謀し、関与すること
- 10) アンチ・ドーピング規制違反に関与していた人とスポーツの場で関係を持つこと

詳しくはJADAのホームページを検索しましょう。



公認スポーツファーマシスト検索ページ

[http://www.playtruejapan.org/sports\\_pharmacist/](http://www.playtruejapan.org/sports_pharmacist/)



Global DRO JAPAN を活用しよう！

成分名・製品名で検索可能

<http://www.globaldrojpn.com/>

## アンチ・ドーピングに対するガイドライン

皆さんがご存知の通り、「ドーピング」は禁止されており、基本的なルールを理解して「ドーピング」をしようとする悪意がなくとも、アスリートとしてきちんとした対応をしなかったためにドーピング違反になってしまうことがあります。

2015年の世界アンチ・ドーピング規程の改定に伴い、「厳格責任」と「証明責任」がアスリートに求められるようになりました。

「厳格責任」とは・・・

禁止物質が存在した場合は、アスリートの過失の有無に関わらず、アンチ・ドーピング規則違反となること。(口にするものすべて、自己責任であることの再注意喚起)

「証明責任」とは・・・

アンチ・ドーピング規則を守っていることを、アスリート自身が証明すること。

今後は、今まで以上にアスリートがアンチ・ドーピング規則違反を生じた場合、厳しい対応がなされ、4年間の制裁期間が標準化されます。

以下のことをよく読んで熟知して下さい。

### 【TUE（治療使用特例）について】

適切な医療を受ける際に、病気や怪我の治療を目的として禁止物質や禁止方法を使用する場合には、決められた期間までにTUEを申請し承認されれば、特例として使用が認められるものです。

同じアスリートでも、競技レベルによっては遡及的TUE（後出しTUE）で対応可能な場合もありますが、多くの競技者が「RTPA\*」に該当する日本代表選手は、TUEの必要がある医薬品に関して常に十分な対応を行って下さい。

治療を受ける際には、医師や薬剤師に、自らがアスリートであり、ドーピング・コントロールの対象者であることを告げ、ドーピング違反となることがないように十分な注意を払うことを求めて下さい。

### 【居場所情報について】

日本代表選手の多くは、1日60分間の事前登録した時間帯に検査に応じる、居場所情報提出・更新の義務がある「RTPA\*」に該当します。

#### ～居場所情報関連義務違反～

##### ① 提出義務違反

- ・提出期限までに居場所情報を提出しなかった場合
- ・提出された情報に不備があった場合
- ・情報の更新を行わなかった場合

## ② 検査未了

- ・ 60分の時間枠（5時～23時）に指定した時間と場所で検査に応じなかった場合（検査員が競技者と会うことが出来なかった場合）



**12ヶ月の間に3回累積して居場所情報の提出や更新の義務を果たさなかった場合や検査未了があった場合は、制裁期間2年の規則違反となります。**

## 注意点：

- ① 住所や建物名、そして部屋番号や練習場所など、正確な情報を入力して下さい。部屋番号の情報がないためや、検査員が入る（競技者に接触する）ことができない場所や時間帯を指定していたことにより、検査員が競技者に会えなかった場合も、検査未了になります。
- ② 60分の時間枠以外でも競技会外検査は行われます。（こちらが本来の抜き打ち検査）。60分の時間枠に指定した時間帯と異なり、不在でもペナルティはありませんが、検査に応じる義務はあります。

## 【サプリメントに関する注意点】

- ・国内外を含め、サプリメントは表示ラベルに記載された成分通りでないこともあります。特に海外のサプリメントは危険性が高いので絶対に使用しないで下さい。以前にそのサプリメント使用中にドーピング検査を受けて大丈夫だったからと、継続して同じものを使用していたつもりが、途中で成分が変わっていることもあり得ます。
- ・サプリメントの摂取は、完全に自己責任となり、TUE（遡及的TUE含）の対象となる余地は全くありません。
- ・仮に、禁止物質の含まれたサプリメントを知人から預かって持っていただけでも規則違反（制裁期間4年）になります。

\*

RTPA（“Registered Testing Pool Athlete”；検査対象者登録リスト・アスリート）は、日本のトップクラスのアスリートであり、JADA または国際競技団体（IF）の検査対象者登録リストに掲載されているアスリートです。

RTPAは、ADAMS（“Anti-Doping Administration and Management System”；インターネット上のアンチ・ドーピング管理運営システム）を通じ、居場所情報を提出する必要があります。1日60分間の検査受け入れ時間を登録しておかなければなりません。登録した時間帯と場所で必ずドーピング検査を受けられる用意をしておかなければなりません。

ADAMSに登録された場所・時間帯を失念し、不在で検査ができないことが3回連続とドーピング違反とされてしまいます。

RTPAとしての意識が十分でなく、2012年において日本では居場所情報未提出が18件、不在による検査未了が74件も生じています。

## 施設用具関係

JHA	ホッケー競技場施設基準	75
JHA	ピッチ公認規程	78
JHA	ピッチ公認規程施行細則	81
JHA	国民体育大会ホッケー競技場施設基準	87
JHA	ホッケー場照明施設ガイドライン	88
	ホッケー競技プレイフィールドの各ラインとマーク	90
	ホッケー競技場内の施設・用具・備品	94
	用具製造販売事業者公認制度	98
	人工芝製造・販売指定企業制度	102

## J H A ホッケー競技場施設基準

### 第1条（目的）

本競技場施設基準の目的は、次の通りとする。

- （1）競技会に参加するチームが公平にプレイできる環境を整えるため。
- （2）常に快適なプレイ条件を整え、選手の危険を抑えるため。
- （3）チームおよび選手の実力を公平に反映させるため。
- （4）選手の競技力および技量を向上させ、選手はもとより観客にも満足を与え、普及に貢献させるため。
- （5）日本ホッケーの国際的な競技力の向上を図るため。

### 第2条（検討及び変更）

本競技場施設基準の検討及び変更は、日本ホッケー協会の意向を体して、同協会技術委員会競技部施設用具課（以下、「施設用具課」という）が当たるものとする。

### 第3条（競技場施設の規格）

競技会の実施にあたっては、原則として下記の競技場施設の規格を満たすものでなければならない。

- （1）競技プレイフィールド  
競技プレイフィールドの規格は、日本ホッケー協会発行「ホッケー競技規則」の「競技フィールド」と「フィールド及びフィールド備品」に定めるところによる（図1参照）。
- （2）競技場施設  
競技場施設の規格は、「（公・社）日本ホッケー協会競技場施設計画」による（図2参照）。

### 第4条（競技会実施における規程）

国際ホッケー界の趨勢を考慮し、国内競技会は下記のピッチにより実施する。

- （1）（公・社）日本ホッケー協会公認ピッチ（以下、「J H A 公認ピッチ」という）
  - 1）（公・社）日本ホッケー協会（以下、「J H A」という）主催による下記の競技会（ただし、当分の間、大会競技運営規程に従うものとする）
    - < 1 > グローバル規格
      - ・全日本選手権大会
      - ・日本リーグ
    - < 2 > グローバル規格、ナショナル規格（無充填式を推奨）
      - ・全日本社会人選手権大会（1面は公認）
      - ・国民体育大会（1面は公認）
      - ・全日本学生選手権大会（1面は公認でベスト4以上はグローバル規格）
      - ・全国高等学校選手権大会（1面は公認）
      - ・全国高等学校選抜大会（1面は公認）
      - ・日本国内に於いて実施される国際競技会で、国際水準にあると認められる競技会（ただし、国際ホッケー連盟等により指示のある場合は、その指示に従う）
    - < 3 > マルチスポーツ規格以上（強く推奨する）
      - 上記以外のJ H A主催の大会および予選会
- （2）J H A主催以外の競技会についても、J H A 公認ピッチで実施することを推奨する。

### 第5条 本競技場施設基準に定めない事項については、施設用具課において検討し日本ホッケー協会で決定する。

- |    |                |                |                |
|----|----------------|----------------|----------------|
| 付則 | 1) 平成元年6月17日制定 | 2) 平成6年4月1日改正  | 3) 平成17年1月1日改正 |
|    | 4) 平成18年1月1日改正 | 5) 平成24年4月1日改正 | 6) 平成26年4月1日改正 |
|    | 7) 平成27年6月7日改正 |                |                |

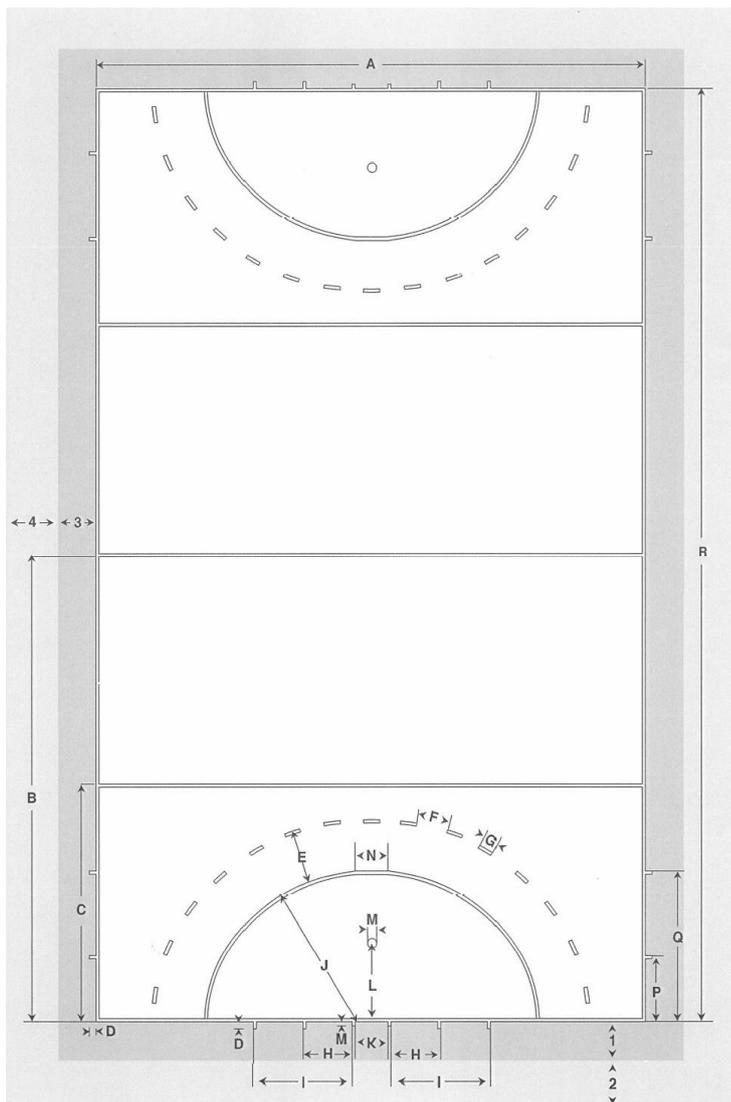


図1 競技プレイフィールド

注. 1)

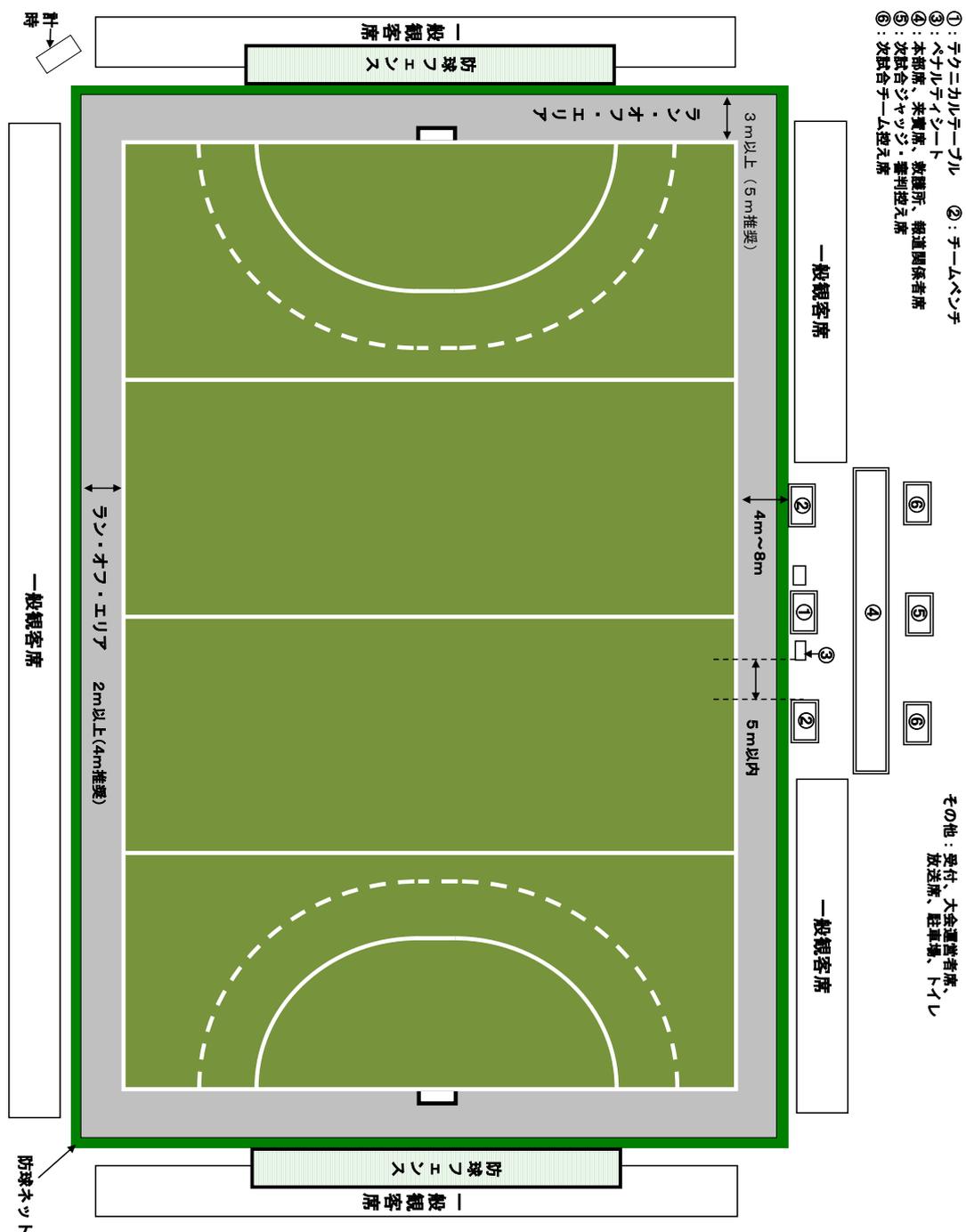
走り抜けるためのエリア（ラン・オフ・エリア：ラインから外のエリア「1」「2」「3」「4」）は、競技場の表面（人工芝等）と同質でなければならない。その同質素材の範囲は、外側のスペースにバックライン側（「1」）は少なくとも2m、サイドライン側（「3」）は少なくとも1mとし、それ以外の材質でもよいが、さらにその外側に1m（四方）のエリアをとっておかなければならない。（従って、ラン・オフ・エリアは、最低バックライン側3m、サイドライン側2mが必要となる。）これらは、あくまで必要最低の制限であって、バックライン側は3m+2m、サイドライン側2m+1m（トータルでバックライン側5m、サイドライン側は3m）の空間をとることを勧める。

Code	Metres	Code	Metres
A	55.00	M	0.15
B	45.70	N	3.66
C	22.90	P	5.00
D	0.30	Q	14.63
E	5.00	R	91.40
F	3.00	1	minimum 2.00
G	0.30	2	1.00
H*	4.975*	(1+2)	minimum 3.00
I*	9.975*	3	minimum 1.00
J	14.63	4	1.00
K	3.66	(3+4)	minimum 2.00
L	6.4		

注. 2)

左記の表の「H」および「I」については、ゴールポスト自体からの長さではなく、ゴールポストラインからの長さを示したものである。従って、ゴールポストからの長さとしてはそれぞれ、5m並びに10mということになる。

図2 JHA競技場施設計画



競技場施設計画において、下記のことも配慮すること。

1. 観客、選手、大会関係者に対して快適な環境 (快適性)
2. 観客、選手、大会関係者に対して安全な環境 (安全性)
3. 周辺環境及び住民への影響 (適合性)
4. ユニバーサルデザイン、バリアフリーなど

## J H A ピッチ公認規程

### 第1条 (目的)

J H A ピッチ公認規程の制定の目的は、次の通りとする。

- (1) 競技会に参加するチームの実力を公平に反映させるため。
- (2) 参加選手が持てる技量を十分に発揮でき、その優劣を公平に反映させるため。
- (3) 常に快適なプレイ条件を整え、選手の危険を抑えるため。
- (4) 悪天候下で行われる競技会であっても、開催を可能にさせるため。
- (5) 選手の競技力および技量を向上させ、選手はもとより観客にも満足を与え、普及に貢献させるため。

### 第2条 (公認手続き、費用負担)

競技場管理者が公認を受けようとする場合は、次に定める通り J H A に公認申請するものとする。

- (1) J H A ピッチ公認申請書(様式1)により、J H A へ申請する。
- (2) J H A は、(1)の申請を受理したら、J H A が指定する性能検査機関(当分の間は、一般財団法人カケンテストセンター)に検査依頼する。
- (3) 指定する性能検査機関は、「現地検査(フィールドテスト)報告書」を J H A へ提出する。
- (4) J H A は、(3)の報告書により競技場管理者へ「検査結果通知」を送付する。
- (5) 競技場管理者は、「検査結果通知」を受けたら、通知に基づき公認料を J H A へ納付する。  
公認料は、1面に付き100万円(張替時50万円)とする。ただし、学校が学校の敷地内に作るピッチについては、1面に付き25万円(張替時12万5千円)とする。
- (6) 現地検査に要する費用は、競技場管理者が指定性能検査機関へ支払うこと。

### 第3条 (公認規格)

- (1) J H A 公認ピッチは、アンダーパッドを敷設した人工芝ピッチとする。公認規格は、国際ホッケー連盟(以下 F I H という)ピッチハンドブック基準をもとにした、J H A ピッチ公認現地検査要求基準(表1)を満たすグローバル規格、ナショナル規格、マルチススポーツ規格の3段階とする。
  - 1) グローバル規格  
グローバル規格の要求基準を満たす散水を必要とする無充填式(ウォーターベース)とする。
  - 2) ナショナル規格  
ナショナル規格の要求基準を満たす、無充填式あるいは積極的な散水を必要としない充填式(サンドベース等)とする。
  - 3) マルチススポーツ規格  
マルチススポーツ規格の要求基準を満たす、無充填式あるいは充填式とする。
- (2) 現地検査は、F I H 基準に定められた検査方法によって行われる。但し、照明設備、散水むら検査は行わない。
- (3) この基準は、F I H が基準・方針・解釈等を変更した場合、これに合せて変更することがある。

### 第4条 (有効期間)

公認有効期間は、10年間とする。

### 第5条 (施行)

この規程の施行の細部は、J H A ピッチ公認規程施行細則に定める。

### 第6条 (免責)

- (1) 本規程は、競技場のピッチが指定の要求を満たしていることを認証する制度であり、競技場を公認するものではない。
- (2) J H A は、ピッチ及び人工芝の安全性の保証、瑕疵・欠陥がないことの保証、その他一切の保証を行わない。
- (3) ピッチおよび人工芝の瑕疵・欠陥またはこれらに関連する健康被害については、競技場管理者が一切の責任を負うものとする。

### 第7条 (その他)

- (1) 高温対策として、日陰や風通しが十分ある休憩所、また充填式においても散水設備を設置することが望ましい。
- (2) 人工芝の全面張り替えなどで人工芝を廃棄する場合は、各自治体の規則に従うこと。
- (3) 人工芝の性能を保ち、また安全に長期間使用するためにも、人工芝メーカーや施工業者と十分に相談し、定期的なメンテナンスを推奨したい。

付則

- |                |                            |
|----------------|----------------------------|
| 1) 平成10年4月1日施行 | 2) 平成13年4月1日改正             |
| 3) 平成15年4月1日改正 | 4) 平成16年11月2日改正            |
| 5) 平成23年4月1日改正 | 6) 平成23年12月17日改正           |
| 7) 平成26年4月1日改正 | 8) 平成27年6月7日改正、平成28年4月1日施行 |

表1 JHAピッチ公認フィールドテスト(現地検査)性能要求基準

検査項目と検査方法	基準値とばらつき		
	グローバル規格	ナショナル規格	マルチスポーツ規格
ボールの垂直反発高さ EN 12235	100~400mm 個々の検査<平均±10%	100~400mm 個々の検査<平均±20%	75~400mm 個々の検査<平均±20%
ボールの転がり距離 EN 12234	≥10m 個々の検査<平均±10%	≥8m 個々の検査<平均±20%	≥5m 個々の検査<平均±20%
ボールの転がり偏差	偏差≤3° 個々の検査<平均±10%	偏差≤3° 個々の検査<平均±20%	
靴底摩擦 回転抵抗 EN 15301-1	25~45Nm 個々の検査<平均±3	25~50Nm 個々の検査<平均±5	
衝撃応答率 AAA	40~60% 個々の検査<平均±5%	40~65% 個々の検査<平均±5%	
寸法とライン マーキング	ラインの長さ±50mm    ラインの幅±10mm サークルの弧の半径±30mm    ペナルティスポットの位置±30mm 300mmマークの長さ±30mm    両対角線の差±300mm		
ラン・オフ・エリア (最小)	同じ人工芝面でバックラインから2m 同じ人工芝面でサイドラインから1m 人工芝面または代替芝面で両ラインからプラス1m		
縦断傾斜	縦断方向の下り傾斜<1.0%		
横断傾斜	横断方向の下り傾斜<1.0%		
平滑度 EN 13067-7 (3m直定規)	3mの直定規の上または下での偏差 ≤6mm		
透水性 EN 12616	≥150mm/時		
色 RALクラシック色見本	グリーンまたはブルーあるいはFIHまたはJHAが承認した均一な色		
材料特定検査	新規ならびに張替時には、ラポテスト人工芝製品と同一製品であることを確認する為に、ピッチに敷設されている材料を代表するサンプルを抜き取り、Ⅲ. JHA ピッチ公認規程施行細則の表1 仕様確認検査と同項目の仕様確認検査を実施する。		

参考規格 : FIH Handbook of Performance, Durability and Construction Requirements for Synthetic Turf Hockey Pitches (2013年5月版)

備考 : 1) FIHのグローバル規格は、縦断傾斜<0.2%、横断傾斜<0.4%である。

2) 現地検査結果においては、根拠のある要請(理由書提出)に基づいて、JHAの許可を得ることを条件として例外を認めることがある。

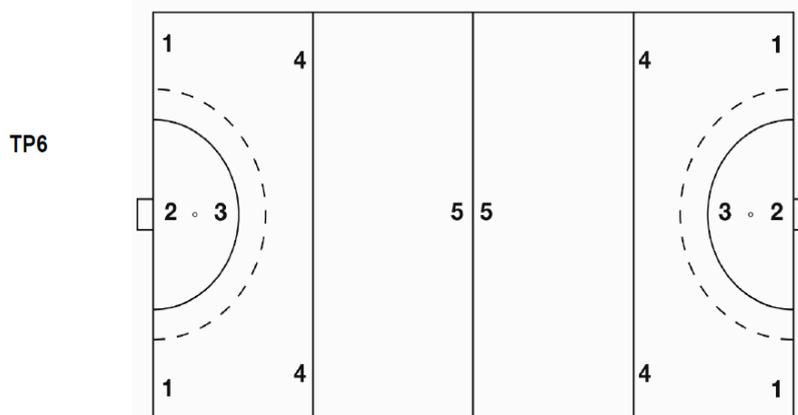
<測定箇所>

以下の15箇所のうち、任意の6箇所とする。

(測定箇所2と3は同じサークル内を選んではいならない)

ただし、TP6のラン・オフ・エリアでは、「ボールの転がり」検査は行わない。

TP 6



様式1 JHA ピッチ公認申請書

ピッチ名	
ピッチ所在地	〒
申請日	年 月 日
ピッチ所有者 および 申請者	役職・申請代表者名：  印
	〒
	ご担当者 (所属) (氏名)
	TEL: FAX:
	メールアドレス:
申請種別	・新規      ・全面張替(新規)      ・その他( ) ・更新      ・全面張替(更新)      *○印で囲む
希望規格	・グローバル規格      ・マルチスポーツ規格 ・ナショナル規格      *○印で囲む
人工芝の種類	・無充填式(ウォーターベース) ・充填式(サンドベース、その他( )) *○印で囲む
敷設人工芝	メーカー名：
	品名・品番：
	製品検査報告書発行日： 年 月 日発行
公認料請求先	
その他 連絡事項	

※添付書類：1) 人工芝ピッチ設計図(平面図、人工芝断面図等)

2) 公認期間内のF I H指定検査機関発行の試験報告書とF I H製品公認証あるいは有効期間内のJ H A指定性能検査機関発行「試験報告書」

## J H A ピッチ公認規程施行細則

### 第1条 (人工芝製品)

- (1) 人工芝製品とは、人工芝カーペットと充填材（使用されている場合）そしてアンダーパッドからなる人工芝システムのことである。
- (2) グローバル規格人工芝製品は、ナショナル規格人工芝製品およびマルチスポーツ規格人工芝製品の性能を満たす。また、ナショナル規格人工芝製品は、マルチスポーツ規格人工芝製品の性能を満たす。

### 第2条 (J H A ピッチ公認)

- (1) J H A 公認ピッチは、J H A 人工芝指定企業が製造あるいは販売するF I H 公認人工芝製品が敷設されている人工芝ピッチとする。
- (2) F I H 公認人工芝製品の一部仕様変更品（たとえば人工芝カーペットと充填材＜使用されている場合＞そしてアンダーパッドの異なる組合せ）、あるいはF I H非公認の人工芝製品の場合は、J H Aが指定する性能検査機関（一般財団法人カケンテストセンター）による製品検査（ラボテスト）により下記のJ H A 人工芝製品検査要求基準（表1～3）を満たしていることを証明（「試験報告書」、有効期間は5年間）すること。
- (3) 既存の施設でF I H製品公認期間や「試験報告書」の有効期間が過ぎた人工芝製品を敷設したピッチがJ H A公認を受けようとする場合は、上記の製品検査によりJ H A 人工芝製品検査要求基準を満たしていることを証明すること。
- (4) 製品検査を受けようとする者は、J H A 人工芝製品検査申請書（様式2）、人工芝製品仕様（資料3）を本協会に提出し、人工芝製品のサンプルをJ H Aが指定する性能検査機関へ提出すること。なお、製品検査に要する費用は、製品検査を受けようとする者が指定性能検査機関へ支払うこと。

### 第3条 (公認期間)

- (1) ピッチ完成日から90日を超えて現地検査を実施した場合の公認期間は、完成日から10年間とする。
- (2) 完成日から8年を超えている場合は、公認期間を2年間とする。

### 第4条 (公認の取扱)

- (1) 全面張り替えの場合は、本規程にもとづいて公認する。
- (2) 公認期間中であっても、その状況・状態等からJ H A 公認ピッチとして不適合であるとJ H Aが判断した場合は、公認規格の決定や公認の取り消しをする。
- (3) 平成23年11月17日以前に公認を受け10年を経過しているJ H Aピッチ公認については、その状況・状態等からJ H A 公認ピッチとして不適合であるとJ H Aが判断した場合は、公認規程にもとづき公認規格の決定や公認の取り消しをする。
- (4) 平成23年11月17日以降に公認を受けているJ H A公認ピッチで公認期間が過ぎた場合は、自動的に公認が取り消される。公認を更新する場合は、公認規程に定める現地検査により要求基準を満たしていることを証明し、更新料（10万円、学校施設は5万円）をJ H Aに納付すれば公認を更新することができる。更新の場合は、人工芝製品の公認期間（F I H）あるいは有効期間（「試験報告書」）が過ぎていても製品検査は免除する。この更新による公認有効期間は2年間とする。

### 第5条 (ピッチ)

- (1) プレイエリア
 

人工芝パイルの色は均一な単色とし、グリーンまたはブルー（RAL 5002 か RAL 5005）、もしくはF I HあるいはJ H A公認のその他の色とする。
- (2) ラン・オフ・エリア
  - 1) ホッケー競技規則でラン・オフ・エリアの最初の部分（バックラインから外側最小2m、サイドランから外側最小1m）は、人工芝製品、傾斜度、平滑度、排水設備（必要とするピッチ）がプレイエリアと同じでなければならない。ただし、プレイエリアと異なる人工芝パイルの色であってもよい。さらに、この外側のラン・オフ・エリア（何らかの障害物までの距離最小1m）は、同じ平面で延びていなければならない。このラン・オフ・エリアは、その表面が別の材質（ゴムチップ舗装等）でもよい。また、排水溝の蓋、蓋をした溝などの埋込型の構造物および取付物のスペースとしてもよい。
 

ただし、ラン・オフ・エリアの外側にチームベンチ、競技役員席を設ける必要があることを考慮すること。
  - 2) ウォーターガン（高圧放水銃）や照明灯のポストなどがラン・オフ・エリアに突き出てはならない。ポップアップ式スプリンクラーのヘッドは、下げた位置にあるときにラン・オフ・エリアの表面と同じ平面（蓋の表面を周りと同じ材質で加工）に高さを維持できるのであればラン・オフ・エリアにあってもかまわない。
- (3) ラインマーキング
  - 1) ホッケー競技規則の変更による新しいマーキングは、ペンキで描くか、植設しなければならない。不要になったマーキングは、ペンキで塗り消して、人工芝カーペットに植設することを

推奨する。ただし、競技会や特別な試合で当該ラインマーキングを完全に消さなければならないこともある。また、JHAは当該ラインマーキングを消すよう要求できる。

- 2) ホッケー競技規則に定められているラインマーキング以外のラインマーキングがあることを理由に公認を取り消すことはない。しかし、当該マーキングは、ホッケー競技規則に定めるマーキングと別の色とする。

ただし、競技会や特別な試合で当該ラインマーキングを完全に消さなければならないこともある。また、JHAは当該ラインマーキングを消すよう要求できる。

- 3) グローバル規格のラインマーキングは、白とする。

- 4) ナショナル規格およびマルチスポーツ規格のラインマーキングは、白が望ましい。

ただし、他のスポーツの試合で使用せざるをえない場合には、ホッケーのラインマーキングの色は白以外でもよい。この際のラインマーキングの色は、十分に目立ち、他のスポーツに使用されるラインと混同されないことを条件とする。

- 5) ロゴや広告を、プレイエリアやラン・オフ・エリアに記すこと（植設も可）ができる。その際、プレイ性能が同じであり、同じ人工芝仕様であること。

ただし、競技会や特別な試合で当該ロゴや広告を完全に消さなければならないこともある。

また、JHAは当該ロゴや広告を消すよう要求できる。

**第6条（その他）**

- (1) F I H ピッチ公認を申請する場合は、必ずJHA ピッチ公認を取得すること。この場合のJHAピッチ公認のための現地検査（フィールドテスト）報告書は、F I H公認性能検査機関発行の報告書で代用することができる。

- (2) この細則に定めないことは、F I H基準 2013 年度版にもとづいて、JHAが決定する。

**表 1 仕様確認検査**

	検査項目	検査方法	許容範囲
人工芝	単位面積当たりの質量	JIS L 1021-4 (ISO 8543)	≦±10%
	単位面積当たりのタフト数	JIS L 1021-5 (ISO 1763)	≦±10%
	ステッチゲージ	ISO 1763 準用	同一ゲージ
	基部上のパイル長さ	ISO 2549	≦±10%
	パイルの総重量	JIS L 1021-4 (ISO 8543)	≦±10%
	パイル系の特性	ISO 11357-3	ピーク温度±3°C
	パイル系の繊維鑑別	JIS L 1030 or 赤外分光分析	同じであること
	基布の繊維鑑別	JIS L 1030 or 赤外分光分析	同じであること
	パイル系の色	RALクラシック色見本	同じであること
ショックパッド	厚さ	EN 1969	≧メーカー申告の90%
	単位面積当たりの質量	ISO 8543	≦±10%
	衝撃吸収性	AAA	≦減力率±5%
	引張強さ	EN 12230	≧0.15MPa
充填材 (使用している場合)	粒度	EN 933-1	≧80%が申告粒度範囲内
	粒子の形状	EN 14955	同様の形状
	みかけ密度	EN 1097-3	≦±15%
	ポリマー組成 (ポリマー充填材のみ)	熱重量分析 (TGA)	有機/無機含有量≦±15%

表2 耐久性

検査項目		検査方法	基準値
色		RALクラシック色見本	グリーンまたはブルーあるいは FIHまたはJHAが承認した均一な色
芝面の光沢		85度光沢計使用	≤15% (湿潤時)
透水性		JIS A 1218 準用 or EN 12616	≥150mm/時
基布の引張強さ		EN ISO 13934-1	>15N/mm たて、よこ方法の差≤30%
耐候性 JIS B 7753	パイル系の 引張強さ	EN 13864	処理前後 モ/フィラメント系≥5N、解繊系≥30N
	パイル系の 耐光堅ろう度	JIS L 0804	変退色 4-5級以上
耐温水浸漬性 EN 13744	接着接合部強さ	EN 12228 Method 1	≥1000N/100mm 処理後の強度低下≤25%
		EN 12228 Method 2	≥50N/100mm 処理後の強度低下≤25%
	タフトの引抜強さ	ISO 4919	≥25N 処理後の強度低下≤25%
耐熱風暴露性 EN 13817	ショックパッドの 引張強さ	EN 12230	>0.15MPa 処理後の強度低下≤25%
耐摩耗性 (無充填タイプのみ)		EN 13672	<350mg (2000回処理後)

耐候性処理時の設定は、ブラックパネル温度：63℃、設定照射照度：300nm～400nmの波長領域で220MJ、散水時間：18/120分とする。

表3 性能検査

検査項目と検査方法	基準値とばらつき		
	グローバル規格	ナショナル規格	マルチスポーツ規格
ボールの垂直反発高さ EN 12235	100～400mm 個々の検査<平均±10%	100～400mm 個々の検査<平均±20%	75～400mm 個々の検査<平均±20%
靴底摩擦 回転抵抗 EN 15301-1	25-45Nm 個々の検査<平均±3		25-50Nm 個々の検査<平均±5
衝撃応答率 AAA	40～60% 個々の検査<平均±5%	40～65% 個々の検査<平均±5%	
パイル/パッドの変形	≥40% 個々の検査<平均±2% (無充填タイプのみ)		

<人工芝製品サンプル提出について>

サイズ： 1m×1m 2枚 パイル糸 10m  
 無充填式 (ウォーターベース) : 試料 (アンダーパッドを含む) を指定性能検査機関へ提出  
 充填式 (サトベース等) : 申請者が指定性能検査機関にてサンプルの敷設 (施工)

<指定性能検査機関>

一般財団法人 カケンテストセンター  
 大阪事業所 資材テストラボ  
 〒550-0002 大阪府大阪市西区江戸堀 2-5-19  
 TEL: 06-6441-0315 FAX: 06-6441-2420

<公認に関するお問い合わせ先>

公益社団法人 日本ホッケー協会  
 技術委員会競技部施設用具課  
 〒150-8050 東京都渋谷区神南 1-1-1  
 TEL: 03-3481-2330 FAX: 03-3481-2329

付則 1) 平成26年4月1日施行 2) 平成27年6月7日改訂、平成28年4月1日施行  
 3) 平成28年4月1日改訂

様式2 JHA 人工芝製品検査申請書

申請会社名	(ふりがな)
担当者連絡先	〒
	TEL: FAX:
	メールアドレス:
	ご担当者: (所属) (氏名)
品名・品番	
申請種別	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JHA新規</li> <li>・ JHA製品検査完了品の一部仕様変更品</li> <li>・ FIH公認製品</li> <li>・ FIH公認製品の一部仕様変更品 *○印で囲む</li> </ul>
希望規格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ グローバル規格</li> <li>・ マルチスポーツ規格</li> <li>・ ナショナル規格 *○印で囲む</li> </ul>
人工芝の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無充填式 (ウォーターベース)</li> <li>・ 充填式 (サンドベース、その他( )) *○印で囲む</li> </ul>

JHA ピッチ公認規程施行細則により、人工芝製品仕様を添付し、JHA 人工芝製品検査を申請いたします。

(公・社) 日本ホッケー協会 殿

申請日 年 月 日

申請会社

役職・代表者名

印

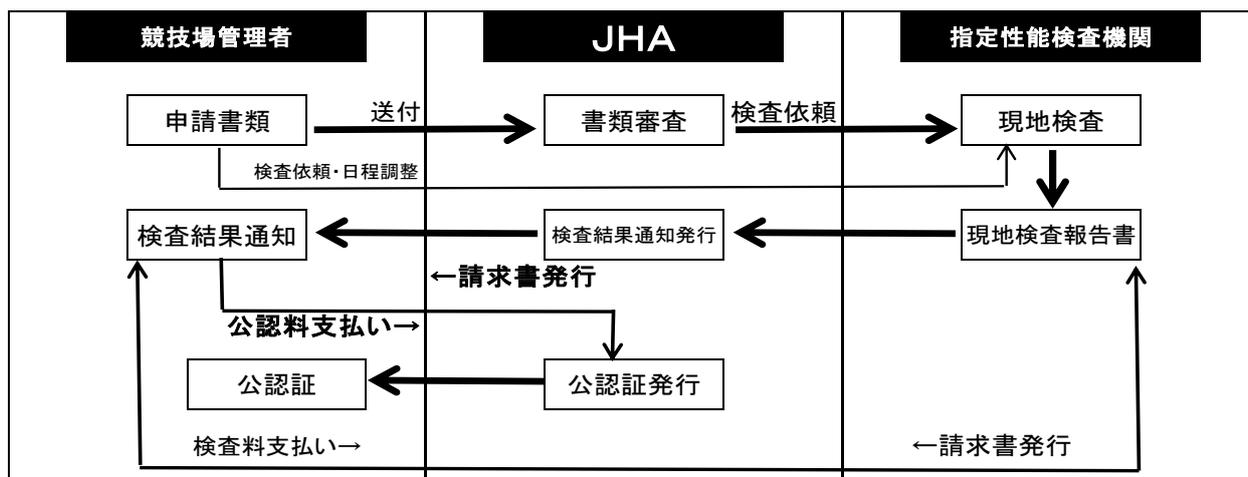
## 様式3 人工芝製品仕様

品名		
品番		
人工芝	パイルの構造 (Tufted、Woven、Knittedなど)	
	パイルの形状(ストレート、捲縮タイプなど)	
	パイル糸の色 (RALクラシック色見本チャートNo)	
	パイルの太さ(dtex)	
	パイル長さ(mm)	
	パイルの総重量(kg/m <sup>2</sup> )	
	パイルの材質	
	基布の材質	
	単位面積当たりの質量(kg/m <sup>2</sup> )	
	単位面積当たりのタフト数(個/m <sup>2</sup> )	
	ステッチゲージ(mm)	
	シ パ ヨ ッ ク ド ク	厚さ(mm)
単位面積当たりの質量(kg/m <sup>2</sup> )		
衝撃吸収性(%)		
*充 填 材	充填材の材質	
	充填材の量(kg/m <sup>2</sup> )	
	粒径(mm)	
	粒子の形状	
	みかけ密度(g/m <sup>3</sup> )	

\* 充填式人工芝製品のみ記載、充填状態（充填素材・厚さ等）を図示した書類を添付すること。

※人工芝製品仕様は空欄としないこと。不明の場合は試験機関等で確認すること。

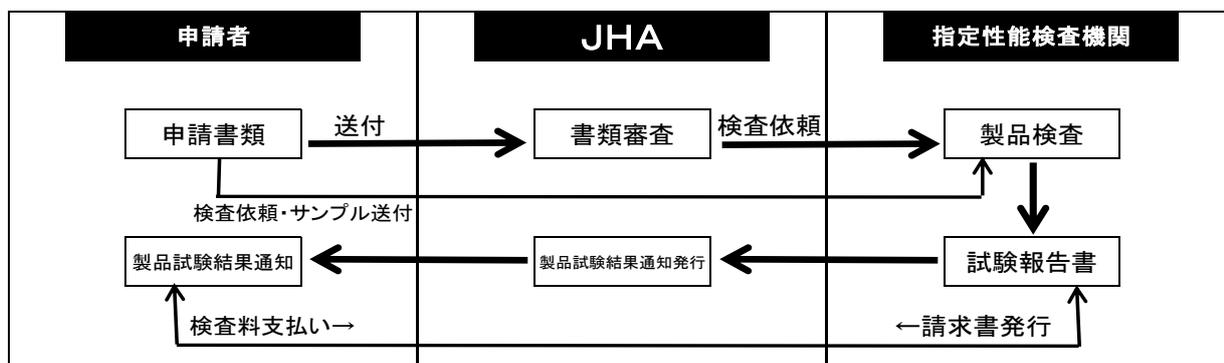
## JHA ピッチ公認申請手順



### <手順>

- ① 競技場管理者は下記書類をJHAへ提出する。  
公認申請  
ピッチ設計図(平面図、人工芝断面図)添付)  
公認期間内のF I H指定検査機関発行の試験報告書とF I H製品公認証あるいは有効期間内のJHA指定性能検査機関発行「試験報告書」
- ② JHAより指定性能検査機関へ現地検査を依頼する。  
競技場管理者は指定性能検査機関と検査に関する調整を行う。
- ③ 指定性能検査機関は、「現地検査報告書」をJHAへ提出する。
- ④ JHAは、「検査結果通知」を競技場管理者へ送付する。
- ⑤ 競技場管理者は、公認料の納付を行なう。
- ⑥ JHAは、競技場管理者へ「公認証」を発行する。

## JHA 人工芝製品検査申請手順



### <手順>

- ① 申請者は下記書類をJHAへ提出する。  
人工芝製品検査申請書(様式 1)  
人工芝製品仕様(様式 2)
- ② JHAより指定性能検査機関へ製品検査を依頼する。
- ③ 申請者は検査対象人工芝サンプル(1m×1m、2枚とパイル糸 10m)を指定性能検査機関へ提出する。  
無充填式(ウォーターベース) : 試料(アンダーパットを含む)を指定性能検査機関へ提出  
充填式(サンドベース等) : 申請者が指定性能検査機関にてサンプルの敷設(施工)
- ④ 指定性能検査機関よりJHAへ「試験報告書」を発行する。
- ⑤ JHAは、「製品試験結果通知」及び指定性能検査機関発行の「試験報告書」を申請者へ送付する。  
※「製品試験結果通知」及び「試験報告書」がJHA公認ピッチであるとの解釈にはなりません。

## 国民体育大会ホッケー競技場施設基準

### 第1条 名称

名称は、「公益社団法人 日本ホッケー協会（以下、日本ホッケー協会という） 国民体育大会ホッケー競技場施設基準」（以下、国民体育大会競技場施設基準という）とする。

### 第2条 国民体育大会競技場施設基準設置の目的

本競技場施設基準は、国民体育大会ホッケー競技の安全な実施と、競技の発展を目的とする。

### 第3条 国民体育大会競技場施設基準の内容検討・変更

国民体育大会競技場施設基準の内容検討・変更は、日本ホッケー協会の意向を体して、同協会技術委員会競技部施設用具課が当たることとする。

### 第4条 国民体育大会競技場施設基準の規格

国民体育大会競技場施設基準の規格は、下記の通りとする。

#### ア) 競技プレイフィールド

競技場のフィールドは、人工芝競技場2面（うちJHAグローバル規格公認ピッチあるいはナショナル規格公認ピッチ1面）とする。また、もう1面についてもJHA公認ピッチを強く推奨する。

#### イ) 競技プレイフィールドの規格

競技プレイフィールドの規格は、最新の日本ホッケー協会発行「ホッケー競技規則」の「フィールド」と「フィールド及びフィールド備品」に定めるところによる。

#### ウ) 競技場施設の規格

競技場施設の規格は、「公益社団法人 日本ホッケー協会ホッケー競技場施設設計画」によることとする。

#### エ) 照明

天候状況や試合進行状況等により暗くて安全上から試合継続不可能な時に備えて大会競技場に照明施設の設置を強く推奨する。

上記の詳細については、最新の日本ホッケー協会発行「ホッケーハンドブック」を参照。

### 第5条 本基準に特に定めない事項については、日本ホッケー協会並びに公益財団法人日本体育協会 で決定する。

付則 1) 平成元年6月17日施行 2) 平成26年4月1日改正  
3) 平成27年6月7日改定

## ホッケー場照明施設ガイドライン

### 1 概要

スポーツ活動の生活化により様々なスポーツ施設が、だれでもが何時でも快適に利用できることが重要視されています。また、レベルの高い競技会やテレビジョン放送される競技会などにおいては非常に高画質な照明が要求されています。

(公・社)日本ホッケー協会では、このような現状を踏まえて、競技者、競技関係者、観客、放送関係者などに対して、安全、円滑そして快適に競技会を運営するために、国際ホッケー連盟のガイドラインに基づき、ホッケー場照明施設ガイドラインを定めた。

### 2 競技会区分及び適用

競技会区分		適用
未 T V 撮 影	クラス I	国際、国内、地域又は特定地域の最高水準の競技会
	クラス II	地域又は特定地域の一般的な競技会
	クラス III	レクリエーション活動。一般的なトレーニング
T V 撮 影	インターナショナル	国際、国内、地域又は特定地域の最高水準の競技会
	ナショナル	地域又は特定地域の一般的な競技会
	リージョナル	レクリエーション活動。一般的なトレーニング

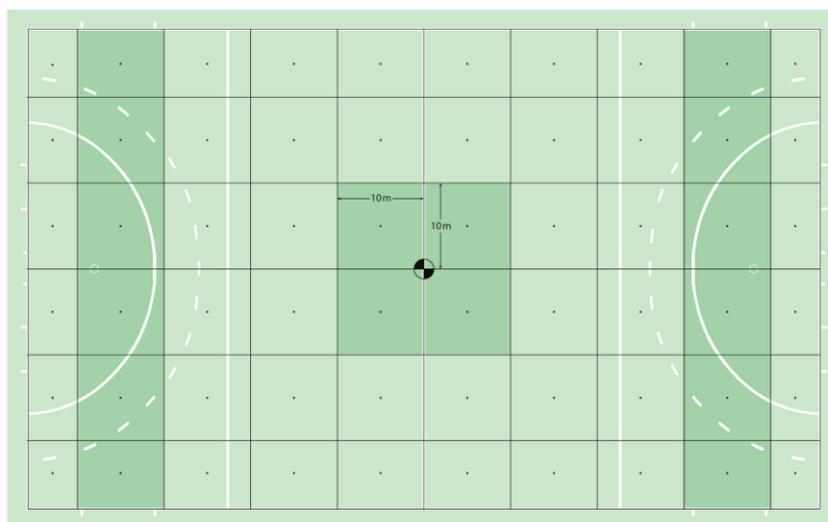
### 3 照明範囲

サイドラインとバックラインに囲まれた範囲。

### 4 照明環境基準

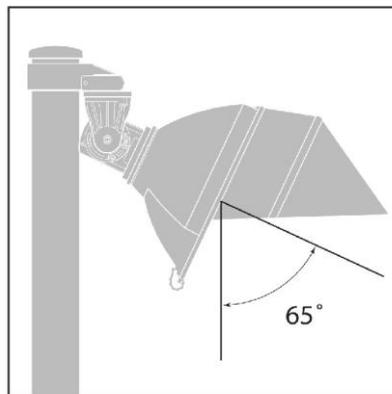
競技会区分	水平面照度 lux	鉛直面照度 lux	水平面均斉度		鉛直面均斉度		不快グレア (GR max)	演色性 (Ra min)	光色 (K)	
			(Min/Max)	(Min/Ave)	(Min/Max)	(Min/Ave)				
未 T V 撮 影	クラス I	>500	n/a	>0.5	>0.7	n/a	n/a	<50	>65	>4000
	クラス II	>250	n/a	>0.5	>0.7	n/a	n/a	<50	>65	>4000
	クラス III	>200	n/a	>0.5	>0.7	n/a	n/a	<55	>65	>4000
T V 撮 影	インターナショナル	1500-3000	>2000	>0.7	>0.8	>0.65	>0.8	<50	>65	>4000
	ナショナル	1500-3000	>1400	>0.65	>0.7	>0.65	>0.7	<50	>65	>4000
	リージョナル	800-1000	>750	>0.65	>0.7	>0.65	>0.7	<50	>65	>4000

\* 測定は、10m×10mの各グリッド (TV撮影は 5m×5m) で行う。



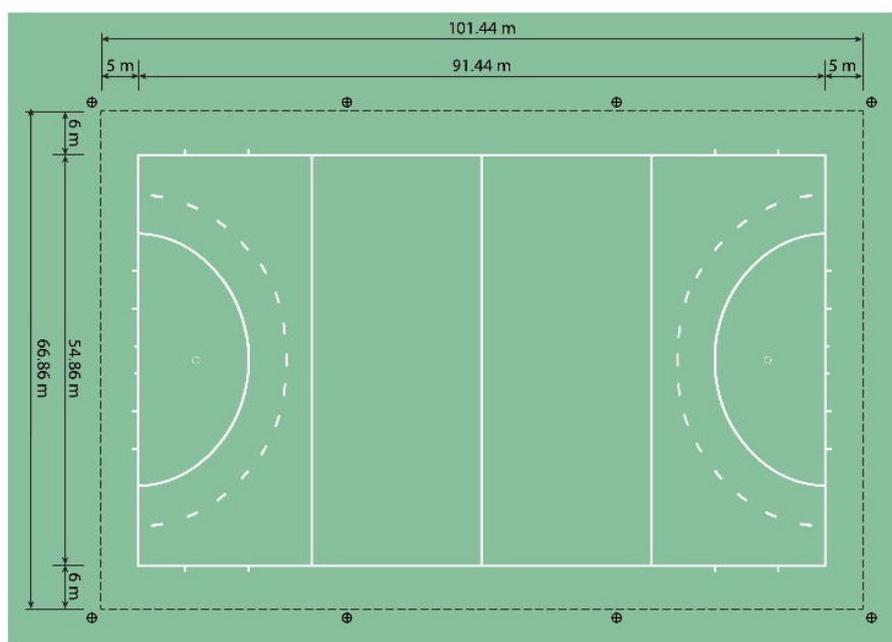
## 5 照明器具の照射方向

照射方向角度は、垂直角 $<65^{\circ}$ とする。



## 6 照明塔

照明塔の柱は、サイドラインより最低6m以上、バックラインより最低5m以上離れた所に設置する。



## 7 その他

- 1) このガイドラインは、国際ホッケー連盟（FIH）が基準等を変更した場合、これに合わせて変更する場合がある。
- 2) 照明施設設置に対しては、環境への影響を配慮をすること。
  - (1) 自然生態系への配慮
  - (2) 光害対策
  - (3) 省エネ・CO<sub>2</sub>の削減 等

付則 1) 平成27年1月1日施行

## ホッケー競技プレイフィールドの各ラインとマーク

競技プレイフィールドの各ラインとマークを引く手順は、次の通りである。

1. バックラインとサイドラインを引く
2. センターラインを引く
3. 22.90mライン（「23mライン」という）を引く
4. サークルを引く
5. 各マークを引く（各マークには、ペナルティストローク用のマーク・ペナルティコーナー用マーク・コーナー用マーク・フリーヒット用マークがある）

それぞれのラインとマークを引く際には、次の点に留意する。各ラインとマーク（ペナルティストローク用マークを除く）の太さは75mmとする。

### 1) バックラインとサイドライン

バックラインは長さ55.00m、サイドラインは長さ91.40mの直線。バックラインとサイドラインはフィールドの一部に含まれる。

### 2) センターライン

センターラインは、サイドラインの中央45.70mの地点からフィールドの中央を横切るように引く。センターラインはニュートラルなラインなので、サイドラインの中央から37.50mmずつ跨って引く。

### 3) 22.90mライン

22.90mラインは、バックラインの外側から22.90mの地点のサイドライン上からフィールドを横切るように引く。

### 4) サークル

サークルを引く際には、まず、ゴールラインから14.63m離れた地点に、ゴールラインと平行に3.66mの直線を引く。その後、ゴールポストの内側の角から14.63mの距離の弧となる1/4円を引く。

サークルのラインは、サークルの一部に含まれる。

サークルの5.00m外側に破線を引く。この破線は、サークルラインの外側の縁から破線の外側の縁までの長さを5.00mとする。破線の間隔は3.00mずつ、破線の長さは300mmとする。

### 5) 各マーク

#### (1) ペナルティストローク用マーク（ペナルティスポットという）

ペナルティスポットは、各ゴールの中央部からセンターラインに向かって6.475mの地点が中心となるに直径150mmの円を描いて印す。これは、ゴールラインのスポットに遠い側の縁からスポットの中心までの長さが6.475mとなるように印す。

#### (2) ペナルティコーナー

ペナルティコーナーのマークは、サイドラインに近い方のゴールポストの角から各マークの

外側の縁までの長さが5.00m及び10.00mの地点に、バックラインの外側から300mmのマークを描いて印す。

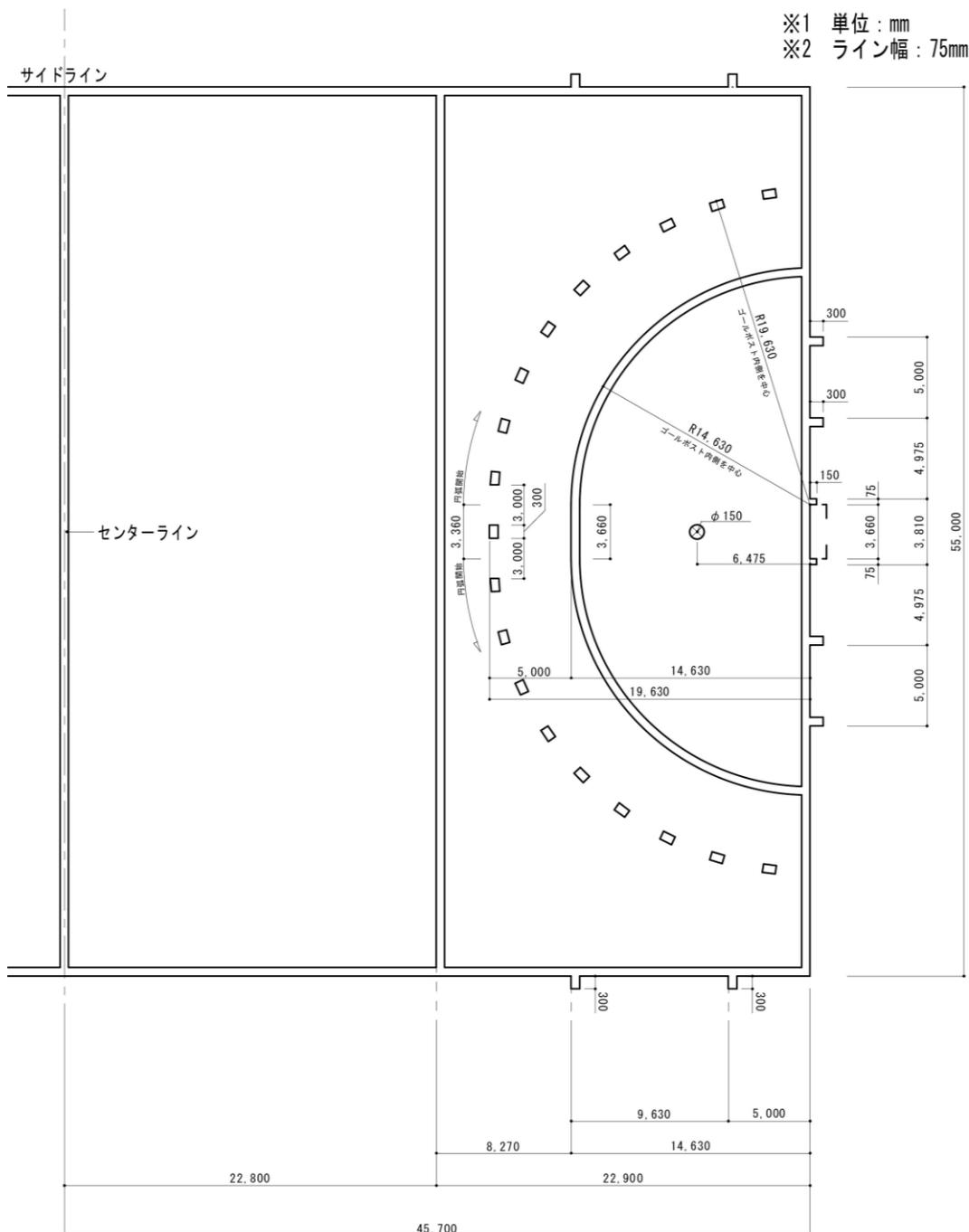
(3) コーナー

コーナーのマークは、バックラインの外側からマークの外側の縁までの長さが5.00mの地点のサイドライン上に、サイドライン外側に300mmのマークを描いて印す。

(4) 14.63mフリーヒット

14.63mフリーヒットのマークは、バックラインの外側からマークの外側の縁までの長さ14.63mの地点にサイドライン上からサイドライン外側に300mmのマークを描いて印す。

6) ホッケー競技プレイフィールド図



## 7) 6人制競技プレイフィールドの各ラインとマークを引く手順

### 1. バックラインとサイドラインを引く

バックラインは長さ 30.00m、サイドラインは長さ 50.00~55.00mの直線。バックラインとサイドラインはフィールドの一部に含まれる。

### 2. センターラインを引く

センターラインは、サイドラインの中央の地点からフィールドの中央を横切るように引く、センターラインはニュートラルなラインなので、サイドラインの中央から 37.50mm ずつ跨がって引く。

### 3. サークルを引く

サークルを引く際には、まず、ゴールラインから 12.00m離れた地点に、ゴールラインと平行に 3.66mの直線を引く。その後、ゴールポストの内側の角から 12.00mの距離の弧となる 1/4 円を引く。

サークルのラインは、サークルの一部に含まれる。

### 4. 各マークを引く（マークには、ペナルティストローク用のマーク・ペナルティコーナー用マーク・12フリーヒット用マーク・ゴール用マーク・SO戦用マークがある）

#### (1) ペナルティストローク用マーク（ペナルティスポットという）

ペナルティスポットは、ゴールラインの内側の中央から 6.00mの地点が中心となる直径 150mm の円を描いて印す。

#### (2) ペナルティコーナー

ペナルティコーナーのマークは、サイドラインに近い方のゴールポストの角から各マークの外側の縁までの長さが 4.00m及び 8.00mの地点に、バックラインの外側から 300mm のマークを描いて印す。

#### (3) 12mフリーヒット

12mフリーヒットのマークは、バックラインの外側からマークの外側の縁までの長さ 12.00mの地点にサイドライン上からサイドライン外側に 300mm のマークを描いて印す。

#### (4) ゴール

ゴールのマークは、バックラインの外側に向かって長さ 150mm のマークを描いて印す。

これはバックラインの中心から、各マークの近いほうの側の縁までの長さが 1.83mとする。

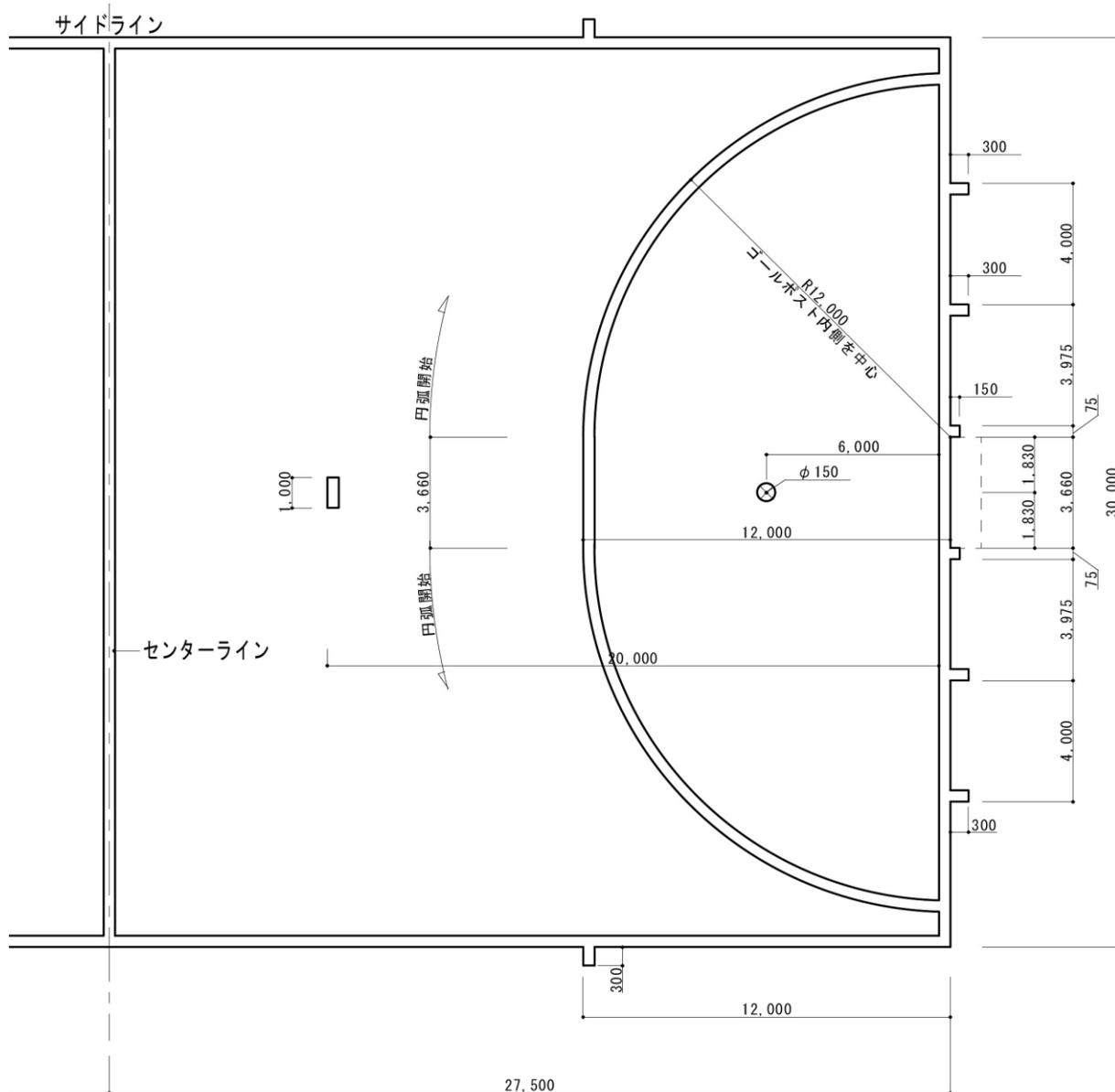
#### (5) SO戦用マーク（SO戦ラインという）

ゴールライン中央のフィールド内側の縁からセンターラインに近い方の縁までの長さ 20.00mの地点にゴールラインと平行に左右均等になるように 1.00m のラインを引く。

### 5. ラインとマークを引く際には、次の点に留意する。各ラインとマーク（ペナルティストローク用マークを除く）の幅は 75mm とする。

8) ホッケー競技6人制プレイフィールド図

- ※1 単位 : mm
- ※2 ライン幅 : 75mm
- ※3 サイドライン長さ : 50m~55m (基本は55mとする)



## ホッケー競技場内の施設・用具・備品

### 1. ゴール

#### 1) 競技規則 1.5 ゴールは：

- a. 地面と平行になっているクロスバーと合わせた地面と垂直の2つのゴールポストが、バックラインに示されたマークの上に設置される。
- b. ゴールポストとクロスバーは、白色で、接合部分を含めて矩形とし、幅50mm、奥行き50mmから75mmとする。
- c. ゴールポストは、クロスバーの高さを超えて上方に突き出ているはならないし、クロスバーは、ゴールポストよりも側方に突き出ているはならない。
- d. ゴールポスト内側縁同士の間隔は3.66mで、クロスバーの低い側の縁からグラウンドまでの間隔は、2.14mとする。
- e. ゴールの奥行きは、クロスバー側（上方）は最低 0.90m、グラウンド側（下方）は、最低 1.20mの長さをとらなければならない。また、このポストとバーは、上記の奥行きに沿ってサイドボード、バックボード及びネットで囲まれていることとする。

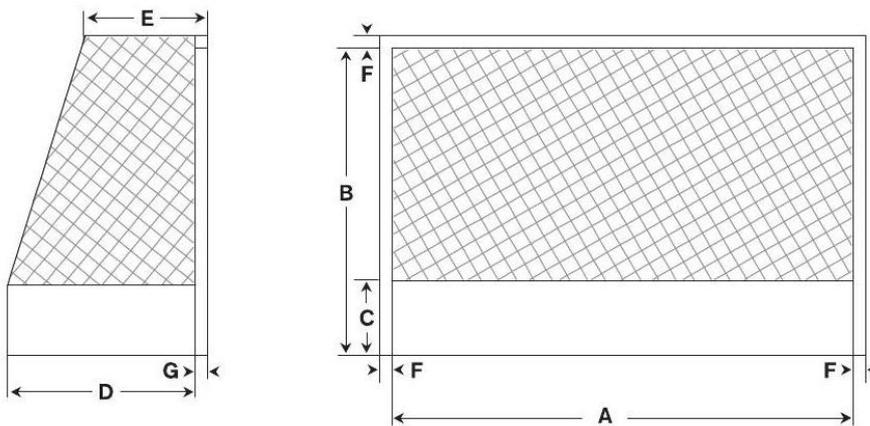
#### 2) 競技規則 1.6 サイドボードとバックボード

- a. サイドボードは、高さ460mm、長さは最低1.20mとする。
- b. バックボードは、高さ460mm、長さ3.66mとする。
- c. サイドボードは、グラウンド上でバックラインの端に直角に置かれ、ゴールポストの幅よりはみ出ないように固定される。
- d. バックボードは、グラウンド上の両サイドボードの端に直角に置かれ、バックラインと平行になるようにして、両サイドボードからはみ出さないようにしておく。
- e. サイドボードとバックボードの内側は、濃暗色のものとする。

#### 3) JHA主催大会におけるゴールのガイドライン

- a. ゴールポストとクロスバーは、白色かピッチやボールと対照的な明るい色でもよい。
- b. ゴールポストとクロスバーの全面の角は、丸くする（半径3mm±1mm）。
- c. サイドボードとバックボードの内側は、衝撃吸収材（例えば、ゴム製）で覆うこと。
- d. 予備のゴールを1基準備すること。

図1 ゴール仕様



Code	Metres	Code	Metres
A	3.66	E	minimum 0.90
B	2.14	F	0.050
C	0.46	G	0.050 to 0.075
D	minimum 1.20		

## 2. ゴール用ネット

### 1) 競技規則 1.7 ネットは：

- a. ネットの目の大きさは、最大45mmとする。
- b. バックボード及びゴールポストへの取り付けの間隔は150mm以内とする。
- c. ネットは、バックボードとサイドボードの後ろ側につり下げように取り付ける。
- d. ネットは、ゴールポスト、クロスバー、サイドボード及びバックボードからボールが抜け落ちることがないように、しっかりと固定されていること。
- e. ネットは、ボールが跳ね返ってこないように余裕があり、しかもゴールに合ったものであること。

### 2) JHA主催大会におけるゴールネットのガイドライン

- a. ゴールネットを取り付ける支柱やフレームは、ネットの外側にあり、ボールが支柱やフレームに当たって跳ね返らないこと。

## 3. フラッグポスト

### 1) 競技規則 1.8 フラッグポストは：

- a. フラッグポストの高さは、1.20mから1.50mとする。
- b. フラッグポストは、フィールドの各コーナーに置かれる。
- c. フラッグポストは、危険なものであってはならない。
- d. 折れたり破損したりしないものであれば、できる限り取り付け部分がバネ式のもの望ましい。
- e. フラッグポストには旗（フラッグ）を取り付ける。そのフラッグの大きさは、幅・長さともに300mmを超えないものとする。

### 2) JHA主催大会におけるフラッグポストのガイドライン

- a. 予備のフラッグポストを2本準備すること。

## 4. テクニカルテーブル

- a. 太陽光（まぶしさを避ける）と観客の視界を遮らないことを考慮し、どちらかのサイドライン側のピッチ中央に配置する。
- b. テクニカルテーブルからピッチ全体（チームベンチ、スコアボード、時計等）を見渡せること。
- c. テクニカルテーブルの前全面が、サイドラインから4～8mの距離にあること。
- d. テクニカルテーブルのエリアとして、最低6m×3mの広さを確保すること。
- e. テクニカルテーブルの横からピッチへのアクセスができること。
- f. 雨、風、太陽光、散水が防げること。
- g. 屋根や天井は、十分な高さがあり、観客の視界を妨げないようにすること。
- h. 強化ガラス等で囲む場合は、窓を設置する等フィールドと直接コミュニケーションがとれるようにすること。
- i. テクニカルテーブルのフロアは、ピッチより300mm以上の高さにすること。
- j. テクニカルテーブルに設置される机の大きさは、最低1800mm×450mmを2台とする。
- k. 机の前面とサイドは、フロアから机のトップまで覆われていること。
- l. テクニカルテーブルには、4名（オフィシャル2名、記録者1名、リザーブアンパイア1名）が座れるようにすること。可能であるならテクニカルテーブルのすぐ近くに、TD、UM、医療関係者、負傷者搬出用（担架）要員が座れるようにすること。
- m. 照明、電気のコンセント、インターネットに接続されているパソコン、プリンター、天候に応じてヒーターを設置すること。
- n. TD、大会本部、放送席等に連絡することができるコミュニケーションツールを準備すること。
- o. テクニカルテーブルに、退場者が座れる椅子を4脚準備すること。退場者が出た時点で椅子をTDが指示する位置（通常は、テクニカルテーブル側面）に設置すること。
- p. ペナルティコーナー時のシュートクロック終了前の10秒・5秒を表示するカードの準備。  
※サジェスションアンパイア、電光掲示板がある場合は不要。

## 5. チームベンチ

- a. テクニカルテーブルから5m以内の両サイドに設置すること。  
※テクニカルテーブルからチームベンチのそれぞれ近い方の端までの距離。
- b. 雨、風、太陽光、散水が防げる構造であること。
- c. 屋根や天井は、十分な高さがあること。ただし、観客の視界を妨げないこと。
- d. 全前面に低いボールを防ぐためのネットやフェンスを設置すること。
- e. 控え選手とチーム役員が座れる椅子があること（椅子の座面幅は最低1人370mm、可能であれば

1列に座れる) ように準備すること。

また、チームドクターまたはフィジオによる処置スペースとチームの荷物等が置けるスペースをあること。

- f. 電気のコンセント、必要により照明やヒーターを設置すること。
- g. スティック保管場所をチームベンチとテクニカルテーブルの間に設置し、スティックの取り出しが簡単にできて雨やピッチの散水を防げるようにすること。
- h. チームベンチはテントを活用する機会が多いが、ベンチフード(サッカー競技で使用)があればそれを使用することを推奨する。

## 6. 防球フェンスや防球ネット

- a. ラン・オフ・エリアの外側に、ボールが外に出ることを防ぐための、高さ500mm以上の防球ネット(通常サイドネットと呼ぶ)、壁、フェンスを設置すること。
- b. シューティング・エリアのゴール後方のラン・オフ・エリアの外側に観客等の安全のために高い防球ネットか防球フェンスを設置すること。
- c. 防球フェンスや防球ネットはボールが外に出ないためのものだけではなく、観客等の安全に考慮したものでなければならない。
- d. ボールがピッチの外側にでたことにより事故等が発生した場合、主催者は一切の責任を負わない。

## 7. スコアボードと時計

- a. フィールド上のいかなる地点からも視認できる大きさのスコアボードと時計をテクニカルテーブルとチームベンチから見える位置に設置すること
- b. スコアボードと時計は、テクニカルテーブルから操作できることが望ましい。
- c. 時計は、デジタル方式が望ましい。

## 8. チェンジングルーム

- a. 試合のチームには、スタジアム内にそれぞれ鍵のかかる部屋を1室準備することが望ましい。各部屋にはシャワーが設置されていることが望ましい。
- b. アンパイアには、チームのチェンジングルームから離れた場所に鍵のかかる部屋を準備することが望ましい。部屋には、シャワーが設置されていることが望ましい。
- e. スタジアムには、救護室を準備すること。また、救護室には、最低限の応急処置ができるファーストエイドキットとAEDを準備すること。
- f. ドーピングを実施する大会では、ドーピングテストが実施できる部屋を準備すること。
- g. 競技役員の待機及びミーティングスペースとしての部屋を1室準備することが望ましい。
- h. TD・UM専用の部屋を各1室準備することが望ましい。

## テクニカルテーブル備品一覧

番号	品目	数量	数量確認					備考	
			/	/	/	/	/		
1	ボール	2						打	打(1日1打、予備1打)
2	スティックチェック用リング	2						個	
3	スティックチェック用ゲージ	2						組	
4	警告用カード	2						組	
5	PC用グローブ測定版	1						枚	(27cm×16cm)
6	ストップウォッチ	6						個	
7	ホーン	2						個	
8	ホイッスル	2						個	
9	キャプテン用腕章	2						枚	
10	GK用シャツ	3						枚	(3色各1枚)
11	ボールサーバー用ピブス	3						組	3色(6~8枚)
12	ボールペン	10						本	(赤5・黒5)
13	便箋	2						冊	(メモ用紙)
14	バインダー	6						枚	(A4版タテ型)
15	クリアホルダー	10						枚	(透明A4版)
16	マジック	2						本	(赤1・黒1)
17	セロテープ	1						個	
18	定規	1						本	(30cm・18cm)
19	ペーパーウェイト	5						個	
20	防水シート	2						枚	(スティック用)
21	ジャッジ需用プログラム	2						冊	(10チェック用、修正済)
22	レターケース	1						個	(記録用紙等入れ)
23	収納ケース	1						個	(テープ巻込み用、透明500mm)
24	巻尺	1						個	(30~50m)
25	ライン引き(ラインテープ)	1						式	(クレー・人工芝)
26	担架	1						個	
27	処置用手袋	1						組	(10枚)
28	消毒用アルコール	1						本	
29	消毒用ポリバケツ	1						個	
30	雑巾(タオル)	3						枚	
31	ブラシ	1						個	
32	(ノートパソコン)	(1)						台	日本協会主催・兵庫県大会必要
33	(プリンター)	(1)						台	日本協会主催・兵庫県大会必要
34									
備考	32・33について、6人制大会・中学11人制大会は除く								

## 用具製造販売事業者公認制度

### 第1条（目的）

本制度は、国際ホッケー連盟のホッケー用具に関する規程を反映させ、安全かつ高水準の用具を日本国内に普及させることにより日本のホッケー競技の健全な発展と競技力向上を図ることを目的とする。

### 第2条（用具製造販売事業者公認制度）

1. 第1条の目的に適合するホッケー用具の製造または販売を行う事業者で、希望する者に対し、公益社団法人日本ホッケー協会（以下「JHA」という）は用具製造販売事業者の公認を行う。
2. 用具製造販売公認事業者は、第1条の目的に適合する事業者であることをJHAが公認したことを意味する。
3. 公認を希望する事業者は、所定の申請書（様式4）をJHAに提出しなければならない。
4. JHAは申請書に基づき指定を希望する事業者が第1条の目的に適合しているか等の必要な審査を行う。審査に合格した場合は、用具製造販売事業者の公認を行い、「用具製造販売事業者公認証」を交付する。
5. 新たに公認証を交付された事業者は、規定の新規登録料をJHAに納付しなければならない。登録料が納付されるまでは、公認は効力を有しない。
6. 用具製造販売公認事業者は、規定の年間公認料を毎年6月末日までにJHAに納付しなければならない。

### 第3条（用具）

1. 用具製造販売公認事業者が販売または提供したボールを公認ボール、スティックを公認スティックと呼ぶ。
2. JHAが主催または共催する試合においては、用具製造販売公認事業者が販売または提供した公認ボールおよび公認スティック以外のボールおよびスティックは使用できない。
3. 公認ボールおよび公認スティックは国際ホッケー連盟の規程に適合したものでなければならない。規程を満たさない公認ボールおよび公認スティックはJHAが主催または共催する試合では使用できない。
4. JHAが主催または共催する試合で使用する公認ボールの表面には、シールまたはプリントによる規定のマークが表示されていなければならない。
5. JHAが主催または共催する試合で使用する公認スティックの表面には、シールまたはプリントによる規定のマークが表示されていなければならない。
6. 用具製造販売公認事業者は、自らが販売または提供する公認ボールおよび公認スティックが国際ホッケー連盟の規程に適合するように努めなければならない。
7. 用具に起因する事故の責任は用具製造販売事業者が負う。
8. JHAは用具製造販売公認事業者が販売または提供する用具の適格性について責任を負わない。

### 第5条（公認の取消し）

1. 用具製造販売公認事業者が次の各号に該当する場合は、公認を取り消す。
  - (1) 第1条の目的に適合する事業者ではないとJHAに判断された場合。
  - (2) 国際ホッケー連盟の規程を満たさない用具を販売、提供した場合。
  - (3) 指定期日までに規定の年間公認料を納入しなかった場合。
  - (4) JHAに不利益をもたらした場合。
2. 公認を取り消す場合は、当該の用具製造販売公認事業者に弁明の機会を与えうえで決定し、その内容を公表する。

### 第6条（公認の返上）

1. 用具製造販売公認事業者が公認を返上する場合は、公認返上申請書をJHAに提出しなければならない。JHAで申請書が受理された時点で、当該事業者の公認は効力を失う。
2. 公認を返上した事業者が、再度公認を希望する場合は、第2条3項に規定する申請書を提出しなければならない。

第7条 本制度に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、JHAで協議し決定する。

## 付 則

1. 本規程は平成23年4月1日より施行する。但し、ボールに関する規程は、平成25年4月1日より施行する。
2. 平成27年6月7日改正時点で用具製造・販売企業指定を受けている企業は、本規程の用具製造販売公認事業者とする。

- 1) 平成17年12月17日総会承認
- 2) 平成19年6月16日総会改正
- 3) 平成19年11月24日総会改正
- 4) 平成23年6月4日総会改正
- 5) 平成27年6月7日改正

## 別紙

## 【登録料、公認料】

用具製造販売公認事業者新規登録料：30万円  
年間公認料：30万円

## 【公認ボールに表示するマーク】



## 【公認スティックに表示するマーク】

J.H.A APPROVED  
NO. JHA-K0000

様式 4

ホッケー用具製造販売企業公認指定申請書

平成 年 月 日

(公・社) 日本ホッケー協会 様

社名

代表者

㊞

ホッケー用具（製造・販売）企業として公認指定を申請します。

(公・社) 日本ホッケー協会用具製造販売企業指定制度ならびに用具公認制度に則り、誠実にホッケー用具の検定を行い、安全なホッケー用具提供と日本のホッケー競技力向上及び普及に寄与するよう誓約します。

会社名	
代表社名	
会社住所	
メールアドレス	
資本金	

○取扱ブランドの登録

取扱ブランド名	国 籍	取 扱 商 品

○添付書類

- ・会社登記簿謄本 1通
- ・取扱ブランドの製造業者証明書（製造の場合）、輸入販売代理店業者  
証明書（輸入の場合）等の写 1通
- ・取扱商品カタログ

## 様式 5

平成 年 月 日

(公・社) 日本ホッケー協会 様

会社名

代表者

印

## ホッケー用具製造販売企業公認指定の解約申請

(公・社) 日本ホッケー協会用具製造販売指定制度ならびに用具公認制度に伴うホッケー用具製造販売企業としての公認指定の解約を申請します。

なお、当社は解約日以降には公認マークが表示された製品の販売を一切行いません。

また、当社は解約日以前に販売した公認マークを表示された製品についての販売責任を負うことを誓約いたします。

## 記

1 会社名

2 会社住所

電話  
メールアドレス

F A X

3 代表者名

4 解約期日 平成 年 月 日

5 その他

## 人工芝製造・販売指定企業制度

平成23年5月23日

### 第1条（目的及び名称）

ホッケー競技の発展及び普及等に資するため、「人工芝製造・販売指定企業制度」を設ける。

### 第2条（競技会の制限）

公益社団法人日本ホッケー協会（以下「JHA」という）が主催する国内競技会は、JHAが指定した企業（以下「メーカー」という）が製造・販売し、協会の公認を得た競技プレイフィールドにおいてのみ実施する。

### 第3条（指定企業）

JHAの指定を希望するメーカーは、JHAの申請の手続きを行い、承認を得たうえ毎年指定料を20万円支払う。JHAは、メーカーに対して指定企業証を発行する。

### 第4条（加入）

新たに加入を希望するメーカー、或いは再度加入を希望するメーカーは、人工芝指定企業連絡協議会に諮って加入を認める。

**公益社団法人 日本ホッケー協会**

〒150-8050 東京都渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館内

TEL 03-3481-2330 FAX 03-3481-2329

<http://www.hockey.or.jp/>

